

官報

号外

平成十一年八月六日

○第百四十五回 参議院會議録第四十二号(その一)

平成十一年八月六日(金曜日)

午後二時一分開議

○議事日程 第四十二号

平成十一年八月六日

午後二時開議

第一 農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、日程第一

一、産業活力再生特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、不正アクセス行為の禁止等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案(衆議院提出)

一、国際問題に関する調査の中間報告

一、国民生活・経済に関する調査の中間報告

平成十一年八月六日 参議院會議録第四十二号(その一) 農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 産業活力再生特別措置法案

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。

日程第一 農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。国民福祉委員
長尾辻秀久君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔尾辻秀久君登壇、拍手〕

○尾辻秀久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国民福祉委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

農業者年金の保険料の額につきましては、毎年、月額八百円ずつの引き上げと物価スライドが実施されております。

これによりまして、現在、平成十一年の保険料の額は月額二万四千四百四十円ありますが、平成十二年には八百円上がって月額二万五千二百五十円となることとなっております。

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十二年及び平成十三年の保険料の額を平成十一年と同額の月額二万四千四百四十円としようとするものであります。

委員会におきましては、農業者年金制度のあり方、農業に従事する女性に対して必要とされる施策、抜本的改革の必要性等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御

承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六

賛成

二百三十四

反対

二

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、産業活力再生特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。経済・産業委員長須藤良太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔須藤良太郎君登壇、拍手〕

○須藤良太郎君 ただいま議題となりました法案につきまして、経済・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、我が国産業の活力の再生を速やかに実現するため、企業の事業再構築の円滑化、新事業の開拓支援及び研究活動の活性化等を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、参考人からの意見を聴取するとともに、産業再生下で生ずる雇用不安の解消策、事業再構築計画の認定基準の明確化、経営のモラルハザードの防止等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会の篠原理事、日本共産党の西山委員及び社会民主党・護国連合の梶原理事より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対して十項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 本案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。前川忠夫君。

〔前川忠夫君登壇、拍手〕

○前川忠夫君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました産業活力再生特別措置法案について、反対の立場から討論を行います。

反対の第一の理由は、法案の中心部分が、官庁の権益を増大させ、官民の癒着を温存させ、規制緩和や自由競争の流れに逆行するものとなっていることである。

法案のかなめは、政府がお墨つきを与えた事業者のみに支援措置を講じることですが、このよう

平成十一年八月六日 参議院會議録第四十二号(その二) 産業活力再生特別措置法案 議事日程追加の件 租税特別措置法の一部を改正する法律案

二

な枠組みは、官庁の権益を増大させ、官民の癒着を温存させ、規制緩和や自由競争の流れに逆行するものであります。

今一番必要な政策は、普遍的な競争ルール確立や税制改正の実施ではないでしょうか。欠損金の繰越制度については、米国では二十年、英国やドイツでは無制限で原則すべての企業に適用されるものとなっています。政府案では、機械装置・建物の廃棄だけに絞って、しかも認定事業者だけに税制の特例を適用することとしています。本末転倒と言わざるを得ません。

担当大臣による事業再構築計画の認定、あるいは都道府県知事による経営資源活用新事業計画の認定など、お役所のお墨つきがなければ優遇措置は一切受けられないような枠組みを設けたことは、総理が施政方針演説で公約した旧来システムとの決別、事前コントロールの社会から事後チェック型の社会への改革を踏みにじるものであります。

反対の第一の理由は、経営責任も明確にせずに労働者のリストラを一方的に促進しかねない内容が盛り込まれている点であります。

分社化や過剰設備の整理を中心とした事業再構築はさらなる雇用の削減につながる可能性が高く、過剰債務の株式化は経営者のモラルハザード、企業のモラルハザードを加速するおそれがあります。

法案は、失業の予防、雇用の安定などに触れつつも、具体的な内容は明記されず、セーフティネットどころかクモの巣のような危ないネットとなっています。事業再構築計画の実施に当たって、雇用や労働条件に影響を与える場合に労働組合等と協議を行わせることなどの担保もありません。

経済の再生を図る場合に最も大切な経営者の厳しい自己批判と自助努力をないがしろにし、過剰雇用、過剰設備、過剰債務の三つの過剰をあたか

も構造問題のように語りながら、論点をすりかえるものと断ぜざるを得ません。

なお、この際、企業組織の変更ににおける労働者保護についての一般的な法律を制定すべきことを提唱いたします。

反対の第三の理由は、新規事業・ベンチャー企業育成策が不十分なものとなっていることであります。

経済構造の大きな変化が予測されてから既に十年を超える歳月がたちました。産業構造の変化は必然的に失業者をふやすことになります。政治の最大の課題は新しい雇用をいかにつくり出すかにあつたはずであります。

第一に、新規雇用をふやし、第二に、効果的な労働転換政策を立て、そして第三に、緊急避難的な失業対策を打ちながら失業率を抑え込んでいく、これが望ましい政策の手順です。

しかし、残念ながら、政府は、新規事業創造・新規雇用創出計画を後手後手に回し、雇用情勢が危機的な状況に陥った今になって、慌てて過ぎはざだらけの雇用対策や産業再生策を決定するという失態を演じています。

民主党は、新しい雇用の受け皿として、ホームヘルパーの目標値を新ゴールドプランの十七万人から三十万人への拡充を行うことや、保育所待機児童四万人を解消するための保育士の増員など、福祉、環境、住宅、情報通信関連等の分野における雇用の創出を提唱しています。

そして民主党は、どの政党よりも新規事業・ベンチャー企業の育成に力を入れています。

この具体策として、起業家を育て、新しい雇用をつくるために、およそ四十項目の施策を盛り込んだデモクラット起業家倍増プラン九九を発表いたしました。その中から今日の課題である最重要項目を選び、第一段階として法案を取りまとめ、衆議院に起業家支援法案を提出いたしました。

しかし、衆議院において、政策の整合性よりも政権維持の都合を優先する他党の理不尽な態度によって残念ながら否決をされました。

今回の法案において、中小企業への設備投資資金の融資の拡充、国の委託研究開発に係る特許権の扱いの特例など、創業及び中小企業者による新規事業開拓の支援や研究活動の活性化策が盛り込まれていることは一歩前進と考えます。

しかし、民主党の起業家支援法が打ち出している女性起業家の育成、エンゼル税制やストックオプション税制の強化、国立大学教官の民間役員業務などの大胆な施策が見送られていることは納得できません。

私たちの提言には、小淵総理が鳴り物入りで始めた経済戦略会議が打ち出した項目も含まれておりますが、政府がこれをつぶし、野党の民主党がこれを推進するのは、まさに摩訶不思議と言わざるを得ません。

さて、産業活力再生特別措置法案のような問題だらけの、しかも急場しのぎの法案で、現下の経済危機克服も、未来につながる経済改革の達成も、不可能であることは自明の理であります。小淵内閣の退陣こそ最大の景気対策であることを強調いたしましたして、私の反対討論を終わります。

(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)
○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。
(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三
賛成 百四十二
反対 九十一
よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。財政・金融委員長勝木健司君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(勝木健司君登壇、拍手)

○勝木健司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、企業による事業の再構築の円滑化に資するため、産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を受けた事業者について、事業革新設備の特別償却、設備廃棄等による欠損金の繰越期間等の特例、登録免許税の税率を軽減する特例等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、税制上の優遇措置の経済効果、本改正が雇用へ与える影響、今後の中小企業に対する支援措置のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本

共產党を代表して池田幹幸理事、社会民主党・護憲連合を代表して三重野榮子委員より、それぞれ本法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四

賛成

百四十三

反対

九十一

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、自衛隊法等の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。外交・防衛委員長河本英典君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔河本英典君登壇、拍手〕

○河本英典君 ただいま議題となりました自衛隊法等の一部を改正する法律案につきまして、外交・防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、自衛隊員に新たな再任用制度を導入し、懲戒制度を整備するとともに、自衛隊員の再就職手続を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、本改正と防衛庁背任事件との関係、制服自衛官に対する再就職規定の運用、若年定年制の見直し等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四

賛成

二百一十一

反対

二十三

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、不正アクセス行為の禁止等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。地方行政・警察委員長小山峰男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小山峰男君登壇、拍手〕

○小山峰男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地方行政・警察委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図るため、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めようとするものであります。

委員会における質疑の内容は後刻会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十五

賛成

二百三十五

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。議院運営委員長岡野裕君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔岡野裕君登壇、拍手〕

○岡野裕君 ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本法律案は、政治倫理の確立を期するため、国会議員が本人の名義以外の名義を使用して株取引等を行うことを禁止し、これに違反して株取引等を行った者は二十万円以下の罰金に処することとするものであります。

委員会におきましては、提出者である桜井新衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果

平成十一年八月六日 参議院会議録第四十二号(その二) 国際問題に関する調査の中間報告

四

果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十五
二百三十五

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、国際問題に関する調査会長から、国際問題に関する調査の中間報告を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。国際問題に関する調査会長村上正邦君。

〔調査報告書は本号(その二)に掲載〕

〔村上正邦君登壇、拍手〕

○村上正邦君 国際問題に関する調査会における調査の中間報告につきまして、御報告を申し上げます。

本調査会は、今期三年間のテーマを「二十一世紀における世界と日本」我が国の果たすべき役割」と決定し、これまで各界を代表する参考人八名から意見聴取と質疑を行ってまいりました。

これは別に、従来の枠にとられない画期的な活動として、昨年十月、金大中韓国大統領特別随員として来日いたしました与野党国会議員団と、北朝鮮に対する太陽政策、南北統一への見通し、北朝鮮による日本人拉致問題の解決策等について意見交換を行いました。また、本年七月には、調査会の一年の活動の締めくくりといたしまして、フォーリー駐日アメリカ大使と、北朝鮮のミサイル発射抑止、朝鮮半島和平に関する四者協議に日本を加えることの所見、緊張する中台関係への対応、東チモール問題に対する国連のかかわりなど、アメリカの東アジア政策について意見交換を行い、相互の認識を深めるなど、大きな成果をおさめさせていただきました。

調査の概要は次のとおりであります。

第一は、安全保障についてであります。

まず、元駐タイ大使岡崎参考人から、力のバランスにより仮想敵国を抑止する同盟と仮想敵国を持たない集団安全保障との関係が論じられ、集団安全保障は現状では同盟を補完するものにすぎず、我が国の安全保障には日米同盟が不可欠であるとの意見が述べられました。また、日米安保体制とアジアの安全保障につきまして、朝日新聞編集委員船橋参考人から、集団安全保障体制の環境が整っていないアジアは、我が国は日米安保体制を中軸に考える以外にないが、同時にアジア諸国に対し、日米安保体制は地域の安全保障に役立つ公共財であるとの認識を共有してもらう努力が重要であるとの意見が述べられました。

これらの意見に対して、委員からは、軍事バランスに依存しない平和的問題解決の状況をつくり出すべきである、冷戦構造の崩壊を受け、国連の目指す集団安全保障体制の構築に努めるべきである、我が国は中立政策をとることが憲法の精神に合致する等の意見が述べられ、我が国とアジア地域の安全保障のあり方について活発な議論が行われました。

北朝鮮の核、ミサイル開発疑惑につきましては、ジョージ・ワシントン大学教授キム参考人から、米国の拡散阻止政策に対する北朝鮮の抵抗は今後も強く、米朝対立の構図は基本的に変わらないとの意見等が述べられました。委員との間では、我が国と米韓との政策協議の必要性、日朝国交正常化、中朝関係等について議論が行われました。

中国につきましては、その動向が二十一世紀のアジアの安定に最も重要な要素であるとの認識は大方一致しており、中台関係の展望、日米中三国の関係、中国の民主化支援等に関し議論が交わされました。

第二は、国連の今日的役割についてであります。

二十一世紀を目前に、国連のあり方が内外で論じられておりますが、調査会では、国際平和の維持、国連改革、新たな国連のあり方と我が国の貢献等について議論を行いました。

前国連事務次長明石参考人から、国連は、近年、宗教、人種、民族の紛争に関与し、従来のPKO原則では対処し切れない現状に直面している旨、また、我が国は従来型のPKOへの全面的な参加をちゅうちうすべきでないとの見解が示されましたが、委員からはPKOの実態や協力のあり方について発言があり、また、国連改革については、我が国の安保理常任理事国入りについての現状打開策、拒否権等のあり方、経済社会理事会のあり方等について意見交換が行われました。

第三は、コソボ問題についてであります。東京大学教授柴参考人から、コソボ問題はバルカン地域の複雑な歴史を背景にした非常に解決の難しいユーゴ国内の民族紛争問題であり、基本的

には軍事力での解決は困難であるとの見解が示され、委員との間では、国連憲章から見たNATO空爆の正当性や多数の難民等に対する我が国の支援対策等について議論が行われました。

第四は、日本外交のあり方についてであります。

前総理大臣橋田官岡本参考人から、国際機関、NPOのような主権国家以外の外交主体の登場や東西冷戦後の世界の不安定化等により、日本外交を取り巻く情勢は急激に変化しているとの認識が示され、こうした状況に対応するためには、外務省の体制強化、議員外交や民間外交の拡大等が必要であるとの意見が述べられました。

これに対し、委員からは、外交の一元化のもとで各界による重層的な外交の協力策、民間外交の支援策、国益の明確な定義の必要性等について活発な意見が述べられました。

本調査会は、こうした議論を踏まえ、朝鮮半島情勢、李登輝総統発言で緊張した中台関係など北東アジアの安全保障と国連に関する調査のため、アメリカ、韓国、中国、台湾に議員団を派遣することを検討しましたが、今回はアメリカ、韓国に議員団を派遣することといたしました。

さらに、今後、世界各国に駐在する我が国大使の一時帰国の際、その国の事情や我が国との関係について意見交換の機会を積極的に持つなど、さまざまな角度から、より密度の高い調査を行い、具体的成果を上げるよう努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

最後に、あの悲惨な原爆が投下された広島、長崎、広島においてはけさから多くの方が哀悼の意を表されております。改めて私は、国際問題調査会長として、心から犠牲者に哀悼の意を表して、終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) この際、国民生活・経済に関する調査会長から、国民生活・経済に関する調査の中間報告を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。国民生活・経済に関する調査会長久保巨君。

〔調査報告書は本号(その二)に掲載〕

〔久保巨君登壇、拍手〕

○久保巨君 国民生活・経済に関する調査会の中間報告について、御報告いたします。

我が国経済社会においては、急速な少子高齢化、国際化、情報化、価値観の多様化などのさまざまな変化が生じております。

このような状況のもとで、二十一世紀を活力あるものとするためには、百年後に我が国の人口を半減させるほど深刻な少子化そのものにメスを入れ、早急に対策を立てる必要があります。同時に、経済社会の変化に適切に対応し、次世代の健全育成を図り、国民一人一人が能力を継続的に高め、これを発揮できる社会システムを構築することが重要であります。

かかる認識に立ち、本調査会は、調査項目を「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成」としたところであります。これまで、政府からの説明聴取、参考人からの意見聴取、委員派遣による実情調査、さらに委員間の意見の交換等を行い、調査項目全般について鋭意調査を進めてまいりました。

これらの調査を踏まえ、このたび各会派の意見の一致を見て中間報告がまとまり、これを議長に提出いたしました。

以下、その概要を申し上げます。まず、少子化の現状と対応についてであります。

少子化は、長期にわたり極めて深刻な影響が我が国社会に及ぼすものと危惧されております。このため、早急に対策を講ずることが求められております。

少子化対策を講ずるに当たっては、まず国民間において広範なコンセンサスが形成される必要があります。少子化は個人の価値観や意識とも深くかかわって生じており、対策が有効なものとなるためには国民の理解が不可欠であるからであります。この点で国民の代表から成る国会の役割は極めて大きなものがあります。

また、少子化の原因である非婚化や晩産化は必ずしも個人が望んだ結果ではなく、心理的、社会的なさまざまな要因の結果であると考えられております。こうした要因を取り除き、結婚や子育てに喜びを感じることができる社会を形成することは、政治に課せられた大きな課題であります。

その際、総合的かつ長期的な取り組みを図るため、少子化に関する基本法制的検討を含め、施策の実施体制を整備する必要があります。

次いで、次世代の健全育成について申し上げます。

現在深刻化している子供や青少年の病的現象に対し、対症療法的な対策をとるだけでは問題の解決にならないことは申すまでもありません。

今日の子供をめぐる問題は、自己の利害や物質的な価値を優先しがちな今日の社会のあり方や、少子化、核家族化を背景とした社会の変化と密接に関連して生じてきております。

こうした観点から、子供の成長に対して、家庭と学校が互いの責任を強調するのではなく、家庭、学校、地域が手を携えて取り組むための方策について幅広い観点から議論し、社会全体として対策を講じていくことが必要とされているのであります。

最後に、生涯能力発揮社会の形成について申し上げます。

我が国が少子高齢化、国際化といった内外の大きな変化に対応するとともに、来るべき世紀を明るく豊かなものとするためには、国民一人一人がみずからの価値観や能力に従い多様なライフスタイルを実現でき、また、年齢や性別に制約されることなく、職場、地域、家庭等においてみずからの能力を最大限発揮できる社会を形成することが必要であります。

このため、生涯にわたり学習や能力開発ができる環境の整備、女性、高齢者や障害者がその能力を発揮できる職場環境の整備、ベンチャービジネス、NPO等新たな活躍の場の形成が課題とされております。

以上の諸課題について、二年目以降さらに精査し、二十一世紀の国民生活をより豊かで活力あるものとするための方策を探っていくこととしております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十三分散会

出席者は左のとおり。

議長	斎藤 十朗君
副議長	菅野 久光君

議員	弘友 和夫君	魚住裕一郎君
	鶴保 庸介君	世耕 弘成君
	岩本 莊太君	渡辺 孝男君
	福本 潤一君	入澤 肇君
	岩瀬 良三君	木村 仁君
	山崎 力君	山本 保君
	沢 たまき君	大森 礼子君
	阿曾田 清君	亀井 郁夫君
	水野 誠一君	加藤 修一君
	高野 博師君	松 あきら君
	益田 洋介君	高橋 令則君

月原 茂皓君	奥村 展三君
菅川 健二君	海野 義孝君
但馬 久美君	山下 栄一君
荒木 清寛君	平野 貞夫君
戸田 邦司君	松岡満壽男君
堂本 曉子君	日笠 勝之君
風間 昶君	木庭健太郎君
森本 晃司君	田村 秀昭君
泉 信也君	椎名 素夫君
田名部匡省君	浜田卓二郎君
統 訓弘君	浜四津敏子君
白浜 一良君	鶴岡 洋君
渡辺 秀央君	星野 明市君
扇 千景君	脇 雅史君
山下 善彦君	北岡 秀二君
武見 敬三君	中島 真人君
岸 宏二君	久野 恒一君
佐藤 昭郎君	齊藤 滋宣君
中川 義雄君	佐々木知子君
加納 時男君	岩城 光英君
阿南 一成君	市川 一朗君
岩永 浩美君	鈴木 政二君
国井 正幸君	田浦 直君
田村 公平君	常田 享詳君
山本 一太君	長峯 基君
岩井 國臣君	上野 公成君
末広まきこ君	釜本 邦茂君
景山俊太郎君	海老原義彦君
依田 智治君	溝手 顕正君
佐藤 泰三君	西田 吉宏君
鎌田 要人君	須藤良太郎君
田中 直紀君	若林 正俊君
成瀬 守重君	石渡 清元君
岡野 裕君	上杉 光弘君
有馬 朗人君	真鍋 賢二君
陣内 孝雄君	井上 吉夫君
尾辻 秀久君	吉川 芳男君
坂野 重信君	中曾根弘文君

青木 幹雄君	保坂 三蔵君
小山 孝雄君	阿部 正俊君
谷川 秀善君	仲道 俊哉君
日出 英輔君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
山内 俊夫君	三浦 一水君
水島 裕君	大野つや子君
中原 爽君	平田 耕一君
林 芳正君	金田 勝年君
松村 龍二君	鈴木 正孝君
塩崎 恭久君	橋本 聖子君
長谷川道郎君	馳 浩君
畑 恵君	大島 慶久君
岡 利定君	太田 豊秋君
加藤 紀文君	山崎 正昭君
矢野 哲朗君	服部三男雄君
片山虎之助君	鴻池 祥肇君
清水嘉子君	狩野 安君
河本 英典君	野間 赴君
南野知恵子君	村上 正邦君
石井 道子君	竹山 裕君
野沢 太三君	久世 公堯君
鹿熊 安正君	中村 敦夫君
木俣 佳文君	浅尾慶一郎君
内藤 正光君	福山 哲郎君
櫻井 充君	郡司 彰君
佐藤 雄平君	小宮山洋子君
谷井 正昭君	小川 敏夫君
藤井 俊男君	高嶋 良充君
本田 良一君	松崎 俊久君
齋藤 勤君	平田 健二君
朝日 俊弘君	和田 洋子君
前川 忠夫君	伊藤 基隆君
小山 峰男君	小林 元君
石田 美栄君	直嶋 正行君
峰崎 直樹君	江本 孟紀君
堀 利和君	今井 澄君
長谷川 清君	川橋 幸子君
佐藤 泰介君	興石 東君

寺崎 昭久君	今泉 昭君
薬科 満治君	岡崎トミ子君
笹野 貞子君	松田 岩夫君
山下八洲夫君	江田 五月君
千葉 景子君	北澤 俊美君
角田 義一君	足立 良平君
本岡 昭次君	久保 亘君
吉田 之久君	西川きよし君
小池 晃君	宮本 岳志君
福島 瑞穂君	海野 徹君
畑野 君枝君	小泉 親司君
照屋 寛徳君	大脇 雅子君
小川 勝也君	八田ひろ子君
富樫 練三君	早下部信代子君
谷本 巍君	円より子君
佐藤 道夫君	大沢 辰美君
井上 美代君	阿部 幸代君
須藤美也子君	清水 澄子君
三重野栄子君	柳田 稔君
築瀬 進君	岩佐 恵美君
林 紀子君	西山登紀子君
緒方 靖夫君	大淵 絹子君
竹村 泰子君	勝木 健司君
池田 幹幸君	笠井 亮君
吉川 春子君	山下 芳生君
湖上 貞雄君	松前 達郎君
広中和歌子君	吉岡 吉典君
市田 忠義君	筆坂 秀世君
橋本 敦君	立木 洋君
田 英夫君	梶原 敬義君
大蔵 大臣	宮澤 喜一君
農林水産大臣	中川 昭一君
通商産業大臣	与謝野 馨君
自治 大臣	野田 毅君
国務大臣	野呂田芳成君
(防衛庁長官)	

議長の報告事項
去る二日比例代表選出議員石川弘君が逝去され
た。
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
法務委員

辞任
有馬 朗人君
国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
補欠
佐々木知子君
国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

財政・金融委員
井上 裕君
角田 義一君
吉川 芳男君
内藤 正光君
補欠

文教・科学委員
上杉 光弘君
国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
補欠
阿南 一成君
国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

国民福祉委員
吉川 芳男君
久野 恒一君
倉田 寛之君
補欠

労働・社会政策委員
川橋 幸子君
平田 健二君
補欠

経済・産業委員
倉田 寛之君
久野 恒一君
山下 善彦君
補欠

国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
補欠
川橋 幸子君

交通・情報通信委員
辞任
内藤 正光君
角田 義一君
補欠

決算委員
辞任
佐々木知子君
有馬 朗人君
補欠

行政監視委員
辞任
阿南 一成君
上杉 光弘君
補欠

議院運営委員
辞任
中川 義雄君
久野 恒一君
補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員
辞任
宮本 岳志君
山下 芳生君
補欠

金融問題及び経済活性化に関する特別委員
補欠
片山虎之助君

国旗及び国歌に関する特別委員
辞任
直嶋 正行君
佐藤 雄平君
補欠

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任
を許可し、その補欠を指名した。
国際問題に関する調査会委員
辞任
櫻井 充君
木俣 佳文君
補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりで
ある。

国旗及び国歌に関する特別委員会

理事 林 紀子君 (笠井亮君の補欠)
理事 笠井 亮君 (林紀子君の補欠)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法案(保岡興治君外九名提出)(衆第三五五号)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済・産業委員会に付託した。
産業活力再生特別措置法案(閣法第二一六号)
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案
同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書

一、目的 国旗及び国歌に関する法律案(閣法第二一五号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
一、派遣委員

第一班 岩崎 純三 溝手 顕正
森本 晃司 笠井 亮
中川 義雄 森田 次夫
佐藤 雄平 竹村 泰子
山崎 力
第二班 鴻池 祥肇 江田 五月
亀井 郁夫 南野知恵子
馳 浩 石田 美栄
山本 保 林 紀子
山本 正和 扇 千景

一、派遣地
第一班 宮城県
第二班 愛知県
一、期間 両班とも八月四日 一日間
一、費用 概算三九二、九六〇円
右のとおり議決した。よって衆議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成十一年八月二日

国旗及び国歌に関する特別委員長 岩崎 純三

参議院議長 斎藤 十朗殿
同日本院は、預金保険機構理事に篠原興君、松田京司君及び吉田正弘君を、同監事に高橋善一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

異動前の氏名 官職名 異動後の氏名 官職名 年月日
内閣官房長 内閣官房長 事務代理 竹内 春久 (解職) 平二八二
兼内閣総理大臣官房長 兼内閣総理大臣官房長 事務代理 外務省アジア局長 榎井 澄夫 (同) 同
外務省アジア局長 事務代理 同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政 審議室長 登 誠一郎君
兼内閣総理大臣官房外政審議室長
外務省アジア局長 阿南 惟茂君
同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長登誠一郎君外一名(同日議長承認を、第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員 辞任 内藤 正光君 補欠 角田 義一君
財政・金融委員 辞任 阿南 一成君 補欠 上杉 光弘君
文化・科学委員 辞任 北岡 秀二君 補欠 久野 恒一君
国民福祉委員 辞任 倉田 寛之君 補欠 北岡 秀二君
労働・社会政策委員 辞任 平田 健二君 補欠 川崎 幸子君
経済・産業委員 辞任 山下 善彦君 補欠 森田 次夫君
交通・情報通信委員 辞任 川崎 幸子君 補欠 平田 健二君
角田 義一君 補欠 内藤 正光君
予算委員 辞任 海野 徹君 補欠 和田 洋子君
江田 五月君 補欠 小川 勝也君
円より子君 補欠 本田 良一君
高野 博師君 補欠 沢 たまき君
浜田卓二郎君 補欠 益田 洋介君
市田 忠義君 補欠 大沢 辰美君
笠井 亮君 補欠 宮本 岳志君

決算委員

辞任 森田 次夫君 補欠 世耕 弘成君
小川 勝也君 補欠 江田 五月君
益田 洋介君 補欠 浜田卓二郎君
行政監視委員 辞任 上杉 光弘君 補欠 阿南 一成君
議院運営委員 辞任 久野 恒一君 補欠 中川 義雄君
世耕 弘成君 補欠 山下 善彦君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国旗及び国歌に関する特別委員
辞任 佐藤 雄平君 補欠 本岡 昭次君
阿部 幸代君 補欠 畑野 君枝君
同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国際問題に関する調査会委員
辞任 塩崎 恭久君 補欠 加納 時男君
木俣 佳文君 補欠 櫻井 充君
国民生活・経済に関する調査会委員 辞任 山下 栄一君 補欠 但馬 久美君

同日調査会長から次の報告書が提出された。
国際問題に関する調査報告書(中間報告)
同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書
一、目的 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会閣法第七九号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
一、派遣委員 小山 峰男 釜本 邦茂
松村 龍二 興石 東

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書
一、目的 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会閣法第七九号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
一、派遣委員 小山 峰男 釜本 邦茂
松村 龍二 興石 東

労働・社会政策委員
辞任
補欠

か旨の通知書を受命した

なお、別紙の附帯決議を行った。

〔平戎十二〕二月の爲め、司表平戎十二月一日

平成十一年八月六日 参議院會議録第四十二号(その一) 産業活力再生特別措置法案

から同年十二月までの月分の項及び平成十三年一月から同年十二月までの月分の項を削り、同条第二項中、「二万八百六十円」とあるのは「一万四千九百円」と、「二万六千六百六十円」とあるのは「一万五千四百七十円」とを削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

産業活力再生特別措置法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年八月六日

経済・産業委員長 須藤良太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、内外の経済的環境の変化に伴い我が国経済の生産性の伸び率が低下している現状を踏まえ、我が国産業の活力の再生を速やかに実現し、豊かな経済社会を構築していくためには、我が国に存する経営資源の効率的な活用を実現するために事業者が行う事業再構築及び新事業の開拓を促進することが必要であることにかんがみ、事業者が実施する事業再構築を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、創業及び中小企業者による新事業の開拓を支援するための措置を講じ、併せて事業者の経営資源の増大に資する研究活動の活性化等を図ろうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、景気対策に万全を期するとともに、産業活力の再生を図るため、本法律案に当たり、雇用の確保に配慮しつつ、産業サイドの構造改革及び新たな雇用機会の創出等に向けた施策の総合的推進を図る観点から、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 事業再構築計画等の認定に当たっては、事業者の主体的な取組を尊重し、行政の過度の介入や恣意性を排除する観点から、可能な限り認定基準を具体的に提示する等、手続の透明性確保を図るとともに、事業再構築に対する支援については、経営倫理の欠如を惹起することのないよう十分留意すること。

二 中小企業者を取り組む事業再構築については、計画の認定及び施策の適用につき特段の配慮を払うとともに、事業革新に向けた中小企業者の取組を積極的に支援するための環境整備に努め、事業再構築に伴う新規投資に係る支援措置の拡充に十分な配慮をすること。

三 事業再構築に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期するため、事業者による事業再構築計画の作成及びその実施に当たり、当該計画が雇用に影響を及ぼす場合には関係労働組合等との十分な協議を行う等、雇用労働者の意見を十分聴取し、関連中小企業等の労働者を含めた雇用の安定に最大限の考慮を払い、その理解と協力を得つつ当該計画が推進されるよう適切な指導を行うこと。また、当該地域の経済や雇用に与える影響についても十分留意すること。

さらに、事業再構築の実施が雇用不安を助長することのないよう、事業者が雇用労働者の雇用機会の確保、能力開発に努めるよう適切な指導を行うほか、これら事業者の取組に対する支援措置の適切な実施を図るとともに、規制緩和や新産業の育成・振興のための施策を強力に推進することにより、新たな雇用機会の創出に全力を挙げて取り組むこと。

四 企業の組織変更が円滑に実施され、かつ、実効あるものとなるためには、従業員への権利義務関係等を明確にする必要があることにかんがみ、労使の意見等も踏まえつつ、企業の組織変更に伴う労働関係上の問題への対応について、法的措置も含め検討を行うこと。

五 今後の企業法制度の在り方については、本法における事業再構築制度の趣旨等を踏まえ、企業活力の活性化に資する企業組織の変更に手続の整備等、関係法制全般の見直しを不断に行うこと。

六 創業者及び成長期の中小ベンチャー企業の資金需要に的確に対応するため、本法に基づく信用保証制度等金融支援措置の適切な運用、周知徹底に努めるとともに、エンジェルといわれる個人投資家等からの投資を促進するための環境を整備し、併せて、未公開株式市場や店頭市場の整備等直接金融の基盤整備に努めること。

また、女性起業家に対する支援の一層の充実に努めること。

七 民間事業者への研究開発の委託の実施に当たっては、広範な知的財産権において各省市等の連携の下、受託者が特許権等を取得できるよう最大限努めるとともに、技術力を有する中小企業者の機会確保に十分配慮すること。

また、委託研究開発の成果としての特許権等については、受託者等においてその活用が促進されるよう指導するとともに、既存の国有特許権等についても、民間事業者において一層の活用が図られるよう、その体制整備に努めること。

八 国立大学等における研究開発の成果の民間事業者への移転を促進するため、TLOの設立・事業運営に対する一層の支援を行うこと。

九 産業活力活性化のための研究・技術開発の重要性にかんがみ、官民連携の下、戦略的、集中的な研究開発を行っていくこと。特に、我が国

経済社会の特性や条件に対応した先進的、効果的な研究開発を行うこと。

十 本法に基づく各般の施策の実効を確保するため、必要な財政、税制上の措置等の充実を図るとともに、今後とも産業活力の再生に向けて施策の積極的な展開を図ること。

右決議する。

産業活力再生特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年七月二十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

産業活力再生特別措置法案

産業活力再生特別措置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 事業再構築の円滑化(第三条・第二十条一条)

第三章 創業及び中小企業者による新事業の開拓の支援(第二十一条・第二十九条)

第四章 研究活動の活性化等(第三十条・第三十三条)

第五章 雑則(第三十四条・第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、内外の経済的環境の変化に伴い我が国経済の生産性の伸び率が低下している現状にかんがみ、我が国に存する経営資源の効率的な活用を通じて生産性の向上を実現するため、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに創業及び中小企

業者による新事業の開拓を支援するための措置を講じ、併せて事業者の経営資源の増大に資する研究活動の活性化等を図ることにより、我が国産業の活力の再生を速やかに実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「経営資源」とは、個人の有する知識及び技能並びに技術、設備その他の事業活動に活用される資源をいう。

2 この法律において「事業再構築」とは、事業者が行い、又は行おうとする事業のうち、当該事業者が行う他の事業に比して現に生産性の高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業(以下「中核的事业」という)の強化を目指す事業活動であつて、次に掲げるものをいう。

一 生産性の相当程度の向上を図るために事業者が行う事業の構造の変更であつて、次に掲げるもの(第十四条第一号並びに第十七条第一項、第四項及び第五項において「事業構造変更」という)。

イ 合併、営業若しくは事業に必要な資産の譲受け、他の会社の株式の取得(当該取得により当該他の会社が関係事業者(当該事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つ事業者(新たに設立される法人を含む)をいう。以下同じ)となる場合に限る。)、資本の相当程度の増加又は会社の設立による中核的事业の開始、拡大又は能率の向上

ロ 当該事業者が保有する施設の相当程度の撤去若しくは設備の相当程度の廃棄、営業若しくは資産の譲渡、関係事業者の株式の譲渡(当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。)、又は会社の設立若しくは清算による事業の縮小又は廃止

二 事業者がその経営資源を活用して行う事業の分野又は方式の変更であつて、次に掲げるもの(第十七条及び第二十条第一項において「事業革新」という)。

イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させること。

ロ 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上により、商品の生産を著しく効率化すること。

ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入により、商品の販売若しくは役務の提供を著しく効率化し、又は国内における新たな需要を相当程度開拓すること。

ニ 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入により、商品の生産に係る費用を相当程度低減すること。

三 この法律において「創業」とは、次に掲げる行為をいう。

一 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること(次号に掲げるものを除く)。

二 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。

この法律において「創業」とは、次に掲げる者をいう。

一 前項第一号に掲げる創業を行おうとする個人であつて、一月以内に当該創業を行う具体的な計画を有するもの

二 前項第一号に掲げる創業を行った個人であつて、事業を開始した日以後五年を経過していないもの

三 前項第二号に掲げる創業を行おうとする個人であつて、二月以内に当該創業を行う具体的な計画を有するもの

四 前項第二号に掲げる創業を行ったことにより設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの

この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五百人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

6 この法律において「経営資源活用新事業」とは、中小企業者が、現に有する経営資源を新たな方法で有効に活用し、又は新たな経営資源を有効に活用することにより、新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の開拓(以下「新事業の開拓」という)を行うことをいう。

第二章 事業再構築の円滑化

第三節 事業再構築計画の認定

第三条 事業者は、その実施しようとする事業再構築に関する計画(以下「事業再構築計画」という)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成十五年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の事業者がその事業再構築のための措置を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して事業再構築計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 事業再構築計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業再構築の目標

二 事業再構築の内容及び実施時期

三 事業再構築の実施に必要な資金の額及びその調達方法

四 事業再構築に伴う労務に関する事項

4 事業再構築計画には、関係事業者が当該事業者の事業再構築のために行う措置に関する計画を含めることができる。

5 事業再構築計画には、当該事業者の事業再構築の実施の円滑化を図るものとして主務省令で定める要件に該当する関係事業者(以下「特定関係事業者」という)が行う措置に関する計画を含めることができる。

6 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業再構築計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該事業再構築計画に係る事業再構築の目標として、生産性を相当程度向上させることが明確であること。

二 当該事業再構築計画に係る事業再構築が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該事業再構築計画に係る事業再構築により、当該事業者の経営資源が有効に活用されるものであること。

四 当該事業再構築計画に係る事業再構築が、内外の市場の状況に照らして、当該事業再構築に係る中核的事業の属する事業分野における生産性の向上を妨げるものでないこと。

五 当該事業再構築計画に係る事業再構築が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。

六 当該事業再構築計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

七 同一の業種に属する二以上の事業者の申請に係る事業再構築計画にあっては、次のイ及びロに適合すること。

イ 当該二以上の事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

7 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業再構築計画の内容を公表するものとする。

(事業再構築計画の変更等)

第四条 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る事業再構築計画に従って合併により設立された法人を含む。以下「認定事業者」という。)

は、当該認定に係る事業再構築計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定事業者又はその関係事業者が当該認定に係る事業再構築計画(前項の規定による認定の変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業再構築計画」という。)

従って事業再構築のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定事業再構築計画が前条第六項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定事業再構築計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消をしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の認定に準用する。

(公正取引委員会との関係)

第五条 主務大臣は、同一の業種に属する事業を営む二以上の事業者の申請に係る事業再構築計画について第二項第一項の認定(前条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。)をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、事業再構築計画に従って共同して行おうとする事業再構築のための措置が当該業種における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるものとする。

2 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、前項の規定による送付に係る事業再構築計画について意見を述べるものとする。

3 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再構築計画であつて主務大臣が第三項第一項の認定をしたものに就いてする行為について、当該認定後の経済的事項の変化により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

(活用事業計画の認定)

第六条 認定事業者の経営資源であつて、当該認定事業者が認定事業再構築計画に従つて事業再構築を実施することによつても有効に活用することができないものがある場合において、これを活用して事業を行おうとする者(当該事業(以下「活用事業」という。)を行う法人を設立しようとする者を含む。以下「活用事業者」という。)

は、活用事業に関する計画(以下「活用事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成十五年三月三十一日まで主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 活用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 活用しようとする認定事業者の経営資源の内容

二 活用事業の内容及び実施時期

三 活用事業に必要な資金の額及びその調達方法

3 活用事業計画には、当該活用事業が、認定事業者から事業の全部又は一部を譲り受けこれを継続して実施しようとする事業者であつて当該認定事業者の役員又は従業員であつた者がその経営について相当程度の支配力を有するものとして主務省令で定める要件に該当するもの(以下「特定活用事業者」という。)によつて行われるものである旨を記載することができる。

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その活用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該活用事業が認定事業者の経営資源を有効に活用するものであること。

二 当該活用事業を行うことが当該認定事業再構築計画に係る事業再構築の円滑な実施に資するものであること。

三 当該活用事業計画に係る活用事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四 当該活用事業計画に係る活用事業が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。

(活用事業計画の変更等)

第七条 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る活用事業計画に従つて設立された法人を含む。以下「認定活用事業者」という。)

は、当該認定に係る活用事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定活用事業者が当該認定に係る活用事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定活用事業計画」という。)

に従つて事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第四項の規定は、第一項の認定に準用する。

(現物出資等における検査役調査に関する特例)

第八条 事業者であつて株式会社であるもの(以下単に「会社」という。)

が、認定事業再構築計画に従つてその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに会社を設立する場合であつて、当該会社が当該会社が二以上である場合にあつては、当該会社が合算して当該新たに設立される会社の発行済株式の総数の過半数の株式をその設立と同時に取得することとなる場合において、当該新たに設立される会社の取締役(新たに設立される会社がその設立に際して発行する株式の総数を発起人が引き受けない場合にあつては、当該新たに設立される会社の発起人)は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十八条第一項第五号又は第六

号に掲げる事項が相当であることの証明を受けるため、弁護士、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。又は監査法人にこれらの事項を調査させるときは、調査をする者の氏名又は名称、調査の方法その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出して、当該調査を実施させることができる旨の認定を受けることができる。この場合において、当該認定を受けて実施した調査の結果として商法第百六十八号(第百六十八条第一項)の規定中「第百六十八条第一項」とあるのは、「第百六十八条第一項(第五号及第六号ヲ除ク)」とする。

2 前項前段の規定は、会社が当該会社が二以上である場合にあっては、当該会社が合算して他の会社の発行済の株式の総数の過半数の株式を有する場合であつて、当該会社が認定事業再構築計画に従つてその財産の全部又は一部を当該他の会社に出資する場合における当該他の会社の取締役等に準用する。この場合において、同項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)(第百六十八条第一項第五号又は第六号)」とあるのは、「商法(明治三十二年法律第四十八号)(第百六十八条第一項第三号)」と読み替へるものとし、この項において準用する前項前段の主務大臣の認定を受けて実施した調査の結果として商法第百六十八号(第二項第三号)に掲げる事項が相当である旨の証明がなされた場合における当該他の会社の取締役には同法第百六十八号(第一項)本文の規定は、適用しない。

3 第一項前段の規定は、会社が認定事業再構築計画又は認定活用事業計画に従つて商法第百四十六号(第一項)の契約(以下この条において「事後設立の契約」という。)をし、営業のために継続して使用する財産を譲り受ける場合における当該会社の取締役等に準用する。この場合において、第一項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)(第百六十八条第一項第五号又は第六号)」に掲げる事項とあるのは、「商法(明治三十二年法律第四十八号)(第百六十八条第一項の契約)」と読み替へるものとし、この項において準用する第一項前段の主務大臣の認定を受けて実施した調査の結果として事後設立の契約が相当である旨の証明がなされた場合における当該会社の取締役等には同法第百四十六号(第二項)の規定は、適用しない。

4 第一項前段(前二項において準用する場合を含む。)の主務大臣の認定を受けた者は、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る調査による証明を受けたこと(新たに設立する会社がその設立に際して発行する株式の総数を発起人が引き受ける場合においては、当該証明を受けたこと並びに次項の規定により読み替へて適用する商法第百七十三号(第二項)の取締役及び監査役の調査の結果並びに同条第二項の規定により各発起人に通告を行った場合にはその内容)を当該主務大臣に報告しなければならない。この場合において、当該主務大臣は、当該認定に係る調査による証明を不当と認めるときは、当該報告を受けてから二週間以内の限りに、当該認定を取り消すことができる。

5 新たに設立される会社の取締役又は発起人が、第一項前段の主務大臣の認定に係る調査による証明を受けた場合における商法第百七十三号(第二項、第百八十一号第三項及び第百八十八号第一項)の規定の適用については、同法第百七十三号(第二項)中「左ノ事項」とあるのは、「左ノ事項並ニ産業活力再生特別措置法第八号(第四項)規定ニ依リ主務大臣ニ報告セントスル同条第一項前段ノ調査ニ依リ証明ヲ受ケタルコトヲ証スル書面」と、同法第百八十一号第三項中「証明書」とあるのは、証明書並ニ産業活力再生特別措置法第八号(第一項前段)調査ニ依リ証明ヲ受ケタルコトヲ証スル書面」とする。

6 事後設立の契約をする会社の取締役が、第三項において準用する第一項前段の主務大臣の認定に係る調査による証明を受けた場合における商法第百四十六号(規定の適用については、同法第百六十八号(第三項)とあるのは「産業活力再生特別措置法第八号第五項(規定ニ依リ読替テ適用スル第百八十一号第三項)」と、「前項ノ検査役ノ報告書」とあるのは「同法第八号第三項ニ於テ準用スル第一項前段ノ主務大臣ノ認定ニ係ル調査ニ依リ証明ヲ受ケタルコトヲ証スル書面」と同条第四項(規定ニ依リ取消ヲ受ケザルコトヲ証スル当該主務大臣ノ書面並ニ)とする。

7 第一項前段(第二項において準用する場合を含む。)の主務大臣の認定に係る調査による証明においては、新たに設立される会社が出資を受け、又は譲り受けるすべての財産の時価の合計額が当該すべての財産の受入価額の合計額以上であることを証明すれば足りるものとする。

8 前項の規定は、第三項において準用する第一項前段の主務大臣の認定に係る調査による証明に準用する。この場合において、前項中「新たに設立される会社が出資を受け、又は譲り受ける」とあるのは、「事後設立の契約をし、他の会社から営業のために継続して使用する財産を譲り受ける会社が当該譲り受ける」と読み替へるものとする。

9 第一項前段(新たに設立される会社がその設立に際して発行する株式の総数を発起人が引き受けない場合を除くものとし、第二項前段において準用する場合を含む。)の主務大臣の認定に係る調査による証明を行った者は、その任務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、当該調査による証明が妥当でなかつたことにより会社又は第三者に対して生じた損害について損害賠償の責めに任ずる。

10 第一項前段(第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の主務大臣の認定に係る調査による証明を行った者が会社又は第三者に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、取締役又は監査役も、第五項の規定により読み替へて適用する商法第百七十三号(第二項及び第百八十四号第二項(同項中「第百八十一号第三項」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第八号第五項(規定ニ依リ読替テ適用スル第百八十一号第三項)」とし、同法第百四十六号(第三項)において準用する場合を含む。)に規定する任務を怠つたことにより、その責めに任ずべきときは、その当該調査による証明を行った者、取締役及び監査役は、連帯債務者とする。

11 新たに会社を設立しようとする場合であつて、第一項前段の主務大臣の認定に係る調査による証明を受けた場合における商業登記法(昭和三十一年法律第百二十五号)第八十号の規定の適用については、同条中「次の書類」とあるのは、「次の書類、産業活力再生特別措置法第八号(第一項前段)の主務大臣の認定を受けたこと及び同条第四項の規定による取消しを受けていないことを証する当該主務大臣の書面並びに当該認定に係る調査による証明を受けたことを証する書面」とする。

12 新株発行をする場合であつて、第二項において準用する第一項前段の主務大臣の認定に係る調査による証明を受けた場合における商業登記法第八十二号の規定の適用については、同条中

「次の書類」とあるのは、「次の書類(第二号に掲げる検査役の調査報告書及び第三号に掲げる書面を除く)、産業活力再生特別措置法第八條第二項において準用する同条第一項前段の主務大臣の認定を受けたこと及び同条第四項の規定による取消しを受けていないことを証する当該主務大臣の書面並びに当該認定に係る調査による証明を受けたことを証する書面」とする。

(自己株式の取得及び新株の引受権の付与の特例)

第九條 認定事業者である会社が認定事業再構築計画に従つてその特定関係事業者とともに事業再構築のための措置を行う場合における当該会社に対する商法第八十八條、第二百十條ノ二、第二百十一條、第二百十八條ノ六及び第二百十八條ノ九の規定の適用については、同法第二百十八條第二項第三号中「第七百七十五條第二項第三号乃至第六号」とあるのは、「第七百七十五條第二項第三号乃至第六号(第四号ノ三ヲ除ク)」と、「第十二号二掲グル事項」とあるのは、「第十二号二掲グル事項並ニ取締役、使用人又ハ産業活力再生特別措置法第九條第一項ニ定ムル特定関係事業者ノ取締役若ハ使用人ニ新株ノ引受権ヲ与フベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定」と、同法第二百十條ノ二第二項、第二項及び第十一項並びに第二百十一條中「取締役又ハ使用人」とあるのは、「取締役、使用人又ハ産業活力再生特別措置法第九條第一項ニ定ムル特定関係事業者ノ取締役若ハ使用人」と、同法第二百十八條ノ六第五号中「第七百七十五條第二項第四号乃至第六号」とあるのは、「第七百七十五條第二項第四号乃至第六号(第四号ノ三ヲ除ク)」と、「第十二号二掲グル事項」とあるのは、「第十二号二掲グル事項並ニ取締役、使用人又ハ産業活力再生特別措置法第九條第一項ニ定ムル特定関係事業者ノ取締役若ハ使用人ニ新株ノ引受権ヲ与フベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定」と、同法第二百十八條ノ九第一項、第二項及び第五項中

「取締役又ハ使用人」とあるのは「取締役、使用人又ハ産業活力再生特別措置法第九條第一項ニ定ムル特定関係事業者ノ取締役若ハ使用人」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する商法第二百十八條第二項第三号に掲げる事項(取締役、使用人又ハ特定関係事業者の取締役若しくは使用人に新株の引受権を与えることができる旨の規定に係る部分に限る)については変更の登記の申請書には、認定事業者である旨及び認定事業再構築計画の内容を証する主務大臣の書面を添付しなければならない。

3 認定活用事業者であつて第六條第三項に規定する特定活用事業者(以下「特定認定活用事業者」という。である会社が、取締役又ハ使用人である者に対し商法第二百十八條ノ九第一項に規定する新株の引受権を与える場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「十分ノ一」とあるのは、「四分ノ一」とする。この場合において、新株の引受権の行使により発行すべき株式の登記の申請書には、特定認定活用事業者であることを証する主務大臣の書面を添付しなければならない。

(営業の全部の譲受けに関する特例)

第十條 会社が、認定事業再構築計画又は認定活用事業計画に従つて他の会社の営業の全部を譲り受ける場合において、当該営業の全部の譲受けの対価が当該会社の最終の貸借対照表上の純資産の額の二十分の一を超えないときは、商法第二百四十五條、第二百四十五條ノ二及び第二百四十五條ノ三第一項の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合において、当該会社は当該営業の全部の譲受けについて取締役会の決議を得なければならない。

3 第一項に規定する場合において、当該会社は前項の決議の日から二週間以内に、当該営業の全部の譲受けの要領及び商法第二百四十五條第一項の決議によらずに営業の全部の譲受けを行う旨を公告し、又は株主に通知しなければならない。

4 前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に会社に対して書面により営業の全部の譲受けに反対する意思を通知した株主は、当該会社に対して自己の保有する株式を当該営業の全部の譲受けがなければ形成されていた公正な価格により買い取るべき旨を請求することができる。

5 前項の請求は、同項の期間の満了の日から二十日以内に、株式の額面無額面の別、種類及び数を記載した書面を提出して行わなければならない。

6 第四項の場合における商法第二百四十五條ノ三(第一項を除く)及び第二百四十五條ノ四の規定の適用については、同法第二百四十五條ノ三第二項及び第三項中「決議」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第十條第四項ニ定ムル期間ノ満了」と、同法第二百四十五條ノ四中「第二百四十五條ノ二」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第十條第四項」と、「第二百四十五條第一項ニ定ムル他ノ会社ノ営業全部ノ譲受」とする。

7 営業の全部を譲り受ける会社の発行済の株式の総数の六分の一以上にあたる株式を有する株主が、第四項の規定により当該営業の全部の譲受けに反対する意思を通知したときは、この条に定める手続によつて当該営業の全部の譲受けをすることはできない。

(営業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等)

第十一條 会社は、認定事業再構築計画又は認定活用事業計画に従つて行われる営業の全部又は一部の譲渡について株主総会又は取締役会の決議がされたときは、当該決議の日から二週間以内に、特定債権者(当該会社に対する債権を有する者のうち、当該営業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該営業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権

を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。以下同じ)に対して各別に、当該営業の全部又は一部の譲渡の要領及び当該営業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べべき旨を催告することができる。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 第一項に規定する催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該特定債権者は、当該営業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。

4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該営業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(特定認定活用事業者の議決権のない株式の発行の特例)

第十二條 特定認定活用事業者が商法第二百四十二條第一項に規定する議決権のない株式を発行する場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「三分ノ一」とあるのは、「二分ノ一」とする。この場合において、新株発行による変更の登記の申請書には、特定認定活用事業者であることを証する主務大臣の書面を添付しなければならない。

(債務の株式化の場合の議決権のない株式の発行の特例)

第十三條 認定事業者のうち認定事業再構築計画に従つて自らの債務を消滅させるために債権者に対して株式を発行するものであつて、当該株式の発行について債権者との間に合意を有することその他の主務省令で定める要件に該当する旨の認定を主務大臣から受けたものが、当該株式の発行として商法第二百四十二條第一項に規定する議決権のない株式を発行する場合におけ

同条第三項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「二分の一」とする。この場合において、新株発行による変更の登記の申請書には、この条に規定する主務省令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

(産業基盤整備基金の行う事業再構築円滑化業務)

第十四条 産業基盤整備基金(以下「基金」という。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。)(第四十条第一項に規定する業務のほか、事業再構築を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。

一 認定事業者若しくはその関係事業者が認定事業再構築計画(事業構造変更であつて第二條第二項第一号ロのみを行うものを除く。)に従つて事業再構築のための措置を行い、又は認定活用事業者が認定活用事業計画に従つて事業を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 特定認定活用事業者(認定事業者の経営資源を特に有効に活用するものとして主務省令で定める要件に該当する者に限る。)が認定活用事業計画に従つて事業を行うのに必要な資金の出資を行うこと。

三 事業再構築に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(特定施設整備法の特例等)

第十五条 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び産業活力再生特別措置法第十四条第一号の業務」と、特定施設整備法第四十一条第一項中「債務の保証の決定及び利子補給金の支給

の決定」とあるのは「債務の保証の決定、利子補給金の支給の決定及び出資の決定」と、特定施設整備法第五十一条中「この法律」とあるのは「この法律及び産業活力再生特別措置法」と、特定施設整備法第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は産業活力再生特別措置法」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び産業活力再生特別措置法第十四条」とし、特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号。以下「新規事業法」という。)(第六条の五第一項中「第六条第三号及び第四号に掲げる業務」とあるのは「第六条第三号及び第四号に掲げる業務並びに産業活力再生特別措置法第十四条第三号に掲げる業務」とする。

2 第十四条の規定により基金の業務が行われる場合における当該業務に係る資金及び経理については、特定施設整備法及び前項に規定するもののほか、新規事業法附則第五条及び新事業創出促進法(平成十年法律第五十一号)附則第七条の二に定めるところによるものとする。

(中小企業信用保険法の特例)

第十六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)(同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。))又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定活用事業計画に従つて行われる事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。))を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條第一項	保險価額の合計額が	産業活力再生特別措置法第十六條第一項に規定する活用事業の保險価額(以下「活用事業の保險価額」という。))に係る保險価額の合計額とがそれぞれ
	第三條の二第一項及び第三條の三第一項	活用事業の保險価額の合計額とがそれぞれ
第三條の二第二項及び第三條の三第二項	當該保證をした當該債務者	活用事業の保險価額の合計額とがそれぞれ

2 中小企業信用保険法第三條の七第一項に規定する新事業開拓保險の保險關係であつて、活用事業關連保證を受けた中小企業者に係るものについては、同項及び同條第二項の規定の適用については、同條第一項中「二億圓」とあるのは「三億圓(産業活力再生特別措置法第七條第二項に規定する認定活用事業計画に従つて行われる事業に必要な資金(以下「活用事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保險關係については、二億圓」と、「四億圓」とあるのは「六億圓(活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保險關係については、二億圓)」とする。

3 普通保險の保險關係であつて、活用事業關連保證に係るものについての中小企業信用保険法第三條第二項及び第五條の規定の適用については、同法第三條第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五條中「百分の七十(無担保保險、特別小口保險、公害防止保險、エネルギー対策保險、海外投資關連保險及び新事業開拓保險にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 普通保險、無担保保險又は特別小口保險の保險關係であつて、活用事業關連保證に係るものについての保險料の額は、中小企業信用保険法

第四條の規定にかかわらず、保險金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(課税の特例)

第十七條 次の各号のいずれにも該当する事業構造変更及び事業革新を併せて行う認定事業者が、認定事業再構築計画に従つて新たに取得し、又は製作した機械その他の減価償却資産については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

一 生産及び雇用が減少しており、又は減少するおそれがある業種であつて主務省令で定めるもの(第三項及び第四項において「特定業種」という。))に属する事業を現に営んでいることについて主務大臣の認定を受けたこと。

二 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下のものその他主務省令で定めるものであること。

2 前項第一号に該当する者のうち、内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化による著しい影響を受けて事業革新を行う者であることについて主務大臣の認定を受けた認定事業者及びその関係事業者が、認定事業再構築計画に従つて新たに取得し、又は製作した機械その他の減価償却資産については、租税特別措置法の定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当すること及び内外

の経済的環境の多様かつ構造的な変化による著しい影響を受けて事業革新を行う者であることについて主務大臣の確認を受けた認定事業者が、認定事業再構築計画に従って事業用資産の買換えを行う場合には、租税特別措置法の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

一 特定業種に属する事業を現に営んでいること。

二 事業の重要な変更として主務省令で定めるものを行うこと。

4 次の各号のいずれかに該当することについて主務大臣の確認を受けた法人であつて事業構造変更及び事業革新を併せて行う認定事業者(以下この項において「特定事業再構築事業者」という。)が、認定事業再構築計画に従つて他の特定事業再構築事業者と共同で新たに法人を設立するために現物出資を行う場合には、租税特別措置法の定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

一 特定業種に属する事業を現に営んでいること。

二 事業の重要な変更として主務省令で定めるものを行うこと。

5 事業構造変更及び事業革新を併せて行う認定事業者(第一項又は第二項の確認を受けた者を除く。)のうち、施設の相当程度の撤去(以下この項において「特定施設の撤去」という。)又は設備の相当程度の廃棄(以下この項において「特定設備の廃棄」という。)を行うものとして主務大臣の確認を受けた法人が、認定事業再構築計画に従つて特定施設の撤去又は特定設備の廃棄を行った場合において、当該特定施設の撤去又は特定設備の廃棄により欠損金を生じたときは、租税特別措置法の定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越し又は法人税の還付について特別の措置を講ずる。

(雇用の安定等)

第十八条 認定事業者は認定事業再構築計画に従つて事業再構築を実施するに当たっては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、認定事業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国は、認定事業者に雇用されていた労働者について、就職のあっせんその他その職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国及び都道府県は、認定事業者の雇用する労働者及び認定事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国及び都道府県は、認定事業者の関連中小企業者について、その新たな経済的環境への適応の円滑化に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者への配慮)

第十九条 国は、活力ある中小企業者の事業再構築が我が国産業の活力の再生を実現するために重要な役割を果たすことにかんがみ、その円滑な実施のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第二十条 国は、事業者の事業革新の円滑化に資するため、商品又は役務の価格が我が国の内外において異なる状況及びその要因に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

2 国は、前項に規定するもののほか、内外の産業、我が国事業者の海外事業活動等の動向の調査を行い、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(取引慣行の改善の促進)

第二十一条 国は、事業再構築の円滑な実施のため、その行う商品の販売等に係る取引慣行の改善を行うおとする事情を共通にする事業者からの相当数の申出があつたときは、必要に応じ、当該取引慣行に関する調査を行い、当該事業者及びその取引の相手方その他の関係者への情報の提供を行うものとする。

第三章 創業及び中小企業者による新事業の開拓の支援

(経営資源活用新事業計画の認定)

第二十二条 中小企業者は、単独で又は共同で行おうとする経営資源活用新事業に関する計画(以下「経営資源活用新事業計画」という。)を作成し、これを平成十五年三月三十一日までにその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その認定を受けることができる。

2 経営資源活用新事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営資源活用新事業の目標

二 経営資源活用新事業の内容

三 経営資源活用新事業の実施時期

四 経営資源活用新事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その経営資源活用新事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 その経営資源活用新事業計画に係る経営資源活用新事業が、当該中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮させるものであり、かつ、国民経済の健全な発達を阻害するものでないこと。

二 その経営資源活用新事業計画が当該経営資源活用新事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

(経営資源活用新事業計画の変更等)

第二十三条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る経営資源活用新事業計画を変更しようとするときは、その認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る経営資源活用新事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定経営資源活用新事業計画」という。)に従つて経営資源活用新事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十四条 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証(中小企業信用保険法第三条の二第二項に規定する債務の保証であつて、創業者の要する資金のうち通商産業省令で定めるものに係るものをいう。)を受けた創業者である中小企業者(第二十四条第一項第一号及び第三号に掲げる創業者を含む。)に係るものについての同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者」とあるのは、中小企業者(産業活力再生特別措置法第二条第四項第一号及び第三号に掲げる創業者を含む。以下「創業関連保証」という。)に係るものとする。

と、「保険価額の合計額が五千万円」とあるのは「同法第二十四条第一項に規定する創業関連保証(以下「創業関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ千万円及び五千万円」と、同条第三項中「当該保証をした借入金の額が五千万円(当該債務者」とあるのは「創業関連保証及びその他の保証」とに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ千万円及び五千万円(創業関連保証及びその他の保証」とに、当該債務者」と、「五千万円から」とあるのは「それぞれ千万円及び五千万円から」とする。

債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株式引受権付仕債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（認定経営資源活用新事業計画に従って経営資源活用新事業を実施する中小企業者とみなす場合）

第二十七条 次の表の上欄に掲げる者については、認定経営資源活用新事業計画に従って経営資源活用新事業を実施する中小企業者とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を適用する。

中小企業の創造的産業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)第四條第三項に規定する研究開発等事業計画を作成し、これを平成十五年三月三十一日までに都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けた同法第二條第一項各号に掲げる中小企業者であつて、同法第五條第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従つて同法第二條第四項に規定する研究開発等事業を実施するもの

新事業創出促進法第二條第五項に規定する特定補助金等の交付を平成十五年三月三十一日までに申請し、当該特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施する同法第三項各号に掲げる中小企業者

中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)第四條第一項に規定する経営革新計画を作成し、これを平成十五年三月三十一日までに行政庁に提出して、その計画が適当である旨の承認を受けた同法第二條第一項各号に掲げる中小企業者であつて、同法第五條第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同法第二條第三項に規定する経営革新のための事業を実施するもの

中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一條第一項第六号の助成を平成十五年三月三十一日までに申請し、当該助成に係る同法第一項第一号に規定する新事業の開拓を行う同法第二條第一項各号に掲げる中小企業者

第二十四條第五項、第七項及び第八項並びに第二十五條第三項

第二十五條第三項

第二十四條第五項から第八項まで、第二十五條第三項及び第二十六條

(国等の施策)

第二十八條 国、地方公共団体、中小企業総合事業団、商工会及び商工会議所は、我が国産業の活力の再生を速やかに実現するため、創業及び中小企業者による新事業の開拓に関する指導及び情報の提供、技術又は経営管理に関する研修等の人材の養成その他創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化のために必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(新事業の開拓の成果を有する中小企業者の国等の契約における受注機会の増大への配慮)

第二十九條 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)第二條第二項に規定する国等は、我が国産業の活力の再生を速やかに実現するため、同法第三條に規定する国等の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、同法第二條第一項各号に掲げる中小企業者であつて新事業の開拓の成果を有する者の受注の機会の増大を図るよう配慮するものとする。

第四章 研究活動の活性化等

(国の委託に係る研究の成果に係る特許権等の取扱い)

第三十條 国は、技術に関する研究活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、その委託に係る技術に関する研究の成果(以下この条において「特定研究成果」という。)に係る特許権その他の政令で定める権利(以下この条において「特許権等」という。)について、次の各号のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者から譲り受けないことができる。

- 一 特定研究成果が得られた場合には、遅滞なく、国にその旨を報告することを受託者が約すること。
- 二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者が約すること。
- 三 当該特許権等を相当期間活用していないと

認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者が約すること。

2 前項の規定は、国が資金を提供して他の法人に技術に関する研究を行わせ、かつ、当該法人がその研究の全部又は一部を委託する場合における当該法人と当該研究の受託者との関係に準用する。

3 前項の法人は、同項において準用する第一項第二号又は第三号の許諾を求めようとするときは、国の要請に応じて行うものとする。

(大学における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進)

第三十一條 文部大臣及び通商産業大臣は、事業者による事業再構築、創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化に資するため、大学、高等専門学校及び大学共同利用機関(以下この条において「大学」という。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る特許権及び特許を受ける権利についての譲渡その他の行為により、民間事業者に対し移転を促進するための施策を積極的に推進するよう努めるものとする。この場合において、大学における学術研究の特性に常に配慮しなければならない。

(特許料の特例)

第三十二條 特許庁長官は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四條第一項の承認を受けた者(同法第五條第一項の変更の承認を受けた者を含む。次条及び附則第四條において「承認事業者」という。)が同法第二條第一項の特定大学技術移転事業(次条及び附

則第四條において「特定大学技術移転事業」という。)を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法(昭和二十四年法律第二百一十一号)第一百七條第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

(出願審査の請求の手数料の特例)

第三十三條 特許庁長官は、承認事業者が特定大学技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について特許法第九十五條第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

第五章 雑則

(資金の確保)

第三十四條 国は、認定事業者若しくはその関係事業者が認定事業再構築計画に従つて事業再構築のための措置を行い、又は認定活用事業者が認定活用事業計画に従つて事業を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

2 国及び都道府県は、創業及び中小企業者による新事業の開拓を促進するために必要な資金の確保に努めるものとする。

(報告の徴収)

第三十五條 主務大臣は、認定事業者又は認定活用事業者に対し、認定事業再構築計画又は認定活用事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、認定経営資源活用新事業計画に従つて経営資源活用新事業を行う者に対し、認定経営資源活用新事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(連絡及び協力)

第三十六條 主務大臣及び労働大臣は、この法律の施行に当たっては、認定事業者に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

のように改める。

第三條第一項	作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成十五年三月三十一日までに	作成し、これを
第三條第四項	関係事業者	新事業創出促進法第二條第二項第六号に掲げる会社になるべきものとして設立される会社であつて当該事業者がその経営を實質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つている事業者(以下「新設会社」という。)
第三條第六項第二号	事業再構築のために行う措置 含めることができる	事業再構築として一体的に行う措置 含めるものとする
第三條第六項第三号	当該事業再構築計画に係る事業再構築が 実施されると見込まれる 当該事業者 ものであること	当該事業再構築計画が当該事業再構築を実施するために適切な 当該事業者及びその新設会社 ものであり、かつ、当該新設会社が 行う事業活動の活性化が見込まれる ものであること
第三條第六項第六号	当該事業再構築計画が	当該事業者及びその新設会社の
第三條第七項	ときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業再構築計画の内容を	ときは、その旨を
第四條第一項	認定を受けた者(当該認定に係る事業再構築計画に従つて合併により設立された法人を含む。 ときは、主務省令で定めるところにより	認定を受けた者(認定を受けた者) ときは
第四條第二項	又はその関係事業者	又はその新設会社
第十七條第四項	次の各号のいずれかに該当することについて主務大臣の認定を受けた法人であつて事業構造変更及び事業革新を併せて行う認定事業者(以下「新設会社」という。が、認定事業者再構築計画に従つて他の特定事業再構築事業者と共同で新たに法人を設立するたに現物出資を行う場合には、租税特別措置法の定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする	認定事業者が、認定事業再構築計画に従つて他の認定事業者と共同で新たに法人を設立するために現物出資を行う場合には、租税特別措置法の定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする

第十八條第一項	認定事業者	一 特定業種に属する事業を現に営んでいること。 二 事業の重要な変更として主務省令で定めるものを行うこと。
第十八條第四項	認定事業者の雇用する	認定事業者及びその新設会社
第三十五條第一項	認定事業者又は認定活用事業者 認定事業再構築計画又は認定活用事業計画	認定事業者 認定事業再構築計画
第三十六條第一項	認定事業者	認定事業者及びその新設会社
第三十七條第一項	事業再構築計画に係る中核的事業を所管する大臣又は活用事業計画に係る活用事業を所管する大臣とする。ただし、第十七條第一項第一号の主務大臣は、同号の特定業種	農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は新事業創出促進法第九條第一項の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣(農林水産大臣、通商産業大臣又は運輸大臣以外)の大臣であつて、政令で定める者が営む業種

第三十二條第一号及び第三号中「事業革新法第五條第一項の承認事業革新法第六條第一項に規定する変更の承認を含む。」を受けた事業革新計画を「産業活力再生特別措置法第三十二條第一項の認定(同法第四條第一項に規定する変更の認定を含む。)を受けた事業再構築計画」に改める。

第三十八條第一項中「事業革新法第二十二條第一項を「産業活力再生特別措置法第三十七條第一項」に改める。

附則第七條の次に次の一条を加える。
(基金の行う出資業務に関する特例)
第七條の二 基金は、前條第一項の規定により日本政策投資銀行から出資があつた金額の一部を産業活力再生特別措置法第十四條第二号に掲げる業務に必要な資金に充てることができ。

2 基金が産業活力再生特別措置法第十四條の規定に基づきその業務を行う場合には、第三十五條中「業務及び新事業創出促進法第三十二條第三号に掲げる業務」とあるのは、「業務、新事業創出促進法第三十二條第三号に掲げる業務及び産業活力再生特別措置法第十四條第二号に掲げる業務」とする。
(新事業創出促進法の一部改正に伴う経過措置)
第十一條 前條の規定による改正前の新事業創出促進法(以下この条において「旧促進法」という。第九條第二項の規定により読み替へて適用される旧事業革新法第五條第一項の規定により承認を受けた事業革新計画(当該計画について変更の承認があつたときは、その変更後のもの)については、前條の規定による改正後の新事業創出促進法(以下この条において「新促進

法」という。第九條第二項の規定により読み替えて適用される産業活力再生特別措置法第三條第一項の認定を受けた事業再構築計画とみなす。

2 旧促進法第三十二條第一号の規定の適用を受けてこの法律の施行前に成立している基金による債務の保証については、この法律の施行の日から、新促進法第三十二條第一号の規定の適用を受けて成立している基金による債務の保証とみなす。

3 前二項に規定するもののほか、旧促進法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新促進法の相当規定によつてしたものとみなす。

(研究交流促進法の一部改正)

第十二條 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第九條各号列記以外の部分中「について」の下に、「産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第 号)第三十條第一項に定めるところによるほか」を加える。

(産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律の一部改正)

第十三條 産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律(昭和六十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項各号列記以外の部分中「について」の下に、「産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第 号)第三十條第一項に定めるところによるほか」を加え、同條第二項中「について」の下に、「産業活力再生特別措置法第三十條第二項及び第三項に定めるところによるほか」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條第二十五項中「特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第六十一号。以下本項において「事業革新法」という。)(第六條第二項に規定する承認事業革新計画を「産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第 号)第四條第二項に規定する認定事業再構築計画」に、「当該承認事業革新計画を当該認定事業再構築計画」に、「事業革新法第五條第三項を「産業活力再生特別措置法第三十條第四項」に改める。

附則第十一條の四に次の二項を加える。

15 道府県は、産業活力再生特別措置法第四條第二項の認定事業再構築計画に従つて、同法第三條第一項の認定を受けた事業者で同法第二條第二項第一号の事業構造変更及び同法第二條第二項第二号の事業革新を行つたものうち同法第十七條第二項に規定する内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化による著しい影響を受けて事業革新を行つた者であることについての主務大臣の承認を受けた者から営業の譲渡(当該譲渡に係る同法第三條第一項に規定する事業再構築計画の同項の規定による認定(同法第四條第一項の規定による変更の認定を含む。以下本項において同じ。))が同法の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間にされたものに限る。をを受けた者が、当該譲渡に係る不動産(政令で定めるものに限る。)を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該認定事業再構築計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産の取得に對して課する不動産取得税については、当該取得が同法第三條第一項の認定の日から一年以内に行われたときに限り、当該税額から価格の六分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

16 第七十三條の二十五から第七十三條の二十七までの規定は、前項に規定する不動産の取得に對して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三條の二十五第一項中、「土地の取得」とあるのは、「附則第十一條の四第十五項に規定する不動産(以下本条及び第七十三條の二十七において「不動産」という。)の取得」と、「当該土地」とあるのは「当該不動産」と、「前條第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と、「同條第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内」とあるのは「当該取得の日から三年以内」とあるのは「当該取得の日から三年以内」と、「これら」とあるのは「同項」と、同條第二項中「土地」とあるのは「不動産」と、第七十三條の二十六第一項中「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の四第十五項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

審査報告書
租税特別措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
平成十一年八月六日
財政・金融委員長 勝木 健司
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、事業再構築計画の認定を受けた事業者に關し、事業革新設備の特別償却、事業用資産の買換えの場合等の課税の特例、登録免許税の特例等の措置を講ずるものであり、おむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴う平年度の租税減収見込額は、約四十億円である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
平成十一年七月二十九日
衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十條の四第一項に次の一号を加える。
八 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第 号)第四條第二項に規定する認定事業再構築計画(同法第二條第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。))に従つて同法第二條第二項に規定する事業再構築を行う第十條第二項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第十七條第一項第一号に規定する承認を受けたもの(前各号に掲げる個人に該当する者を除

第四十二条の七第一項に次の一号を加える。

第四十二條の七第二項中「第七号」を「第八号」に改める。

第四十四条の四第一項を次のように改める。

平成十一年八月六日

第四十四条の四第二項中「特定事業者の事業革

に改める。

第六十五條の七第一項の表以外の部分中「第二十号の上欄」を「第二十号の上欄のイからハまで」に、「同欄の認定」を「それぞれ最初に同欄のイからハまでの認定」に、「又は第十一号の場合」を「若しくは第十一号の場合又は第二十号の場合（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる法人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合に限る。）」に改め、同項の表の第二十号を次のように改める。

いたもの

る

とし

を除く

定ぬる。

に改める

号の上欄のイからハまでに、「同欄の認定」を「それぞれ最初に同欄のイからハまでの認定」に改める。

第六十六条第一項中「特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(以下この項において「事業革新法」という。)(第五條第二項に規定する事業革新計画に係る同条第一項の承認(事業革新法第六條第一項の承認を「産業活力再生特別措置法第三條第二項に規定する事業再構築計画(同法第二條第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。))に係る同法第三條第一項の認定(同法第四條第一項の認定)に改め、[受けたもの(の下に「同法第十七條第四項の認定を受けたものに限るものとし、」を加え、「事業革新法第五條及び第六條を「産業活力再生特別措置法第三條及び第四條に、「平成十一年四月一日」を「同法の施行の日」に、「当該事業革新計画」を「当該事業再構築計画」に改める。

第六十六條の十二第一項中「(次項において「廃棄事業年度」という。))を削り、「この条を「この項」に」として、政令で定めるところにより」を「として」に改め、同条第二項中「前項を「第一項及び第二項に、「同項の法人が廃棄事業年度を「法人の設備廃棄等による欠損金額が生じた事業年度に、「設備廃棄」を「当該設備廃棄等」に、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 青色申告書を提出する法人で産業活力再生特別措置法第三條第一項に規定する事業再構築計画(同法第二條第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。))に係る同法第三條第一項の認定(同法第四條第一項の認定を含む。))を受けたもの(同法第十七條第五項の認定を受けたものに限る。))が、同法の施行

の日から平成十三年三月三十一日までの間に、その有する国内にある減価償却資産で政令で定めるものにつき、当該事業再構築計画に基づく設備の廃棄等(同法第十七條第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄に該当するものをいう。以下この項において同じ。))を行った場合において、当該法人の当該設備の廃棄等を行った日を含む事業年度(以下この項において「廃棄事業年度」という。))の法人税法第二條第二十号に規定する欠損金額のうち当該設備の廃棄等を行ったことにより生じた損失に係るものとして政令で定める金額(以下この項において「設備廃棄等による欠損金額」という。))があるときは、当該設備廃棄等による欠損金額については、同法第五十七條第一項中「五年」とあるのは「七年」として、同項の規定を適用する。ただし、当該設備廃棄事業年度において、当該設備廃棄等による欠損金額につき同法第八十一條第一項の規定を適用する場合については、この限りでない。

3 第一項又は前項の規定の適用がある場合における設備廃棄等による欠損金額(第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額又は前項に規定する設備廃棄等による欠損金額をいう。以下この条において同じ。))で当該事業年度において生じたものに係る更正(法人税法第二條第四十三号に規定する更正をいう。以下この項において同じ。))は、国税通則法第七十條第二項の規定及び第六十六條の四第十六項の規定にかかわらず、その更正に係る法人税法第二條第七号に規定する法定申告期限(同法第六十一條第一項に規定する還付請求申告書に係る更正について、当該還付請求申告書を提出した日)から七年を経過する日まで、することができ、この場合において、同法第七十條第五項及び第七十一條の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは「前各項及び租税特別措置法第六十六條の十二第三項欠損金の繰越期間の特例)」

と、同条中「前条の規定」とあるのは「前条及び租税特別措置法第六十六條の十二第三項(欠損金の繰越期間の特例)の規定」とする。

第六十六條の十二に次の一項を加える。

5 前二項に定めるもののほか、設備廃棄等による欠損金額が生じた事業年度後の各事業年度の所得の金額の計算その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六條の十四中「欠損金額」の下に「及び第六十六條の十二第二項に規定する設備廃棄等による欠損金額」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する設備廃棄等による欠損金額がある場合における法人税法第八十一條の規定の適用については、同条第一項中「欠損金額」とあるのは「租税特別措置法第六十六條の十二第二項(欠損金の繰越期間の特例)に規定する設備廃棄等による欠損金額(以下この条において「設備廃棄等による欠損金額」という。))が」と、「当該欠損金額」とあるのは「当該設備廃棄等による欠損金額」と、「の欠損金額」とあるのは「の設備廃棄等による欠損金額」と、同条第二項中「欠損金額」とあるのは「設備廃棄等による欠損金額」と読み替えるものとする。

3 前項に定めるもののほか、第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額がある場合における法人税法第八十一條の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十條第一項中「特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(以下この項において「事業革新法」という。)(第五條第一項(新事業創出促進法第九條の規定により適用される場合を含む。))、事業革新法第六條第一項(新事業創出促進法第九條の規定により読み替えて適用される場合を含む。))、事業革新法第八條第一項若しくは第九條第一項の規定による承認(事業革新法の施行の日の翌日)を「新事業創出促進法第九條の規定により読み替えて適用される産業活力再生特別措置法第三

条第一項若しくは第四條第一項の規定による認定(同法の施行の日)に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 産業活力再生特別措置法第四條第一項に規定する認定事業者又は同法第七條第一項に規定する認定活用事業者が、同法第三條第一項若しくは第四條第一項の規定による認定(同法の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間にされたものに限る。))に係る同法第二項に規定する認定事業再構築計画(同法第二條第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。))又は同法第六條第一項若しくは第七條第一項の規定による認定同法の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間にされたものに限る。))に係る同法第二項に規定する認定活用事業計画に基づき行つた各号に掲げる事項の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 株式会社又は有限会社設立又は資本の増加(次号及び第三号に掲げるものを除く。))千分の三・五

二 合併による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加 千分の一(それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額(当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円)を超える資本の金額に対応する部分については、千分の三・五)

三 当該認定事業者(産業活力再生特別措置法第十三條の規定による主務大臣の認定を受けた者に限る。))が自らの債務を消滅させるためにその債権者に対して株式の発行を行う場合

イ 不動産の所有権の取得 千分の三十五
ロ 船舶の所有権の取得 千分の二十三
五 合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産又は船舶の所有権の取得 千分の三

(施行期日)

(個人の事業革新設備等の特別償却に関する経過措置)

二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に、改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という)第十一条の三第一項に規定する認定を受け、かつ、同項に規定する承認を受けた同項の個人が、最初に当該承認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に取得又は製作をした同項に規定する事業革新設備については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「個人で」とあるのは「個人で、産業活力再生特別措置法平成十一年法律第 号(附則第五条の規定による廃止前の)」、「第十五条」とあるのは、「以下この項において旧事業革新法」という。第十五条」と、「同法」とあるのは「旧事業革新法」と、平成十三年三月三十一日まで」とあるのは「産業活力再生特別措置法の施行の日の前日まで」とする。

前項の規定の適用がある場合における改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第十条

るものとされる平成十一年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において平成十一年旧法という）第十三条の二及び平成十一年改正法附則第十四条第六項の規

定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第三十七条の三の規定の適用については、新法第十条の二第二項中「又は第十六条」とあるのは若しくは第十六条又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第十一条の三(以下「旧法第十一条の三」という。)、同条第三項、新法第十条の三第一項及び第三項、第十条の四第一項及び第三項並びに第十条の五第一項及び第三項中「又は第十六条」とあるのは若しくは第十六条又は旧法第十一条の三と、新法第十条の七第一項及び第三項中「の規定」とあるのは「又は旧法第十一条の三の規定」と、新法第十一条の三第二項中「又は前項」とあるのは若しくは前項又は旧法第十一条の三と、同条第三項中「又は前二項」とあるのは若しくは前二項又は旧法第十一条の三と、新法第十一条の四第一項中「前三条」とあるのは「前三条又は旧法第十一条の三」と、新法第十一条の五第一項、

項又は旧法第十一條の三」と、新法第十二條の第三項及び第十二條の四第一項中「までの規定」とあるのは「まで又は旧法第十一條の三の規定」と、新法第十三條第一項及び第三項中「又は

は第十四条

の三」と新法第十三条の二第二項中「又は次条から第十六条まで」とあるのは「若しくは次条から第十六条まで又は旧法第十一条の三」と、新法第十三条の三第一項中「第十二条の四まで」とあるのは「第十二条の四まで又は旧法第十一条の三」と、新法第十四条第二項中「又は第十一条」とあるのは「若しくは第十一条」と、「前条」とあるのは「前条又は旧法第十一条の三」と、新法第十六条第一項中「第十二条の四まで」とあるのは「第十二条の四まで又は旧法第十一条の三」と、新法第二十八條の三第十一項、第三十三條の六第二項、第三十七條の三第三項及び第三十七條の九の二第五項中「第十六條まで」とあるのは「第十六條まで並びに旧法第十二條の三」と、平成十二年改正法附則第十條第九項又は第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第十三條の二第二項中「又は次条から第十六條まで」とあるのは「若しくは次条から第十六條まで又は租稅特別措置法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租稅特別措置法第十一條の三」と、平成十一年改正法附則第十四條第六項の規定によりなおその効力

(特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第三条 旧法第三十七条第一項の表の第十九号の上欄に規定する個人が施行日前に行った同欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例に

旧法第三

に規定する個人が施行日から同機の認定を受けた日以後三年を経過する日までの間に行う同機に掲げる資産の譲渡については、同条から旧法第三十七条の四まで（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同欄中「特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法」とあるのは、産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第 号）附則第五条の規定による廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法（平成七年法律第六十一号。以下この号において「旧事業革新法」という。）と、「平成十三年三月三十一日まで」とあるのは、「産業活力再生特別措置法の施行の日の前日まで」と、「同法」とあるのは、「旧事業革新法」とする。

前項の規定の適用がある場合における新法第三十一条の三、第三十四条から第三十四条の三まで、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十六条の六、第三十七条の五及び第三十七条の六の規定の適用については、新法第三十一条の三第一項中「第三十七条の九の規定」とあるのは、第三十七条の九の二の規定若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律

平成十一年法律第 号）附則第三条第二項

平成十一年八月六日 参議院會議録第四十二号(その一) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

一三八

の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法(以下「平成十一年旧法」という。)第三十七條若しくは第三十七條の四の規定と、新法第三十四條第一項、第三十四條の二第一項及び第三十四條の三第一項中又は第三十七條の九の二とあるのは「若しくは第三十七條の九の二又は平成十一年旧法第三十七條若しくは第三十七條の四」と、新法第三十五條第一項中「第三十七條の九の二の規定」とあるのは「第三十七條の九の二の規定若しくは平成十一年旧法第三十七條若しくは第三十七條の四の規定」と、新法第三十六條の二第一項中又は第三十七條の九の二とあるのは「若しくは第三十七條の九の二又は平成十一年旧法第三十七條若しくは第三十七條の四」と、新法第三十七條の五第一項中「若しくは第三十七條」とあるのは「若しくは第三十七條若しくは平成十一年旧法第三十七條第三十七條」と、新法第三十七條の六第一項各号中「又は」とあるのは「若しくは」と、この規定とあるのは又は平成十一年旧法第三十七條若しくは第三十七條の四の規定とする。

4 前三項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第六條の規定の適用については、同法第二條第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第三條第一項から第三項までの規定並びに」とする。(法人の事業革新設備等の特別償却に関する経過措置)

第四條 施行日前に、旧法第四十四條の四第一項に規定する認定を受け、かつ、同項に規定する承認を受けた同項の法人が、最初に当該承認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間、同項に規定する政令で定める法人にあっては、同項に規定する政令で定める期間内に

取得又は製作をした同項に規定する事業革新設備については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法」とあるのは、「産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第 号)附則第五條の規定による廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第六十一号。以下この項において「旧事業革新法」という。))」と、同法とあるのは、「旧事業革新法」と、「平成十三年三月三十一日まで」とあるのは、「産業活力再生特別措置法の施行の日(前日)まで」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二條の五から第四十二條の十まで、第四十二條の十二、第四十四條の四から第四十九條まで、第五十二條の二、第五十二條の三、第六十一條の三、第六十四條(新法第六十四條の二第二項及び第六十五條第六項において準用する場合を含む。)、第六十五條の七(新法第六十五條の八第七項、第六十五條の十三第四項及び第六十五條の十四第七項並びに阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十條第五項及び第二十一條第七項において準用する場合を含む。)、及び第六十七條の四の規定並びに租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号。以下この項において「平成十一年改正法」という。)附則第二十六條第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年改正法第一條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「平成十一年旧法」という。)第四十六條及び平成十一年改正法附則第二十九條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五條の七(同項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五條の八第七項において準用する

場合を含む。)の規定の適用については、新法第四十二條の五第一項中「第四十九條」とあるのは「第四十九條若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十四條の四(以下「旧法第四十四條の四」という。))」と、同条第二項、新法第四十二條の六第一項及び第二項、第四十二條の七第一項及び第二項、第四十二條の八第一項及び第二項、第四十二條の九第一項並びに第四十二條の十第一項中「第四十九條」とあるのは「第四十九條若しくは旧法第四十四條の四」と、新法第四十二條の十二第二項及び第三項、第四十四條の五第一項、第四十四條の六第一項、第四十四條の七第一項、第四十四條の八第一項、第四十四條の九第一項、第四十四條の十第一項、第四十五條第一項、第四十五條の二第一項から第三項まで、第四十五條の三第一項、第四十六條第一項、第四十六條の二第一項及び第二項、第四十六條の三第一項、第四十七條第二項、第四十八條第一項並びに第四十九條第一項中「又はこれらの規定」とあるのは「若しくは旧法第四十四條の四」と、新法第五十二條の二及び第五十二條の三第一項中「又は第四十三條から第四十八條まで」とあるのは「若しくは第四十三條から第四十八條まで又は旧法第四十四條の四」と、新法第六十一條の三第四項、第六十四條第六項、第六十五條の七第七項及び第六十七條の四第六項中「第五十條まで」とあるのは「第五十條まで並びに旧法第四十四條の四」と、平成十一年改正法附則第二十六條第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第四十六條第一項中「又はこれらの規定」とあるのは「若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第四條第一項の規定によ

りなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十四條の四又はこれらの規定」と、平成十一年改正法附則第二十九條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五條の七第七項中「第五十條まで」とあるのは「第五十條まで並びに租税特別措置法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十四條の四」とする。

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置)
第五條 旧法第六十五條の七第一項の表の第二十号の上欄に規定する法人が施行日前に行つた同欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十五條の七第一項の表の第二十号の上欄に規定する法人が施行日から同欄の認定を受けた日以後三年を経過する日までの間に行う同欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、同条から旧法第六十五條の九まで(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同欄中「特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法」とあるのは、「産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第 号)附則第五條の規定による廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第六十一号。以下この号において「旧事業革新法」という。))」と、「平成十三年三月三十一日まで」とあるのは、「産業活力再生特別措置法の施行の日(前日)まで」と、「同法」とあるのは、「旧事業革新法」とする。

3 前項の規定の適用がある場合における新法第六十二條の三、第六十五條の三から第六十五條の五まで及び第六十五條の十の規定の適用については、新法第六十二條の三第九項中「又は第六十四條」とあるのは、「第六十四條」と、「第六

4 前項の規定の適用がある場合における新法第六十二條の三、第六十五條の三から第六十五條の五まで及び第六十五條の十の規定の適用については、新法第六十二條の三第九項中「又は第六十四條」とあるのは、「第六十四條」と、「第六

4 前項の規定の適用がある場合における新法第六十二條の三、第六十五條の三から第六十五條の五まで及び第六十五條の十の規定の適用については、新法第六十二條の三第九項中「又は第六十四條」とあるのは、「第六十四條」と、「第六

新法第六十八條の十四の規定は、法人の

三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年改正措置法による改正

め、離職後二年間に営利を目的とする会社等の地位に就くことについて防衛庁長官の承認が必

参議院議長 斎藤 十郎郎

平成十一年八月六日 参議院會議録第四十二号(その一) 自衛隊法等の一部を改正する法律案

自衛隊法等の一部を改正する法律案

自衛隊法等の一部を改正する法律

(自衛隊法の一部改正)

第一条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十七條」を「第百十七條の二」に改める。

第四十四條の二(第二項中「及び次條」を「次條及び第四十四條の五」に改める。

第四十四條の四の見出しを「(自衛官以外の隊員への定年退職者等の再任用)」に改め、同条第一項を次のように改める。

任命権者は、次に掲げる者(次條において「定年退職者等」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

一 第四十四條の二(第一項の規定により退職した者

二 前條の規定により勤務した後退職した者
三 定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮し前二号に準ずるものとして政令で定める者

四 第四十五條第一項の規定により退職した者

五 第四十五條第三項の規定により勤務した後退職した者

六 第四十五條第一項に規定する定年に達した日の翌日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮し前二号に準ずるものとして政令で定める者

七 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の規定により退職した者であつて第一号、第二号又は第三号に準ずるものとして政令で定める者

第四十四條の四第三項中「に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えないことができない」とを「が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならない」に改める。

第四十四條の四の次に次の一條を加える。

第四十四條の五 任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職(当該官職を占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種のものとする隊員の二週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項において同じ。)に採用することができる。

2 前項の規定により採用された隊員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 短時間勤務の官職については、定年退職者等のうち第四十四條の二(第一項及び第二項)の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

第四十五條第一項中「この條の下に」及び次條を加える。

第四十五條の次に次の一條を加える。

(自衛官への定年退職者等の再任用)

第四十五條の二 任命権者は、前条第一項の規定により退職した者又は同条第三項の規定により勤務した後退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、教育、研究、補給その他長官の定める業務を行うことを職務とする常時勤務を要する官職に引き続いて採用することができる。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、政令で定めるところにより、一年

を超えない範囲内で更新することができる。

3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以前でなければならない。

4 長官は、第一項の規定により採用された自衛官がその任期が満了したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六條第一項の規定による防衛出動を命ぜられていた場合にあっては一年以内の期間を限り、その他の場合にあっては六月以内の期間を限り、任期を延長することができる。

第四十六條中「各号の二」を「各号のいずれかに改め、同条第三号中「基く」を「基づく」に改め、同条に次の一項を加える。

2 隊員が、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員(隊員を除く。)、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものに使用される者以下この項において「一般職国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として隊員として採用された場合(一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き隊員としての在職期間当該退職前に同様の退職(以下この項において「先の退職」という。)、一般職国家公務員等としての在職及び隊員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き隊員としての在職期間を含む。

以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。)中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。隊員が、第四十四條の四第一項、第四十四條の五第一項又は第四十五條の二(第一項の規定により採用された場合において、第四十四條の四第一項第一号から第六号までに掲げる者となつた日までの引き続き隊員としての在職期間要請に応じた退職前の在職期間を含む。)又は第四十四條の四第一項、第四十四條の五第一項若しくは第四十五條の二(第一項の規定により採用された隊員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

第六十二條第二項中「隊員は、その離職後」を「隊員(第三十六條第一項の規定の適用を受ける自衛官及びこれに準ずる者として総理府令で定めるものを除く。)」は、離職後に、離職前五年以内に従事していた職務と密接な関係のあるもので総理府令で定めるものについてはならぬ」とを「その離職前五年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない」に改め、同条第三項中「隊員が総理府令」を「隊員が、総理府令」に改め、「長官の下に」又はその委任を受けた者」を加え、同条に次の一項を加える。

5 内閣は、毎年、遅滞なく、国会に対し、前年において長官が行つた第三項の承認の処分(第一項の規定に係るものを除く。)に関し、各承認の処分ごとに、承認に係る者が離職前五年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁における官職、承認に係る官利を目的とする会社その他の団体の地位、承認をした理由その他必要な事項を報告しなければならない。

第八章中第百十七條の次に次の一條を加える。

(経過措置)

第一百七十七条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第百八十八条第一項第二号中「又は第二項を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。」

三 第六十二条第二項の規定に違反して営利を目的とする会社その他の団体の地位に就いた者

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)
第二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「並びに第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員を」と、「第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員並びに自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員(次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下「再任用職員」という。)」に改め、同条第二項中「次項の下に」及び第八條第三項を加える。

第八條及び第九條を次のように改める。
第八條 参事官等である再任用職員の俸給月額、は、別表第一の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 事務官等である再任用職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級の級に応じた額とする。

3 自衛官である再任用職員の俸給月額は、別表第二の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する階級に応じた額とする。

第九條 自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員(以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、第六條並びに前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として総理府令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

第十條第一項中「なつたとき」の下に「又は職員が離職し、自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により即日職員となつたとき」を加え、同条第三項中「場合」の下に「自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により即日職員となつた場合を除く。」を加える。

第十二條及び第十四條初任給調整手当、同条第二項及び第三項において準用する一般職給与法第十一条の四から第十一条の七までの規定による調整手当、住居手当、単身赴任手当及び特勤勤務手当に係る部分に限る。の規定は、自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員には適用しない。

第二十七條の二「自衛官としての」を「自衛官(自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。第二十七條の四第一項において同じ。)としての」に改め、「在職期間」の下に「(第二十七條の八第一項及び第三項において単に「在職期間」という。)」を加える。別表第一及び別表第二を次のように改める。

うち、その者の属する階級に応じた額とする。

第九條 自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員(以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、第六條並びに前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として総理府令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

第十條第一項中「なつたとき」の下に「又は職員が離職し、自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により即日職員となつたとき」を加え、同条第三項中「場合」の下に「自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により即日職員となつた場合を除く。」を加える。

第十二條及び第十四條初任給調整手当、同条第二項及び第三項において準用する一般職給与法第十一条の四から第十一条の七までの規定による調整手当、住居手当、単身赴任手当及び特勤勤務手当に係る部分に限る。の規定は、自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員には適用しない。

第二十七條の二「自衛官としての」を「自衛官(自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。第二十七條の四第一項において同じ。)としての」に改め、「在職期間」の下に「(第二十七條の八第一項及び第三項において単に「在職期間」という。)」を加える。別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四條一第六條、第八條関係)

職級の別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号	俸給月額
1	245,500	324,300	373,700	417,500	472,300	1	593,000
2	254,600	345,600	387,300	431,300	488,400	2	628,000
3	265,300	357,000	400,900	445,100	504,600	3	729,000
4	275,400	368,700	414,100	459,000	520,800	4	810,000
5	288,400	380,500	427,300	473,000	536,800	5	873,000
6	298,500	392,100	440,400	486,600	552,600	6	937,000
7	310,200	403,200	453,500	500,000	568,300	7	1,025,000
8	320,600	414,000	466,600	512,700	584,000	8	1,106,000
9	331,400	424,800	479,600	525,200	599,700	9	1,185,000
10	342,400	435,500	492,100	537,400	615,400	10	1,269,000
11	353,400	446,200	503,100	548,200	627,900	11	1,346,000
12	364,600	456,800	513,900	558,100	638,100		
13	375,700	467,000	522,700	568,400	643,800		
14	388,700	478,100	530,200	574,200	650,800		
15	397,300	482,900	537,500	579,300	655,900		
16	407,800	488,500	542,600				
17	418,100	494,000	547,600				
18	428,100	498,400	552,600				
19	437,700	502,800					
20	445,800	507,200					
21	452,200	511,600					
22	457,900						
23	462,800						
24	467,200						
25	471,500						
	347,700	375,700	415,200	454,400	514,400		

備考 この表の俸給額の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

官報 (号外)

- (一) 統合事務会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸軍、海軍又は空軍であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸軍補、海軍補及び空軍補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。
- (二) この表の陸軍補、海軍補及び空軍補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職を占める者とする。
- (三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正)

第三条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第一条中」の下に「同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」とあるのは、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項と、を加える。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第四条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「受けた者」との下に、「国家公務員法第八十一条の五第一項とあるのは、自衛隊法第四十四条の五第一項とを加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 公布の日

二 第一条中自衛隊法第四十六条の改正規定(同条第二項後段に係る部分を除く。)及び附則第五条第一項の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中自衛隊法目次の改正規定、同法第

六十二条の改正規定、同法第八章中第一百七十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第十八条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(実施のための準備)

第二条 第一条の規定による改正後の自衛隊法(附則第四条から第六条までの規定において「新自衛隊法」という。)第四十四条の四、第四十四条の五及び第四十五条の二の規定の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、長官は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

(旧法再任用隊員に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の自衛隊法第四十四条の四第一項の規定により採用され、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である隊員(次項において「旧法再任用隊員」という。)に係る任用(任期の更新を除く。)及び退職手当については、なお従前の例による。

2 旧法再任用隊員に対する第二条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律第五十一条、第八条第一項及び第二項、第十条第一項及び第三項、第二十二條の二第五項、別表第一並びに別表第二の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第七条の規定の適用については、旧法再任用隊員は、自衛隊法第四十四条の四第一項の規定により採用された隊員でないものとみなす。

す。

(任期の末日に関する特例)
第四条 次の表の上欄に掲げる期間における新自衛隊法第四十四条の四第三項(新自衛隊法第四十四条の五第二項において準用する場合を含む)及び第四十五条の二第三項の第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	六十二年
平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十三年
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十四年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	

(懲戒処分に関する経過措置)

第五条 新自衛隊法第四十六条第二項前段の規定は、同項前段に規定する退職が附則第一条第二号の政令で定める日以後である隊員について適用する。この場合において、同日前に同項前段に規定する先の退職がある隊員については、当該先の退職の前の隊員としての在職期間は、同項前段に規定する要請に応じた退職前の在職期間には含まれないものとする。

2

新自衛隊法第四十六条第二項後段の規定は、同項後段の第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者となった日が施行日以後である隊員について適用する。この場合において、附則第一条第二号の政令で定める日前に同項前段に規定する退職又は先の退職がある隊員については、同日前のこれらの退職の前の隊員としての在職期間は、同項後段の第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者と

む。及び第四十五条の二第三項の規定の適用については、新自衛隊法第四十四条の四第三項及び第四十五条の二第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	六十二年
平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十三年
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十四年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	

なった日までの引き続き隊員としての在職期間には含まれないものとする。

(承認の処分の国会に対する報告に関する経過措置)

第六条 新自衛隊法第六十二条第五項の規定は、第一条中自衛隊法第六十二条の改正の規定の施行の日以後に防衛庁長官が行った新自衛隊法第六十二条第三項の承認の処分(新自衛隊法第六十二条第一項の規定に係るものを除く。)について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 第一条中自衛隊法第六十二条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

不正アクセス行為の禁止等に関する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年八月六日 参議院会議録第四十二号(その一) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律案

平成十一年八月六日

地方行政・警察委員長 小山 峰男

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図るため、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、左記の事項について、善処すべきである。

一、不正アクセス行為は、コンピュータ・ネットワーク上の行為であり、一般の犯罪類型と異なる側面を有することから、本法の施行に当たっては、国民に対し犯罪構成要件の周知徹底を図ること。

二、ネットワーク・セキュリティ対策の促進及び充実を図るため、関係機関、団体等と緊密に連携・協力し、不正アクセス行為からの防衛等に関する技術の研究開発に努めるとともに、不正

アクセス行為に係る相談窓口の充実・強化を図ること。

また、ユーザ及びアクセス管理者等に対するセキュリティ対策に関する情報の提供及び啓発活動を積極的に行うこと。

三、不正アクセス行為の再発防止の援助申出の際提出することとされる「参考となるべき事項に関する書類その他の物件」に係るプライバシー情報等については、事例分析後は、速やかに返還・消去・廃棄等の処分を行うこと。

また、援助と犯罪捜査は別個の手続によるべきものであり、混同かつ職権濫用がないよう、特段に配慮すること。

四、不正アクセス行為を含むハイテク犯罪の対策を推進するに当たっては、諸外国の動向及び諸外国との整合性に配慮しつつ、情報通信分野におけるプライバシー保護についても十分配慮すること。

五、通信履歴(ログ)については、憲法に保障されている通信の秘密の趣旨をそこなうことがないよう、今後とも慎重に扱うこと。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年八月二十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

不正アクセス行為の禁止等に関する法律案
不正アクセス行為の禁止等に関する法律
(目的)

第一条 この法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「アクセス管理者」とは、電気通信回線に接続している電子計算機(以下「特定電子計算機」という。)の利用(当該電気通信回線を通じて行うものに限る。以下「特定利用」という。)につき当該特定電子計算機の動作を管理する者をいう。

2 この法律において「識別符号」とは、特定電子計算機の特定利用をするに当り当該特定利用に係るアクセス管理者の許諾を得た者(以下「利用権者」という。)及び当該アクセス管理者(以下この項において「利用権者等」という。)に、当該アクセス管理者において当該利用権者等を他の利用権者等と区別して識別することができるように付される符号であつて、次のいずれかに該当するもの又は次のいずれかに該当する符号とその他の符号を組み合わせたものをいう。

一 当該アクセス管理者によってその内容のみだりに第三者に知らせてはならないものとされている符号

二 当該利用権者等の身体の一部若しくは一部の影像又は音声を用いて当該アクセス管理者が定める方法により作成される符号

三 当該利用権者等の署名を用いて当該アクセス管理者が定める方法により作成される符号

3 この法律において「アクセス制御機能」とは、特定電子計算機の特定利用を自動的に制御するために当該特定利用に係るアクセス管理者によって当該特定電子計算機又は当該特定電子計算機に電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機に付加されている機能であつて、当該特定利用をしようとする者により当該機能を有する特定電子計算機に入力された符号が当該特定利用に係る識別符号(識別符号を用いて当該アクセス管理者の定める方法により作成される符号と当該識別符号の一部を組み合わせた符号を含む。次条第二項第一号及び第二号において同じ。)であることを確認して、当該特定利用の制限の全部又は一部を解除するものをいう。

(不正アクセス行為の禁止)

第三条 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

2 前項に規定する不正アクセス行為とは、次の各号の一に該当する行為をいう。

一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為(当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該ア

アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。)

二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報識別符号であるものを除く。又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為(当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。)

三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

(不正アクセス行為を助長する行為の禁止)

第四条 何人も、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、その識別符号がどの特定電子計算機の特定利用に係るものであるかを明らかにし、又はこれを知っている者の求めに応じて、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならない。ただし、当該アクセス管理者がする場合又は当該アクセス管理者若しくは当該利用権者の承諾を得てする場合は、この限りでない。

(アクセス管理者による防御措置)

第五条 アクセス制御機能を特定電子計算機に付

加したアクセス管理者は、当該アクセス制御機能に係る識別符号又はこれを当該アクセス制御機能により確認するために用いる符号の適正な管理に努めるとともに、常に当該アクセス制御機能の有効性を検証し、必要があると認めるときは速やかにその機能の高度化その他当該特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(都道府県公安委員会による援助等)

第八条 都道府県公安委員会(道警察本部の所在地を包括する方面警察法昭和二十九年法律第百六十二号)第五十一条第一項本文に規定する方面をいう。以下この項において同じ。を除外する方面にあつては、方面公安委員会。以下この条において同じ。は、不正アクセス行為が行われたと認められる場合において、当該不正アクセス行為に係る特定電子計算機に係るアクセス管理者から、その再発を防止するため、当該不正アクセス行為が行われた際の当該特定電子計算機の作動状況及び管理状況その他の参考となるべき事項に関する書類その他の物件を添えて、援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該アクセス管理者に対し、当該不正アクセス行為の手段又はこれが行われた原因に応じ当該特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な応急の措置が的確に講じられるよう、必要な資料の提供、助言、指導その他の援助を行うものとする。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による援助を行うため必要な事例分析当該援助に係る不正アクセス行為の手段、それが行われた原因等に関する技術的な調査及び分析を行うことを

いう。次項において同じ。の実施の事務の全部又は一部を国家公安委員会規則で定める者に委託することができる。

3 前項の規定により都道府県公安委員会が委託した事例分析の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による援助に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第七条 国家公安委員会、通商産業大臣及び郵政大臣は、アクセス制御機能を有する特定電子計算機の不正アクセス行為からの防御に資するため、毎年少なくとも一回、不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況を公表するものとする。

2 前項に定めるもののほか、国は、アクセス制御機能を有する特定電子計算機の不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。

(罰則)

第八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反した者

二 第六条第三項の規定に違反した者

第九条 第四条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第六条及び第八条第二号の規定は、公布の日から起算して一年を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十一年八月六日

議院運営委員長 岡野 裕

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政治倫理の確立を期するため、国会議員の本人の名義以外の名義による株取引等を禁止し、罰則を設けようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しない。

政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十一年七月二十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律

(仮名による株取引等の禁止)

第一条 国会議員は、本人の名義以外の名義を使

用して株取引等(株券等(端株券を含む。)、新株引受権を表示する証券若しくは証券、転換社債券又は新株引受権付社債券をいう。以下同じ。の取得又は譲渡をいう。以下同じ。を行つてはならない。

(罰則)

第二条 前条の規定に違反して株取引等を行った者は、二十万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定は、この法律の施行前に行った株券等の信用取引(証券会社(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項の証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号の外国証券会社をいう。から信用の供与を受けて行つた株券等の買付け又は売付けをいう。の決済に必要な株券等の売付け又は買付けをする場合には、適用しない。

投票者氏名

日程第一 農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 有馬 朗人君
井上 吉大君 石井 道子君
石渡 清元君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩瀬 良三君 岩永 浩美君

上杉 光弘君	上野 公成君	林 芳正君	前川 忠夫君	松崎 俊久君
海老原義彦君	尾辻 秀久君	平田 耕一君	松田 岩夫君	松前 達郎君
大島 慶久君	大野つや子君	真鍋 賢二君	松村 龍二君	峰崎 直樹君
太田 豊秋君	岡 利定君	三浦 一水君	水島 裕君	築瀬 進君
岡野 裕君	加藤 紀文君	溝手 顯正君	村上 正邦君	山下八洲夫君
加納 時男君	狩野 安君	森下 博之君	森田 次夫君	和田 洋子君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君	森山 裕君	矢野 哲朗君	荒木 清寛君
片山虎之助君	金田 勝年君	山内 俊夫君	山崎 正昭君	海野 義孝君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君	山下 善彦君	山本 一太君	加藤 修一君
亀井 郁夫君	河本 英典君	依田 智治君	吉川 芳男君	木庭健太郎君
木村 仁君	岸 宏一君	若林 正俊君	脇 雅史君	白浜 一良君
北岡 秀二君	久世 公麿君	足立 良平君	浅尾慶一郎君	但馬 久美君
久野 恒一君	国井 正幸君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	鶴岡 洋君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君	石田 美栄君	今井 澄君	浜田卓二郎君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君	今泉 昭君	海野 徹君	日笠 勝之君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君	岡崎トミ子君	小川 敏夫君	福本 潤一君
坂野 重信君	清水嘉子君	小川 勝也君	小川 健司君	松 あきら君
塩崎 恭久君	陣内 孝雄君	川橋 幸子君	木俣 佳文君	山下 栄一君
須藤良太郎君	末広まきこ君	北澤 俊美君	久保 亘君	渡辺 孝男君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君	郡司 彰君	小林 元君	井上 美代君
世耕 弘成君	田中 直紀君	小宮山洋子君	小山 峰男君	市田 忠義君
田中 直紀君	武見 敬三君	興石 東君	佐藤 泰介君	緒方 靖夫君
竹山 裕君	常田 享詳君	佐藤 雄平君	齋藤 勲君	笠井 亮君
谷川 秀善君	中島 眞人君	笹野 貞子君	高嶋 良充君	小泉 親司君
中川 義雄君	中曾根弘文君	竹村 泰子君	谷林 正昭君	立木 洋君
仲道 俊哉君	長峯 基君	千葉 景子君	角田 義一君	西山登紀子君
成瀬 守重君	西田 吉宏君	寺崎 昭久君	内藤 正光君	畑野 君枝君
野沢 太三君	野間 勉君	直嶋 正行君	長谷川 清君	林 紀子君
南野知恵子君	長谷川道郎君	平田 健二君	広中和歌子君	宮本 岳志君
橋本 聖子君	馳 浩君	福田 哲郎君	藤井 俊男君	吉岡 吉典君
畑 恵君	服部三男雄君	堀 利和君	本田 良一君	大淵 絹子君
				大脇 敬義君
				堀原 敬義君
				日下部徳代子君

産業活力再生特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一四二名

阿部 正俊君 有馬 朗人君
井上 吉夫君 石井 道子君
石渡 清元君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩瀬 良三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡 利定君
岡野 裕君 加藤 紀文君

反対者氏名

二名

椎名 素夫君 堂本 暁子君

清水 澄子君 谷本 嶺君
照屋 寛徳君 田 英夫君
福島 瑞穂君 洲上 貞雄君
三重野栄子君 阿曾田 清君
泉 信也君 入澤 肇君
扇 千景君 田村 秀昭君
高橋 令則君 月原 茂皓君
鶴保 庸介君 戸田 邦司君
平野 貞夫君 星野 朋市君
渡辺 秀央君 岩本 莊太君
奥村 展三君 菅川 健二君
田名部匡省君 松岡満壽男君
水野 誠一君 山崎 力君
佐藤 道夫君 西川きよし君
菅野 久光君 中村 敦夫君

加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
龜井 郁夫君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君
北岡 秀二君 久世 公義君
久野 恒一君 国井 正幸君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
坂野 重信君 清水嘉子子君
塩崎 恭久君 陣内 孝雄君
須藤良太郎君 末広まさ子君
鈴木 政二君 鈴木 正孝君
世耕 弘成君 田浦 直君
田中 直紀君 田村 公平君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 常田 享詳君
中川 義雄君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君
成瀬 守重君 西田 吉宏君
野沢 太三君 野間 超君
南野知恵子君 長谷川道郎君
橋本 聖子君 馳 浩君
畑 恵君 服部三男雄君
林 芳正君 日出 英輔君
平田 耕一君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 松村 龍二君
三浦 一水君 水島 裕君
溝手 顕正君 村上 正邦君

反対者氏名

九一名

足立 良平君 浅尾慶一郎君
森下 博之君 森田 次夫君
森山 裕君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 正昭君
山下 善彦君 山本 一太君
依田 智治君 吉川 芳男君
若林 正俊君 脇 雅史君
松田 岩夫君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 海野 義孝君
大森 礼子君 加藤 修一君
風間 昶君 木庭健太郎君
沢 たまき君 白浜 一良君
高野 博師君 但馬 久美君
統 訓弘君 鶴岡 洋君
浜田卓二郎君 浜四津敏子君
日笠 勝之君 弘友 和夫君
福本 潤一君 益田 洋介君
松 あきら君 森本 晃司君
山下 栄一君 山本 保君
阿曾田 清君 泉 信也君
入澤 肇君 扇 千景君
田村 秀昭君 高橋 令則君
月原 茂皓君 鶴保 庸介君
戸田 邦司君 平野 貞夫君
星野 朋市君 渡辺 秀央君
岩本 莊太君 奥村 展三君
椎名 素夫君 菅川 健二君
田名部匡省君 堂本 暁子君
松岡満壽男君 水野 誠一君
山崎 力君 西川きよし君

朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
石田 美栄君 今井 澄君
今泉 昭君 海野 徹君
江田 五月君 江本 孟紀君
小川 勝也君 小川 敏夫君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
川橋 幸子君 木俣 佳丈君
北澤 俊美君 久保 亘君
郡司 彰君 小林 元君
小宮山洋子君 小山 峰男君
奥石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 雄平君 齋藤 勁君
笹野 貞子君 高嶋 良充君
竹村 泰子君 谷林 正昭君
千葉 景子君 角田 義一君
寺崎 昭久君 内藤 正光君
直嶋 正行君 長谷川 清君
平田 健二君 広中和歌子君
福山 哲郎君 藤井 俊男君
堀 利和君 本田 良一君
前川 忠夫君 松崎 俊久君
松前 達郎君 円より子君
峰崎 直樹君 本岡 昭次君
築瀬 進君 柳田 稔君
山下八洲夫君 吉田 之久君
和田 洋子君 薬科 満治君
阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
須藤美也子君 立木 洋君

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一四三名

阿部 正俊君 有馬 朗人君
井上 吉夫君 石井 道子君
石渡 清元君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩瀬 良三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡 利定君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
亀井 郁夫君 河本 英典君

富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
筆坂 秀世君 宮本 岳志君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 大淵 絹子君
大脇 雅子君 梶原 敬義君
日下部彌代子君 清水 澄子君
谷本 巍君 照屋 寛徳君
田 英夫君 福島 瑞穂君
洲上 貞雄君 三重野栄子君
佐藤 道夫君 菅野 久光君
中村 敦夫君

木村 仁君 岸 宏一君
北岡 秀二君 久世 公堯君
久野 恒一君 国井 正幸君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
坂野 重信君 清水嘉子子君
塩崎 恭久君 陣内 孝雄君
須藤良太郎君 末広まきこ君
鈴木 政二君 鈴木 正孝君
世耕 弘成君 田浦 直君
田中 直紀君 田村 公平君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 常田 享詳君
中川 義雄君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君
成瀬 守重君 西田 吉宏君
野沢 太三君 野間 起君
南野知恵子君 長谷川道郎君
橋本 聖子君 馳 浩君
畑 恵君 服部三男雄君
林 芳正君 日出 英輔君
平田 耕一君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 松村 龍二君
三浦 一水君 水島 裕君
澤手 顯正君 村上 正邦君
森下 博之君 森田 次夫君
森山 裕君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 正昭君
山下 善彦君 山本 一太君
依田 智治君 吉川 芳男君

反対者氏名

九一名

若林 正俊君 脇 雅史君
松田 岩夫君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 海野 義孝君
大森 礼子君 加藤 修一君
風間 昶君 木庭健太郎君
沢 たまき君 白浜 一良君
高野 博師君 但馬 久美君
統 訓弘君 鶴岡 洋君
浜田卓二郎君 浜四津敏子君
日笠 勝之君 弘友 和夫君
福本 潤一君 益田 洋介君
松 あきら君 森本 晃司君
山下 栄一君 山本 保君
渡辺 孝男君 阿曾田 清君
泉 信也君 入澤 肇君
扇 千景君 田村 秀昭君
高橋 令則君 月原 茂皓君
鶴保 庸介君 戸田 邦司君
平野 貞夫君 星野 明市君
渡辺 秀央君 岩本 莊太君
奥村 展三君 椎名 素夫君
菅川 健二君 田名部匡省君
堂本 曉子君 松岡満壽男君
水野 誠一君 山崎 力君
西川きよし君

小川 勝也君 小川 敏夫君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
川橋 幸子君 木俣 佳文君
北澤 俊美君 久保 亘君
郡司 彰君 小林 元君
小宮山洋子君 小山 峰男君
奥石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 雄平君 齋藤 勤君
笹野 貞子君 高嶋 良充君
竹村 泰子君 谷林 正昭君
千葉 景子君 角田 義一君
寺崎 昭久君 内藤 正光君
直嶋 正行君 長谷川 清君
平田 健二君 広中和歌子君
福山 哲郎君 藤井 俊男君
堀 利和君 本田 良一君
前川 忠夫君 松崎 俊久君
松前 達郎君 円 より子君
峰崎 直樹君 本岡 昭次君
築瀬 進君 柳田 稔君
山下八洲夫君 吉田 久之君
和田 洋子君 薫科 満治君
阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
須藤美也子君 立木 洋君
富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
筆坂 秀世君 宮本 岳志君

自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二一名

山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 大淵 絹子君
大脇 雅子君 梶原 敬義君
日下部清代子君 清水 澄子君
谷本 彌君 照屋 寛徳君
田 英夫君 福島 瑞穂君
測上 貞雄君 三重野栄子君
佐藤 道夫君 菅野 久光君
中村 敦夫君

阿部 正俊君 有馬 朗人君
井上 吉夫君 石井 道子君
石渡 清元君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩瀬 良三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡 利定君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
亀井 郁夫君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏二君
北岡 秀二君 久世 公麿君
久野 恒一君 国井 正幸君
小山 孝雄君 鴻池 洋肇君

佐々木知子君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
坂野 重信君 清水嘉与子君
塩崎 恭久君 陣内 孝雄君
須藤良太郎君 末広まきこ君
鈴木 政二君 鈴木 正孝君
世耕 弘成君 田浦 直君
田中 直紀君 田村 公平君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 常田 享詳君
中川 義雄君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君
成瀬 守重君 西田 吉宏君
野沢 太三君 野間 越君
南野知恵子君 長谷川道郎君
橋本 聖子君 馳 浩君
畑 恵君 服部三男雄君
林 芳正君 日出 英輔君
平田 耕一君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 松村 龍二君
三浦 一水君 水島 裕君
溝手 顯正君 村上 正邦君
森下 博之君 森田 次夫君
森山 裕君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 正昭君
山下 善彦君 山本 一太君
依田 智治君 吉川 芳男君
若林 正俊君 脇 雅史君
足立 良平君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
石田 美栄君 今井 澄君

今泉 昭君 海野 徹君
江田 五月君 江本 孟紀君
小川 勝也君 小川 敏夫君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
川橋 幸子君 木俣 佳文君
北澤 俊美君 久保 亘君
郡司 彰君 小林 元君
小宮山洋子君 小山 峰男君
奥石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 雄平君 齋藤 勲君
笹野 貞子君 高嶋 良充君
竹村 泰子君 谷林 正昭君
千葉 景子君 角田 義一君
寺崎 昭久君 内藤 正光君
直嶋 正行君 長谷川 清君
平田 健二君 広中和歌子君
福山 哲郎君 藤井 俊男君
堀 利和君 本田 良一君
前川 忠夫君 松崎 俊久君
松田 岩夫君 松前 達郎君
円より子君 峰崎 直樹君
本岡 昭次君 築瀬 進君
柳田 稔君 山下八洲夫君
吉田 之久君 和田 洋子君
藁科 満治君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 海野 義孝君
大森 礼子君 加藤 修一君
風間 昶君 木庭健太郎君
沢たまき君 白浜 一良君
高野 博師君 但馬 久美君
統 訓弘君 鶴岡 洋君
浜田卓二郎君 浜四津敏子君

反対者氏名

二三名

日笠 勝之君 弘友 和夫君
福本 潤一君 益田 洋介君
松 あきら君 森本 晃司君
山下 栄一君 山本 保君
渡辺 孝男君 大淵 絹子君
大脇 雅子君 梶原 敬義君
日下部清代子君 清水 澄子君
谷本 彌君 照屋 寛徳君
田 英夫君 福島 瑞穂君
測上 貞雄君 三重野栄子君
阿曾田 清君 泉 信也君
入澤 肇君 扇 千景君
田村 秀昭君 高橋 令則君
月原 茂昭君 鶴保 庸介君
戸田 邦司君 平野 貞夫君
星野 明市君 渡辺 秀央君
岩本 莊太君 奥村 展三君
椎名 素夫君 菅川 健二君
田名部匡吉君 堂本 暁子君
松岡満壽男君 水野 誠一君
山崎 力君 佐藤 道夫君
西川きよし君 菅野 久光君
中村 敦夫君

不正アクセス行為の禁止等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二五名

橋本 敦君	畑野 君枝君	須藤良太郎君	末広まきこ君	川橋 幸子君	木俣 佳丈君	阿部 幸代君	井上 美代君
八田ひろ子君	林 紀子君	鈴木 政二君	鈴木 正孝君	北澤 俊美君	久保 巨君	池田 幹幸君	市田 忠義君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君	世耕 弘成君	田浦 直君	郡司 彰君	小林 元君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
山下 芳生君	吉岡 吉典君	田中 直紀君	田村 公平君	小宮山洋子君	小山 峰男君	大沢 辰美君	笠井 亮君
吉川 春子君		竹山 裕君	武見 敏三君	興石 東君	佐藤 泰介君	小池 晃君	小泉 親司君
		谷川 秀善君	常田 享詳君	佐藤 雄平君	齋藤 勲君	須藤美也子君	立木 洋君
		中川 義雄君	中島 真人君	櫻井 充君	笹野 貞子君	富樫 練三君	西山登紀子君
		中曾根弘文君	中原 爽君	高嶋 良充君	竹村 泰子君	橋本 敦君	畑野 君枝君
		仲道 俊哉君	長峯 基君	角田 義一君	千葉 景子君	八田ひろ子君	林 紀子君
		成瀬 守重君	西田 吉宏君	内藤 正光君	寺崎 昭久君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君
		野沢 太三君	野間 起君	長谷川 清君	平田 健二君	山下 芳生君	吉岡 吉典君
		南野知恵子君	長谷川道郎君	松井 俊男君	福山 哲郎君	吉川 春子君	大淵 絹子君
		橋本 聖子君	馳 浩君	本田 良一君	堀 利和君	大脇 雅子君	梶原 敬義君
		畑 恵君	服部三男雄君	松崎 俊久君	前川 忠夫君	日下部禮代子君	清水 澄子君
		林 芳正君	日出 英輔君	松前 達郎君	松田 岩夫君	谷本 巍君	照屋 寛徳君
		平田 耕一君	保坂 三蔵君	峰崎 直樹君	円より子君	田 英夫君	福島 瑞穂君
		真鍋 賢二君	水島 裕君	築瀬 進君	本岡 昭次君	阿曾田 清君	三重野栄子君
		三浦 一水君	村上 正邦君	山下八洲夫君	吉田 之久君	入澤 肇君	泉 信也君
		溝手 顕正君	森田 次夫君	和田 洋子君	荒木 清寛君	柳田 稔君	扇 千景君
		森下 博之君	矢野 哲朗君	海野 義孝君	加藤 修一君	田村 秀昭君	高橋 令則君
		森山 裕君	山崎 正昭君	白浜 一良君	高野 博師君	月原 茂昭君	鶴保 庸介君
		山内 俊夫君	山下 一太君	但馬 久美君	続 訓弘君	戸田 邦司君	平野 貞夫君
		山下 善彦君	依田 智治君	浅尾慶一郎君	浜田卓二郎君	星野 明市君	渡辺 秀央君
		若林 正俊君	足立 良平君	朝日 俊弘君	日笠 勝之君	岩本 莊太君	奥村 展三君
		石田 美栄君	今泉 昭君	江本 孟紀君	松 あきら君	椎名 素夫君	菅川 健二君
		小川 勝也君	岡崎トミ子君	小川 敏夫君	山下 栄一君	田名部匡省君	堂本 暁子君
		勝木 健司君		勝木 健司君	渡辺 孝男君	山崎 力君	水野 誠一君
						西川きよし君	佐藤 道夫君
						中村 敦夫君	菅野 久光君

反対者氏名

○名

阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	立木 洋君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	大淵 絹子君
大脇 雅子君	梶原 敬義君
日下部禮代子君	清水 澄子君
谷本 巍君	照屋 寛徳君
田 英夫君	福島 瑞穂君
淵上 貞雄君	三重野栄子君
阿曾田 清君	泉 信也君
入澤 肇君	扇 千景君
田村 秀昭君	高橋 令則君
月原 茂昭君	鶴保 庸介君
戸田 邦司君	平野 貞夫君
星野 明市君	渡辺 秀央君
岩本 莊太君	奥村 展三君
椎名 素夫君	菅川 健二君
田名部匡省君	堂本 暁子君
松岡満壽男君	水野 誠一君
山崎 力君	佐藤 道夫君
西川きよし君	菅野 久光君
中村 敦夫君	

政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に關する法律案(衆議院提出)
賛成者氏名

二三五名

阿部 正俊君 有馬 朗人君
井上 吉夫君 石井 道子君
石渡 清元君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩瀬 良三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡 利定君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
龜井 郁夫君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君
北岡 秀一君 久世 公義君
久野 恒一君 国井 正幸君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
坂野 重信君 清水嘉与子君
塩崎 恭久君 陣内 孝雄君
須藤良太郎君 末広まき子君
鈴木 政二君 鈴木 正孝君
世耕 弘成君 田浦 直君
田中 直紀君 田村 公平君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 常田 享詳君

中川 義雄君 中島 真人君
中曾根弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君
成瀬 守重君 西田 吉宏君
野沢 太三君 野間 起君
南野知恵子君 長谷川道郎君
橋本 聖子君 馳 浩君
畑 恵君 服部三男雄君
林 芳正君 日出 英輔君
平田 耕一君 保坂 三藏君
真鍋 賢二君 松村 龍二君
三浦 一水君 水島 裕君
溝手 顯正君 村上 正邦君
森下 博之君 森田 次夫君
森山 裕君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 正昭君
山下 善彦君 山本 一太君
依田 智治君 吉川 芳男君
若林 正俊君 脇 雅史君
足立 良平君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
石田 美栄君 今井 澄君
今泉 昭君 海野 徹君
江田 五月君 江本 孟紀君
小川 勝也君 小川 敏夫君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
川橋 幸子君 木俣 佳文君
北澤 俊美君 久保 亘君
郡司 彰君 小林 元君
小宮山洋子君 小山 峰男君
興石 東君 齋藤 泰介君
佐藤 雄平君 齋藤 勁君

櫻井 充君 笹野 貞子君
高嶋 良充君 竹村 泰子君
谷林 正昭君 千葉 景子君
角田 義一君 寺崎 昭久君
内藤 正光君 直嶋 正行君
長谷川 清君 平田 健二君
広中和歌子君 福山 哲郎君
藤井 俊男君 堀 利和君
本田 良一君 前川 忠夫君
松崎 俊久君 松田 岩夫君
松前 達郎君 円より子君
峰崎 直樹君 本岡 昭次君
築瀬 進君 柳田 稔君
山下八洲夫君 吉田 之久君
和田 洋子君 薬科 満治君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
海野 義孝君 大森 礼子君
加藤 修一君 風間 純君
木庭健太郎君 沢 たまき君
白浜 一良君 高野 博師君
但馬 久美君 統 訓弘君
鶴岡 洋君 浜田卓二郎君
浜四津敏子君 日笠 勝之君
弘友 和夫君 福本 潤一君
益田 洋介君 松 あきら君
森本 晃司君 山下 栄一君
山本 保君 渡辺 孝男君
阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君

反対者氏名

須藤美也子君 立木 洋君
富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
筆坂 秀世君 宮本 岳志君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 大淵 絹子君
大脇 雅子君 梶原 敬義君
日下部禮代子君 清水 澄子君
谷本 巍君 照屋 寛徳君
田 英夫君 福島 瑞穂君
淵上 貞雄君 三重野栄子君
阿曾田 清君 泉 信也君
入澤 肇君 扇 千景君
田村 秀昭君 高橋 令則君
月原 茂昭君 鶴保 庸介君
戸田 邦司君 平野 貞夫君
星野 明市君 渡辺 秀央君
岩本 莊太君 奥村 展三君
椎名 素夫君 菅川 健二君
田名部匡省君 堂本 曉子君
松岡満壽男君 水野 誠一君
山崎 力君 佐藤 道夫君
西川きよし君 菅野 久光君
中村 敦夫君

○名

平成十一年八月六日 参議院会議録第四十二号(その一)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

平成十一年八月六日

○第百四十五回 参議院會議録第四十二号(その二)

(本号(その一)参照)

調査報告書

国際問題に関する調査

右の件について別紙のとおり中間報告する。

平成十一年八月三日

国際問題に関する調査会長 村上 正邦
参議院議長 斎藤 十朗殿

国際問題に関する調査報告(中間報告)

目次

審議経過 調査概要

一 アジアの安全保障

1 我が国の安全保障政策の在り方

2 朝鮮半島情勢

3 中国情勢

二 国連の今日的役割

1 安全保障

2 国連の改革

3 新たな国連の在り方と我が国の貢献

三 その他

1 コソボ問題

2 日本外交の在り方

審議経過

本調査会は、第百四十三回国会の平成十年八月三十一日(月)の本会議において、国際問題に關し長期的かつ総合的な調査を行うため設置された。

平成十一年八月六日 参議院會議録第四十二号(その二) 調査報告書

本調査会においては、理事会等における協議の結果、三年間にわたる調査活動のテーマを「二十一世紀における世界と日本―我が国の果たすべき役割―」と決定し、調査項目として、アジア及び世界の安全保障の確保、アジア経済及び世界経済の持続的発展の確保、国連の今日的役割、政府開発援助の在り方、我が国外交の在り方等について調査を進めることとした。

第一年度においては、このテーマの下、次のとおり調査を行った。

第百四十三回国会

○平成十年九月二十五日(金)

「国連の今日的役割」について、明石康参事考人(広島平和研究所所長・前国際連合事務次長)から意見を聴取した後、質疑を行った。

第百四十五回国会

○平成十一年二月三日(水)

「アジアの安全保障」について、岡崎久彦参事考人(博報堂岡崎研究所所長)及び船橋洋一参事考人(朝日新聞社編集委員)からそれぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

○平成十一年一月十日(水)

「我が国外交の在り方」について、岡本行夫参事考人(株式会社岡本アソシエイツ代表取締役)から意見を聴取した後、質疑を行った。

○平成十一年四月二十一日(水)

「朝鮮半島情勢」について、ヤン・C・キム参事考人(ジョージ・ワシントン大学政治学部教授)から意見を聴取した後、質疑を行った。また、「コソボ問題」について柴宜弘参事考人(東京大学大学院総合文化研究科教授)から意見を聴取した後、質疑を行った。

○平成十一年八月四日(金)

「朝鮮半島情勢」について、重村智計参事考人(毎日新聞論説委員)及び迫真一参事考人(コリア・レポート編集長)からそれぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

このほか、第百四十三回国会の平成十年十月八日(木)に、金大中大韓民国大統領特別随員である大韓民国国会議員団と北東アジアにおける安全保障及びアジアの経済危機について意見交換を行い、平成十年十月十九日(月)には、第二回アフリカ開発会議(TICAD II)参加首脳歓迎懇談会を行った。

また、第百四十五回国会の平成十一年七月二十日(金)、「東アジアにおける米国の安全保障政策」についてトーマス・S・フォリー駐日米国大使から発言があった後、意見交換を行った。

調査概要

一 アジアの安全保障

今日、安全保障の確保という観点からアジアを概観すると、極東地域において幾つかの不安定要因を抱えていると言えよう。このような状況の下、我が国の安全保障政策の在り方、朝鮮半島情勢、中国情勢に関する調査を行った。

1 我が国の安全保障政策の在り方

我が国の安全保障政策をめぐり、同盟と集団安全保障、日米安保体制とアジアにおける集団安全保障に関する論議が展開された。

(同盟と集団安全保障)

参事考人から、一部に同盟より集団安全保障の方がよいとの議論もあるが、同盟と集団安全保障は百八十度違うものであり、同盟は仮想敵国を持つ

ち、力のバランスにより仮想敵国を抑止することを目的としているのに対し、集団安全保障は仮想敵国を持たない言わば国内の司法制度と同じである、現状では集団安全保障は同盟を補完するものではあっても代替するものではなく、歴史上これが成功した例もないことから、同盟は不可欠であるとの意見が述べられた。また、日米同盟という掛け替えのない外交的な資産は明確に認識しておく必要がある、日米安保を軸に日本の安全保障を考える以外にないとの意見が述べられた。

委員からは、軍事バランスを保つことにより平和的解決に導くとの考えには反対であり、そのような考え方が戦争を繰り返してきたのであって、いかにして軍事バランスに依存することなく平和的解決しかないかという状況をつくり出すかが最重要課題ではないかとの意見が述べられた。これに対し参事考人から、力によらない平和の達成は見果てぬ夢であり、その結果、第二次大戦を招いたと言っても過言ではなく、事実、米國も冷戦の五十年間を北大西洋条約機構(NATO)と日米同盟を中心にして軍事バランスを維持し平和を守りきったとの見解が示された。また委員から、見果てぬ夢と言いが、ソ連が崩壊し、東西対立がなくなり、国連が目指す集団安全保障体制を確立する条件が生まれたのではないかと意見が述べられた。これに対し参事考人から、その夢は必ず持たなければならず、現在では不可能であってもいつかは実現しなければならぬが、これまで一度も成功していないし、それに頼っている安全は守れないとの意見が述べられた。さらに委員から、二十一世紀において米中両國のはざまに我が国は中立を守るのが憲法の精神にも合致するのではないかと意見が述べられたのに対し、参事考人から、非武装中立は国民的な支持を得られず、自己完結的な防衛力を持たないとすればどの国と同盟する以外にはなく、我が国の場合、自由と民主主義という価値を共有する米國以外にないとの見解が示された。

集団的自衛権について、参事考人から、日本はその権利を有しており、行使もできるが憲法の精神

四一

に従って容易には行使しないと宣言すればよいとの意見が述べられた。委員からは、平和を守ってきたのは日本国憲法を守ってきたという日本国民の思いからであり、集団的自衛権の行使は憲法違反であると政府も述べてきたではないかとの指摘がなされた。これに対し参考人から、有権解釈は裁判所が行うもので、集団的自衛権と個別的自衛権を区別せず自衛権があるとの判決が出され、権利がありながら行使できないというのは間違っているとの意見が述べられた。

また、我が国の安全保障政策に欠けている点として、参考人から、我々日本人は外の世界変化にどう対応しようかと考えがちであるが、日本自身の変化が国際関係に大きな影響を及ぼすこと、すなわち日本の政策が与件の一つとなることを認識し、近隣地域、世界に対する説明責任、透明性を高めなくてはならないとの意見が述べられた。

(日米安保体制とアジアにおける集団安全保障)
参考人から、アジア、特に朝鮮半島と台湾海峡においては、武力により既存の国境線を変更しない、交流を深め信頼を醸成する、言論の自由を認めるという欧州の緊張緩和政策を踏襲することは困難であるとの意見、アジアでは信頼醸成、集団安全保障の環境が十分整っていないので、日米同盟を中心として、それをアジア諸国に公共財としての認識を共有してもらうことが極めて重要であるとの意見、日本の海空軍力は極東の軍事バランス上カウントされていないが、これをカウントできるようにしなければ軍事バランスは一挙に変わり、今後二十年ぐらひはアジアの平和は保たれるとの意見が述べられた。また、参考人から、日米安保が実際に稼働するかどうか、我が国のみならず周辺諸国にとって重要であり、日米安保という強固な同盟の枠組みの存在によって、日本を攻撃すれば大変な反響を受けるとの印象を周辺諸国が持つ限り、日本の周辺には平和は保たれるとの意見が述べられた。さらに、参考人から、アジア経済危機の中で民族紛争、宗教紛争が一層悪化した場合、アジア太平洋における信頼醸成措置、集団安

全保障への動きがとん挫する可能性があり、既にアセアン地域フォーラム(ARF)、アジア太平洋経済協力(APEC)も足止め状態にあるとの意見も述べられた。

日米安保体制に関し委員から、在沖米軍基地の過密解消には海兵隊の全面撤退が大幅縮小しかないとの意見が述べられた。これに対し参考人から、沖縄に全部押しつけるわけにはいかないが、在沖米軍の急激な変更はすべきではない、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)で決まったものを可能なところから始めるべきであるとの意見が述べられた。

2 朝鮮半島情勢

昨夏のテポドン発射事件、本年に入ってから不審船事件等、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)に対する不信感が増大している。このような状況の下、北朝鮮の核及びミサイルの開発問題、対北朝鮮外交に関する論議が展開された。

(北朝鮮の核及びミサイルの開発問題)

参考人から、朝鮮半島問題は大きな問題ではあるが、台湾問題を含む今後の中国の問題と比較すれば局地的な問題であるとの意見、朝鮮半島問題は長期的に見れば緊張は減じていくであろうとの意見が述べられた。また、参考人から、テポドン発射事件は、日米安保の抑止力が部分的に崩れたとも考えられ、米ソを中心とした従来型の抑止力が、コミュニケーションも十分でなく、また相手のリーダーシップの構図も意図も分からないという場合、果たして日米安保、即抑止力、即日本の安全と言いきれるのかという重大な問題提起であるとの意見、核の脅威の無力化については軽水炉型原発への移行という方法があるが、ミサイルについては現に保有しており、北朝鮮にとり最後の手段であることから、その脅威を取り除くことは極めて困難であるとの意見が述べられた。さらに、参考人から、軍事的解決という選択はないと思うが、仮に米韓が北朝鮮に対し軍事オペレーションを実施する場合、日本は戦間行為に参加す

べきではない、しかしノドン、テポドンの発射以来、我が国の安全保障は韓国の安全保障と相当程度重なるようになっており、米韓との政策協議、情報交換の必要性は高まっているとの意見、軍事行動をとった場合、米韓単独の判断は望ましくなく、国連などの正当性のある枠組みの中で実施する以外にないが、その際、中国を組み込んだ国際政治の枠組みの中で対処することが重要であるとの意見、テポドン発射について我が国は直接の安全保障上の脅威として、明確な形で抗議をしたことは正しかったとの意見が述べられた。

米朝交渉の今後について、参考人から、米朝から見ても優先度の高い問題は北朝鮮による核及びミサイルの開発並びにその拡散阻止であり、米朝は今後もこれを対北朝鮮政策の最重要課題とし、対する北朝鮮はこれに強く抵抗するであろうとの意見、またノドン一号の配備はほぼ完了しているとの意見、米朝、日朝交渉でこの問題を解決することは不可能と思われ、日本としては「抑止と対話」の中の「抑止」の範疇で適切な措置を考へるべきであるとの意見が述べられた。さらに、参考人から、米朝がペリ報告を必要とするに至った理由は、以前は北朝鮮の早期崩壊を予測していたが、しばらくは崩壊しないと見方を変えたことにより、新たな対北朝鮮政策をたてる必要が出てきたからであるとの意見が述べられた。

委員からは、北朝鮮が本場に譲歩するかは疑問であり、またミサイル開発は唯一の外交カードであるからこれを諦めることはないだろうとの意見、結局のところ米朝は北朝鮮の核保有を認めてしまふ方向に進むのではないかととの意見、北朝鮮が既に一、二発の核を持っており、米朝はこの核の不拡散を防ぐことに精力を傾けているとすれば、我が国に残された問題は大きいとの意見が述べられた。これに対し参考人から、一、二発は持っているという話があり、米朝は北朝鮮の核保有の可能性を前提にして今の交渉を進めているとの見解が示された。

会主義体制を維持することであり、また、思想と軍事面で強ければ大国になれるという「強盛大国」を数年内に築くとしており、核及びミサイルの開発もその一環であるとの指摘がなされた。

(対北朝鮮外交)

参考人から今後の対北朝鮮外交のための具体的提案として、六段階から成る柔軟的関与政策が提示された。その内容は、①米朝基本関係協定交渉の開始、②南北首脳会談の開催、③南北首脳会談の開催、④米朝首脳会談の開催、⑤日中ロ三か国による南北合意、米朝合意への支持表明、⑥日朝首脳会談での日朝国交正常化合意である。この政策は、関与の度合いを柔軟に上向きあるいは下向きにも調整できるとするものである。

この提案に対し委員から、北朝鮮は合意と拒否を繰り返す瀬戸際外交により核を保有することに意見が述べられた。これに対し参考人から、そのプロセスは相当の期間を要するが、米韓中朝の四者会談での平和協定づくり、あるいはミサイル問題である程度の進展があれば可能であるとの見解が示された。

北朝鮮への対応について、委員から、金大中大統領の太陽政策は必ずしも統一を目指すものではなく、むしろ北朝鮮を中国との間の緩衝帯とした方がよいと判断し、統一を前面に出していた従来の方針を方向転換したのではないかととの意見が述べられた。これに対し参考人から、金大統領の太陽政策の中では統一に言及することは極めて少ないが、政経分離の下での交流、協力の推進について言及しており、現段階を統一への三段階構想の第一段階に突入する過程と位置づけているのではないかととの見解が示された。また委員から、日米韓の三か国が協調して中国に北朝鮮のミサイル開発等を抑止するよう働きかけるべきではないかととの意見が述べられたのに対し、参考人からは、中国には北朝鮮に対して様々な配慮の要因があり、日米韓の期待に沿う形で北朝鮮への影響力行使には限界があるとの意見が述べられた。

また、参考人から、北朝鮮の金永南最高人民会議常任委員長が六月三日訪中したが、これは中朝関係修復の着手という象徴外交であり、次回会談の当事者が注目される、また今回の訪中は北朝鮮の国内体制が整ったためであるとの意見が述べられた。委員から、今回の訪中も踏まえ今後の中国の関与の見通しが質された。参考人から、中国は朝鮮半島有事に際し、中朝友好協力相互援助条約に基づき物資あるいは何らかの対北朝鮮支援を行うとの意見が述べられた。一方、参考人から、中国と北朝鮮の関係は必ずしも良好でなく、中国は自国の国境が侵されない限り兵力を使用することはない、朝鮮半島に絶対戦争を起させない政策をとっていくとの意見も述べられた。

日朝関係について、参考人から、北朝鮮は、現在、対日政策の責任者が空席のため、この秋に予定されている労働党大会での人事決定を待たなければ対外交に基本的に取り組めない状況にあるとの意見、我が国は早期に前提条件無しでの国交正常化交渉を再開する用意ありとの立場を表明すべきであり、拉致問題は出口論として正常化交渉と並行して協議を重ね、その解決を目指すべきであるとの意見、また、日米安保協力を強化することは日朝間の接点を模索することと矛盾せず、新ガイドラインは金大中政権の太陽政策を後押しすることになるとの意見が述べられた。

米韓中朝に口を加えた六者会談について、委員から、米国、韓国及び中国に対し我が国を参加させるよう強く主張すべきであるとの意見が述べられた。これに対し参考人から、日本はその努力が足りなかった、六者会談のテーマは朝鮮半島問題を含み北東アジア全般の政治、経済、環境、その他すべての関心事についての討議、意見交換を前提とする形がよいとの意見が述べられた。

3 中国情勢

二十一世紀においては、中国の存在が一層大きくなると予想され、中台関係、今後の米中関係及び日中関係、日米安保体制と中国という問題に関する議論が展開された。

(中台関係)

参考人から、二十一世紀においてアジアにおける安全保障上の最大の問題は中国の強大化により極東の軍事バランスが崩れることであるとの意見、中国の台頭は二十一世紀前半、少なくとも三分の一ぐらいの期間は東アジアにとって最も重要な問題になるだろうとの意見が述べられた。

中台関係について、委員から、中国が武力行使をしないと言明した途端に台湾が独立するから武力行使をしないと言えないのではないかと指摘があった。これに対し参考人から、中国から見れば台湾を独立させないことと世界の平和のどちらが重要かという選択の問題であり、同時に台湾の民意が重要であるとの意見、統一がどのような形でせよ、兩岸の中国人同士が相互に納得する方法で行われるのであれば、日本として支持できるとの意見が述べられた。

(米中関係)

参考人から、中国の軍事力増大により極東の軍事バランスが変化した場合の最大の焦点は台湾問題であるが、クリントン大統領が訪中の際に述べた「二つのノー」は上下両院で認めないとの決議が可決されたことにより、米国の政策とはなり得ない、一方、中国は武力行使を放棄しないと述べており、どちらかが政策転換しない限り衝突する危険があるとの意見、米国は冷戦構造崩壊後、異なる体制、価値観を持ち併存する世界に対するグローバル・ストラテジーを持っていなかったため、対中政策も首尾一貫しないとの意見が述べられた。

この点に関し、委員から、中国に民主主義が根付かない限り、米中関係が劇的に好転することはない、基本的には米中の対立関係は続くのではないかとの意見が述べられた。これに対し参考人から、米国は台湾関係を重要な基本文書とみなし、同法においては台湾の自由と民主主義を守る現在の仕組みを堅持することが唱われており、米

中間に戦略的パートナーシップが果たして生まれるかどうか疑問であるとの意見が述べられた。

(日中関係)

参考人から、欧米には日本の衰退を予測した上での米中二極化という考え方も始始め、こうした米中関係を背景に、中国が新たな対日政策を打ち出してくる可能性があるとの意見、対中四借款を環境と省エネに絞るなど安全保障だけではなく総合的なアプローチが必要であるとの意見が述べられた。また参考人から、中国は民主主義に信を置いておらず、日本の民主主義を見ても軍国主義の意識があるのではないかと先入観を持っており、過去の問題は現在そして将来の問題として存在し続けるとの意見、中国が国際的なルールを守り、世界の潮流である民主主義の方向に向かうよう支援することが日中関係改善の最大のポイントであるとの意見が述べられた。

中国の対外交について、委員から、周恩来世代には日本に対する賠償を免除、友好を第一とし、過去の問題についての批判は少なかったが、江沢民世代は常に過去の問題を取り上げるとの指摘があった。これに対し参考人から、威信、正当性、カリスマ性の欠如から政治的に過去の問題を使おうとしており、共産党体制、イデオロギー、経済がうまくいかない場合、台湾や日本を標的にしてナショナリズムの高揚を図ることも考えられるとの意見が述べられた。また委員から、日米中トライアングルという考え方が米中にあり、日本でも同様のことが言われ始めているが、これをどのようにとらえるかと質された。これに対し参考人から、日米は安全保障を委ねる同盟関係にあり、三国の関係は正三角形ではない、日中関係強化を模索すべきではあるが、中国が嫌がるから立たないよう対応することは、かえって問題を大きくするとの意見が述べられた。

(日米安保体制と中国)

まず委員から、軍事的にも台頭してきた中国と

我が国との間に何らかの紛争が生じた場合、米国が反撃しないと判断する可能性もあるのではないかと意見が述べられた。これに対し参考人から、冷戦時代そのような懸念もありフランスは自ら核武装したが、核武装しない日本の場合、実際に米国が反撃するか否かはそのときまで分からないとの見解が示された。同様に参考人から、尖閣列島のように米国が沖縄の施政権を持っていた時代には日米安保の適用範囲内であると言っていたにもかかわらず、沖縄を手放した途端に、そうとは言いきれないという態度で身を引いてしまうという例もあるとの指摘がなされた。

参考人から、米中衝突を回避するには、一つは中国が台湾問題の平和的解決を認めること、もう一つは軍事バランスを保つことにより信頼醸成措置、軍縮を可能にするという方法しかないとの意見が述べられた。また参考人から、中国は湾岸戦争の際、米国のハイテク・パワーなどに対する脅威感、米国の一極構造に対する脅威感を持ち、日米軍事同盟が中国を標的にするのではないかと危惧を持ったとの指摘がなされ、中国が米国のプレッスンと日米安保は地域の安定にとり脅威となり得ると判断すれば、これらが安定機能を持つとする日米との間に矛盾が生ずるとの意見、米中二極化が進展した場合、中国が日米安保を一つの標準として見定め、周辺事態に台湾が含まれるか否かという問題にとどまらず、日米安保から台湾除外を明確にすべきであると圧力をかけてくる可能性があるとの意見、新ガイドラインが日中関係に短期的にマイナスの影響を及ぼしても、長期的にはオペレーションのハウツーとしての新ガイドラインが加わったことにより、そのプロセスがアジア太平洋の安定に役立つと中国が認識すれば、中国は考えを変えたとの意見が述べられた。

二 国連の今日的役割

二十一世紀を目前に国連の在り方が内外で論じられている。国連中心主義を外交三原則の一つに掲げる我が国が、国連に対する貢献のみならず、国際社会の新たなニーズを満たし得る国連を構築

する上でのいかなる役割を果たすべきかとの観点から調査を行った。

1 安全保障

参考人から、九〇年代に入り国連は新しい期待がかけられ、ガリ事務総長報告「平和への課題」に見られるような野心的な取組も行われたが、ソマリアやルワンダでの失敗により、一時的に膨らんだ夢はやや小さくなったとの見解が示された。

委員からは、国連憲章に規定されたおりの集団安全保障体制の確立が難しい現状の下で、国連と地域機構との協力、地域機構の在り方が質された。これに対し参考人からは、地域機構とは国連憲章第八章(地域の取組)に基づき基本的に安全保障理事会に属する機構であり、NATO、ワルシャワ条約機構、日米安保条約は個別的・集团的自衛権を規定する憲章第五十一条に基づいてつくられた冷戦時代の所産であって、国連憲章の本来意図するところとは異なるが、分裂した世界で安全を守るために必要であったとの意見が述べられた。また、委員から、国連憲章に基づき集団安全保障体制の確立は今も課題であるが、その声がほとんど聞かれなくなったことは、集団安全保障体制が、実際上、実現困難であり、新しい状況に合った安保体制が必要との考え方と質された。

これに対し参考人からは、国連憲章第七章(平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略)の体制は一部しか機能していないが、我々は希望を捨てるべきではなく、より安定的かつ世界的な体制を構築する努力を続けるべきであるとの意見が述べられた。

また、委員から、我が国は国連決議のない米国の無理解な攻撃を支持するだけではなく、憲章の無理解な解釈により理論化もしているが、国連憲章の解釈に曖昧さがあってはならないとの意見が述べられた。これに対し参考人からは、第六章(紛争の平和的解決)及び第七章を規定する国連憲章が全体として実現を目指す方向を見失うべきではないとの見解が示された。

参考人から、九〇年代になり国連は宗教的、人種的、民族的紛争に直面し、内政問題に関係させられたため混乱があり、旧ユーゴにおいては合意、中立性、非強制というPKO原則では処理しきれない状況に直面したとの見解が述べられた。

我が国のPKOへの協力は、国際平和協力法(PKO協力法)に基づき、参加五原則に則り行われているが、委員から、こうした五原則から見ても連PKOの実態はいかなるものか、また我が国のPKO協力の在り方はいかなるべきかが質された。これに対し参考人からは、内戦の下で同意原則、武力不行使原則の弾力的な解釈・適用が増えていることを認めた上で、在来型PKOは国連憲章第六章に属する事柄で、軍人が従事するが役割は外交官的なもので、我が国は全面的な参加に躊躇すべきでなく、PKO協力法においてPKO F本体業務への参加を凍結する必要はないとの見解が示された。さらに、参考人から、自衛隊のカンボジアにおける活動は平和の維持であったが、他国の軍隊との信頼醸成及び日中両国の軍隊の交流の面からも有意義であったとの見解が示され、こうした経験を踏まえ、アジアにPKOの共同訓練所をつくり、日本の自衛隊、中国、韓国、東南アジアの軍隊が共同でPKOの訓練を行うべきであるとの意見が述べられた。

委員から、冷戦構造崩壊に伴う国内紛争の増加を踏まえ、こうした紛争を防止する予防外交への我が国の関与はいかにあるべきかについて質された。参考人から、ポスト冷戦期、国連憲章で予想されなかった事態に国連が直面し苦慮していることを認めた上で、予防外交の活用の一環として、マケドニアにおけるPKOの予防的展開について言及があり、我が国に対する期待として、PKO予防展開へのより積極的な貢献、カンボジアにおけるPKO実績や東ティモール、ミャンマー、アフガニスタン問題に見られた安保理内外での積極的な外交の推進、ARFの活用によるアジア全体の信頼醸成の推進及び予防外交の強化が挙げられた。

2 国連の改革

国際社会が抱える諸問題に対し、国連が効果的に対処していくことが期待されてきたが、更なる改革の必要性が叫ばれている。このような観点から国連の改革をめぐる、安全保障理事会の改革、経済社会理事会等の活用、国連財政に関する議論が展開された。

(安全保障理事会の改革)

安保理改革は、九三年十二月に設置された総会直属の作業部会において議論が行われてきた。九八年の総会においても、改革推進派加盟国と先送り派加盟国との間で激しい外交が繰り返された。

参考人からは、国連改革の中で最も進展していないものが安保理改革であるとの見解が示され、その原因として、新常任理事国になるための客観的な基準の欠如、常任理事国数に関する米国のその他の国との認識の相違、新常任理事国への拒否権の付与の適否が挙げられた。また、日独の常任理事国入りは大多数の国が賛成しているが、西国以外にどの国を新たに常任理事国に入れるかで紛糾しており、安保理改革は停滞しているとの見解が示された。

委員から、常任理事国入りの現状打開策、国会議員による取組の有効性について質されたが、参考人からは、我が国の常任理事国入りへの障害として、一部の国の国連大使による活動があり、そのような国についてはバイラテラルな説得も方策であり、国会議員による接触も政府との密接な協力の下で行われれば、状況によっては有効であるとの意見が述べられた。また、委員から、我が国の常任理事国入りの論議に常任理事国として何をなすべきかとの視点が欠けているとの指摘がなされた。これに対し参考人からは、常任理事国入りにより日本が何をしようとしているのかは必ずしも明確でなく、国際社会に日本の常任理事国入りは米国の安保理における投票数の増加になるに過ぎないとの懸念が存在するとの指摘もなされた。

が、我が国が日米関係を損なわず、例えば核軍縮・核不拡散で米国の必しも同じでないイニシアチブをとり意見を表明することはあり得る、我が国がミレニアム特別総会千年期特別総会の予定される西暦二〇〇〇年を目指した国連改革を国際的に呼びかけるのも一つの手段であるとの見解が示された。また、参考人から、我が国が常任理事国として行動する上での理念、哲学として日本国憲法、非核三原則、武器輸出三原則、ODA大綱等が安保理における行動に大きな政策的枠組みを提供することになるとの見解が示された。

委員から、我が国が拒否権のない常任理事国になれば、義務や分担金の増額のみを伴うことになるのではないかと懸念が表明された。これに対し参考人からは、大国を国連に残留させる安全弁、他の国連加盟国が大国との戦争に巻き込まれないための安全弁としての拒否権の有用性を認めたと上で、新たな常任理事国が現在の常任理事国と同様に拒否権を持つことは、影響力を行使する上では必要であるとの意見が述べられた。また、参考人から、かつての拒否権の多用・悪用にかかる問題はほぼ解決し、拒否権の適用範囲の縮小が問題であり、今後拒否権は国連憲章第七章の武力の行使に関するのみ適用する方向へと国際社会を導いていくべきであるとの見解も示された。

(経済社会理事会等の活用)

経社理は、国連の主たる目的の一つである経済的・社会的国際協力の促進の任務に当たっているが、委員から、経社理の強化により資本主義ルールの世界への浸透が必要であるとの意見が述べられた。参考人からは、日本の経済力及び開発途上国重視策は世界の注目するところであり、経社理の活用は我が国の経済力をいかに上でよい観点であるとの見解が示され、また、信託統治地域の消滅により休業状態となっている信託統治理事会を活用し、人類の共通財、環境問題、人権問題といった国連憲章のつくられた時あまり考慮されなかった

た関心事を取り上げる新しい理事会を創設する案があることが紹介され、N G Oや有識者の意見を参照しつつ我が国が具体的な提案を行うのも一つの道であるとの意見が述べられた。

(国連財政)

深刻な状況の続く国連の財政問題について、参考人からは、国連の分担金は、各国のG D Pを中心にした支払能力の基準に基づき決められているが、国連が国際的な政治機関として成長するためには、特定の国が突出した分担金を支払うのは問題であるとの見解が示された。また、国連を各国政府による分担金に依存した国際機関にしておくことが国際平和のためによいのかとの見地から、ごく一部であれ国連予算に直接課税の形をとるべきとの提案もなされていることが紹介され、国際的な運賃及び取引への課税のような例が挙げられた。

3 新たな国連の在り方と我が国の貢献

参考人から、我が国は国連において地味ではあるが非常に真摯な態度で諸問題に調停者として行動し、開発、アフリカ、軍縮、環境、人口等の問題で大きく貢献しており、多くの加盟国により認められている、今後、過去にもまさる政治問題、経済問題、社会問題その他の面での貢献が期待されているとの意見が述べられた。

委員から、二十世紀は戦争の世紀であったが、二十一世紀は平和の世紀とすべきであり、国連は第二次世界大戦の結果を捨て、核を持つ五つの国が常任理事国として国連を事実上牛耳っている状況を改め、日本やドイツのみならず、第二次大戦に關係のなかった開発途上国が新たな常任理事国になることが必須の条件であるとの意見が述べられた。これに対し参考人からは、二十世紀に戦争がしばしば行われた事実のみならず、戦争の犠牲者に無辜の民衆が増えたという意味で人類がむしろ退歩しているとの意見、一九四五年に採択された国連憲章は戦勝国中心のものであるとの意見が示された。また、参考人から、国連憲章は国

際連盟規約に比べ軍縮に力点を置いていないが、第一回国連総会では軍縮に関する決議が採択されるなど、国際社会の現実と国連憲章とに乖離が始まり現在に至っており、加盟国の認識が全く新しい革新的な国連をつくらなくてはならないというところまでには進んでいないとの意見が述べられ、一九四五年の国連は変えなくてはならず、核兵器をつくる能力があるにもかかわらず政治的な決意としてつくりだす日本やドイツのような国が新たな常任理事国になることに賛成であり、その意味でインドの核実験は不幸な事件であったとの意見が述べられた。さらに参考人から、我が国は国連の現状に満足せず同様の国と新しい雰囲気をつくり革新的な力になるべきであり、今までの連合国を中心とした国連を敵に回すのではなく、また、国の能力を武力や分担金の額だけで判断する国連外交はすべきではないとの意見が述べられた。

国際社会の主体としてN G O、多国籍企業、個人などの重要性が認識されてきている。この点に關し、参考人から、国連は本来的には、主権国家がつくるものであるから、各国政府が国連の主人公である状況は当分続くが、一国の中で政府の役割が制限され、市民社会及び市場の役割が大きくなっていくことに対応して国際社会が変化し、今後、N G O、職能団体、マスコミ、専門家集団の結果た役割は大きくなるだろうとの見解が示され、また、各国議会に外交政策やビジョンをつくることを期待し、国会議員団が大きな意味での応援として、スキャンディナヴィア諸国やカナダのように、超党派的に国連外交の展開を視察し国連外交に参加することもある有用であるとの意見が述べられた。

委員から、二十一世紀の国連を考える上で、主権国家論の克服は重要な課題であるとの意見が述べられたが、参考人からは、内政不干渉の原則は、国連五十年の歴史を通じて様々な意味で狭く解釈される傾向にあり、各国の人権擁護行為に対してはもはや内政干渉ではないという解釈が確立しているとの見解が示され、また、世界人権宣言

採択以来五十年の間に国連人権高等弁務官の設置に至った人権問題の推移を一例に、一種の「おせっかい主義」が二十一世紀には大きな流れとして強くなるとの意見も述べられた。

我が国の非軍事的な国連への貢献について、参考人からは、O D Aの活用、途上国からの人材招聘による日本の発展の学習がその最たるものとして示され、我が国の経済援助、技術援助は成果を生みつつあり、日本の交流計画に参加した人材がそれぞれの国において重要な地位を占めているので、先見性のある外交が非常に重要であるとの意見が述べられた。

なお、国連事務局における日本人職員及び管理職たる中堅クラスの日本人職員を増員する必要性について、参考人からは、日本は様々なハンディを負っているが、一方行き過ぎた支援策には問題があるとの指摘もなされ、日本人職員増員のため、人材ネットワークの構築等により、対処していくことが必要であるとの意見が述べられた。

三 その他

1 コソボ問題
N A T O軍による空爆を契機に深刻さを増したコソボ問題に対し、我が国がどのように対応するべきか等について調査を行った。

コソボ問題とは、本来的にはユーゴスラヴィア連邦共和国のセルビア共和国に属するコソボ自治州のセルビア人とアルバニア人の民族紛争問題である。奪われた自治権の回復を要求するアルバニア人に対し、セルビア人であるユーゴのミロシェビッチ大統領が軍事的弾圧や「民族浄化」を行っていることについて、これを人道問題であるとして、本年三月二十四日、N A T O軍がユーゴに対し空爆を開始した。

参考人から、コソボ問題はバルカン地域の複雑な歴史に伴う解決の非常に難しい問題であり、基本的には空爆というような軍事力により民族問題を解決することは困難であるとの意見が述べられた。また、参考人から、今回の空爆はセルビア人によるアルバニア人への民族浄化に対し人道的な

見地から行われたものであるが、アルバニア人を保護するという所期の目的がほとんど達成されていないのみならず、六十万人もの難民を出すという更に悪化した状況を産み出しているとの指摘がなされ、また、空爆の目的が最近ではミロシェビッチ政権の打倒に変化しているように見られるが、空爆によって逆にミロシェビッチ政権の基盤が強化され、この目的も達成できないのではないかと意見が述べられた。

委員から、国際社会ではユダヤ人虐殺に対する反省から人権問題や民族問題は国内問題でありこれに口を挟むべきではないという考え方が否定されるようになってきており、今回コソボでは民族浄化が進行し内戦状態となり、結局N A T Oが軍事介入を行わざるを得なくなったということではないかとの意見が述べられた。これに対し参考人から、一般住民の虐殺については国際的、中立的な検証はされておらず、検証の必要性があるとの意見、N A T Oは空爆によりコソボ問題をどのように最終的に解決しようとしているかが重要であるが、少なくともコソボの独立は国際的には認められないので、自治権の回復が最も望ましい解決方法であるとの意見が述べられた。また、停戦のためには空爆停止とコソボからの治安部隊の撤退を同時に進行する提案が行われるべきであるとの意見が述べられた。

我が国の貢献については、委員から、難民の援助、医師の派遣等を行うべきであるとの意見、N A T Oの空爆を名義ある形で停止し、民族浄化の検証を行わせるためには国連等の機関を動かすべきであり、そのための貢献ができるとの意見、国連を通じてある程度の対応はするとしても、我が国のこの地域への関与は深くはないので、国連を通じて貢献には限度があり、常任理事国でもない我が国が常任理事国並の資金負担等を求められることについては十分に考慮すべきであるとの意見が述べられた。これに対し参考人から、コソボ以外にもマケドニア等により深刻な民族問題を抱えており、関係国によるバルカン・サミット等の会議が行われているが、資金不足が大きな問

題となつてゐるの指摘がなされ、我が国としては難民に対する援助等を行うのは当然であるが、政府間だけではないNGOや地方自治体も含めた形の国際会議、平和の会議の準備や費用負担を積極的に行うべきであるとの意見が述べられた。

委員から、今回の空爆は国連憲章違反であり許されないのであるとの意見が述べられたのに、参考人からは、空爆は安保理の許可がなく、国連憲章違反であるとの見解が示されるとともに、NATOが前面に出ていて国連がこの地域で活動できないという事態は国連の危機であり、国連の意義そのものが問われているとの意見が述べられた。

2 日本外交の在り方

参考人から、現在の日本外交を取り巻く世界情勢は、ソ連の崩壊後、急激に変化しており、その要因は、国際政治の主体が国際機関、NPO等国家以外のものがプレーヤーとなり始めていること、東西対立のたがが外れ、かつて世界が不安定になっていたこと、米国の力が突出していること、中国が躍進していること等のためであるとの指摘がなされた。このような状況下における日本外交を支える体制は、外務省による外交のほか、議員外交等があるが、参考人からは、現在の外務省体制が他国より小さいため、目に見えないところで日本外交の弱さとなっているとの意見が述べられた。また、国会は外交論議をもっと行うべきであり、そのためには機動的なインフラ整備を行うべきであるとの意見も述べられた。

委員からは、外務省の体制強化は必要であるが、外務省の行う外交は基本的には国益を増進する外交であるから、外務省以外のチャンネル、例えば議員外交やNPO等の民間外交も支援し、お互いに協力する方策が必要であるとの意見が述べられた。これに対し参考人から、外交の一元化は必要だが、重層的なかかわりが必要であり、議員外交は積極的に推進すべきであるとの意見が述べられた。また、委員から、北朝鮮のように議員外

交がほとんどできない国については、米国式にNGOやスポーツ・チームを活用したルート作りが必要であるとの意見が述べられ、国際政治のプレーヤーであるNPO、民間組織、個人等を国際関係の中であいか育ていくについて言及があり、参考人からは、NPO等の活動を政府、国会が制度としてバックアップするべきであるとの見解が示された。

委員から、冷戦崩壊後に我が国が主体的に国際貢献を行う上で、国際平和というような漠然としたものではなく、より明確な国益の定義を行うべきであるとの意見が述べられた。これに対し参考人から、国家は自国民の利益の極大化を目指すことが国益を考える上での原点であり、例えば日米関係においても個別具体的に考え行動することが必要であつて、ミャンマー、イラン等に対しても独自の政策があつてもよいとの意見が述べられた。また、ODAについては参考人から、国民的理解を得るためには我が国にどのような利益があるかを考えるべきであつて、政策だけを切り離して考えるべきではなく、我が国が重点的に支援すべき国を考え、実施していくことが必要であるとの意見が述べられた。さらに、委員から、二十一世紀に米中が屹立するはぎまで、我が国は中立を守ることを国益にかなうことになるとの意見、外交上の国益を考える上で「正義」、「人道」という感覚を持つことが必要であるとの意見が述べられた。これに対し参考人から、自国のことを考えるのが国益であり、現下の日本を取り巻く状況の中では同盟が唯一の選択肢であり、その相手は基本的価値観を共有する米国以外にはない、また「正義」という感覚は大事な意味を持ち、座標軸として価値判断を避けないことが一番の基本であるとの見解が示された。

委員から、日本外交の基本に据えるべきものは国連憲章であり、このことは日米安保条約に対する評価がいかなる立場であらうと一致できるのではないかとこの意見が述べられたのに対し、参考人からは、国連が強化され、集団安全保障体制に世

界全体が移行していくことが理想であるが、残念ながらそうならないとの意見が述べられた。

また、参考人から、我が国が国際紛争の平和的解決といふことのみに固執すれば、他の国が平和的でない解決方法をとらなければならないとなり、巨額な資金協力を行つても国際社会では二流国扱いしかされないとの、我が国自身が国を守るという明確な姿勢を各国に示すべきであり、平和的解決しかオプションがない国家では外交でも十分な役割を果たし得ないとの意見が述べられた。

経済外交について、委員から、我が国が目指すべき最後の座標軸は自由貿易体制であり、経済外交が大事であるが、省庁間の利害対立があり現体制はうまく機能していないので、中央省庁再編による内閣府の創設を含む機構改革が必要ではないのかとの意見が述べられた。これに対し参考人から、経済外交において外務省は最も重要なプレーヤーであるが、外務省だけでは無理であり我が国の国益に収斂させるためのメカニズムが必要であるとの意見が述べられた。

さらに、委員から、我が国の外交戦略を考える上で、日中関係が重要であるが、我が国が有利な交渉条件をつくるために、インドに対しより積極的な対応を行うべきであるとの意見が述べられた。参考人からは、インドとの関係については核実験に対する制裁措置をとったことにより、我が国が一番関係を悪化させているが、これが賢明な策か否かは再考を要するとの見解が示された。

調査報告書
国民生活・経済に関する調査
右の件について別紙のとおり中間報告する。
平成十一年八月四日

国民生活・経済に関する調査会長 久保 亘
参議院議長 斎藤 十朗殿

国民生活・経済に関する調査報告(中間報告)
— 少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成 —

我が国経済社会においては、少子・高齢化、情報化、国際化、経済の成熟化や価値観の多様化さらには地球環境問題などの様々な変化が生じている。なかでも、少子化によって、二十一世紀初頭には総人口が減少に転じると予想されており、我が国の経済社会に多大な影響を及ぼすことが懸念されている。

このような状況の下、本調査会は、昨年十月に今後三年間の調査項目を「次世代の育成と生涯能力発揮社会の形成」と決定した。初年度の調査は、まず、二十一世紀に、特に大きな影響を及ぼすと考えられる少子化の要因と対応について考え方を明らかにするとともに、次世代の健全育成、生涯能力発揮社会の形成等全般にわたって調査することとした。

当調査会は、以上のような観点に立ち、政府からの説明聴取、参考人からの意見聴取、委員派遣による鹿児島・宮崎両県での実情調査、委員の意見表明等を行ってきた。なお、初年度の調査を行った結果、調査項目について「少子化」との関連をより明確にするため、これを「少子化への対応」と生涯能力発揮社会の形成とした。

本報告書は、これまでの調査会が行った活動を中心に整理し、中間的に取りまとめたものである。

二年度目以降の調査については、本報告で言及した課題についてさらに検討を重ねるとともに、他の課題についても必要に応じて取り上げ、我が国社会が二十一世紀を迎えても引き続き、豊かで活力に満ちた国民生活を維持できる方策を探っていききたい。

参考

- 一 図表
- 二 調査会委員名簿
- 三 調査会の活動状況

I 二十一世紀に向けた我が国社会の課題

一 我が国社会の構造的変化

もうすぐ二十一世紀を迎えようとしているが、今日の我が国社会は、閉塞感に覆われているといつても過言ではない。これを打破し、豊かでのりのある二十一世紀の国民生活を実現するための課題を明らかにすることが、今政治に求められている。

この閉塞感の理由としては、我が国が、経済成長を遂げる過程で仕事優先、経済的効率性重視等により、国民一人一人が豊かさを必ずしも実感できてこなかったことがある。また、バブル経済の崩壊以降は、長期の景気低迷を脱却できず、自律回復への展望が不透明であり、失業率も上昇の途をたどっている。さらに、経済社会の急速かつ大幅な変動にこれまでのシステムが対応できないのではないかという懸念、不安が払拭できない。これらのことから、社会全体としての展望が描けず、この閉塞感は一層高まっている。

景気・経済に関しては、雇用環境を好転させる対策等を講じつつ、自律的な経済成長軌道に回復するための経済社会の活性化が必要である。

また、我が国経済社会においては、少子・高齢化、国際化、情報化、経済の成熟化や価値観の多様化さらには地球環境問題などの様々な変動を待たなしで迎えようとしている。なかでも、少子化によって、二十一世紀の初頭には総人口が減少に転じると予想されており、我が国の経済社会に多大な影響を及ぼすことが懸念されている。すなわち、少子化により子どもの絶対数が減少するのみでなく、生産年齢人口を減少させ、人口に占める若年層が高齢者を下回り、世界に例をみないスピードで高齢化を推し進める。経済問題と社会問題が一体化している今日、明るく豊かな二十一世紀を迎えるためには、少子・高齢化、国際化、

(一) 次世代の健全育成

次に、次世代の育成を図り、国民一人一人が、その能力を生産を通じて継続的に高め、これを發揮できる社会システムを構築することが重要となっている。これは、子育てに対する不安や教育の負担が少子化の一因となっているところから、少子化対策という点からも、大切である。

近年、大きな社会問題となった非行やいじめ、自殺等の深刻化する青少年の問題行動について、家庭、学校、社会における教育の在り方が問われており、そのことは次世代の育成が問われていることでもある。

そのため、子どもの人格や自主性を尊重する観点に立ち、青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう、家庭、学校、地域社会のそれぞれが持つ教育機能の強化や連携について検討する必要がある。また、自立性、創造性を持った、個性豊かな子どもが育ち得る教育の充実や日本文化の継承、あるいは子どもたちが安心して成長できる豊かな地域環境の形成などについて検討する必要がある。

(二) 生涯能力発揮社会の形成

最後に、年功序列、終身雇用を前提とした従来の雇用慣行の変化、能力主義の浸透や雇用形態の多様化がみられるとともに、多様な価値観を持つ個人で構成される成熟した社会においては、創造性や専門性を有する人材の育成システム、自己研鑽の場の確保とその成果の適正な評価等により、個々人の能力と価値観に応じて多様なライフスタイルを選択できる学習・能力開発のための環境を整える必要がある。

さらには、その成果を活かすことができ、個々人が生涯を通じて自らの能力を最大限発揮できる

雇用・社会参加のための社会システムの形成について検討する必要がある。そのためには、これまで十分な能力発揮の場が与えられていない者への雇用や社会参加のための場の形成やセーフティ・ネットの確立も重要である。また、経済社会に活力を与え、新たな活躍の場や、雇用分野を開拓するベンチャー企業の育成の在り方の検討も重要である。

II 少子化の現状と対応

一 少子化の現状と要因

(一) 少子化の現状と見通し

我が国の出生数は長期にわたり減少してきている。

我が国の出生数の動向をみると、年間出生数は、第一次ベビーブーム期(昭和二十二年から二十四年)に二百七十七万人のピークを記録した後急激に減少した。その後増加に転じ、第二次ベビーブーム期(昭和四十六年から四十九年)に二百一十万人を記録した。しかし、昭和五十年以降は、長期的に減少し続けており、平成九年における出生数は百二十万人と第二次ベビーブームのピーク時に比べ六〇%の水準に落ち込んでいる。

出生数の動向は母親人口の規模に左右されるが、その影響を除いた出生水準を示す指標として合計特殊出生率がある。我が国の合計特殊出生率の動向をみると、第一次ベビーブーム時に四・五前後を記録した後急速に低下し、昭和三十年頃から五十年頃まで、二・〇から二・二前後で安定的に推移してきた。その後、昭和四十八年から今日までは一貫して低下し続け、平成九年においては一・三九まで低下している。昭和四十九年に人口が現状の水準を維持するのに必要な合計特殊出生率(置き換え水準)である二・〇八を割り込んで以来、既に四半世紀を経過している。

地域別に合計特殊出生率をみると、沖縄県が一・八一、島根県が一・六七であるのに対し、東京都が一・〇五、京都府が一・二六と、大都市圏における出生率が低い傾向にある。また、市町村

レベルでみると年間の出生数が十人未満である自治体が一〇〇を超え、出生数がゼロという自治体も生じている。

(二) 少子化の見通し—人口減少社会の到来

我が国の総人口は現在約一億二千六百万人であるが、国立社会保険・人口問題研究所(以下「人口研」という)が、平成九年に行った中位推計によると、平成十九年(二〇〇七年)に一億二千七百七十八万人でピークに達した後減少に転じ、平成六十二年(二〇五〇年)には一億五千万人に減少するものと予想されている。この場合、出生率は現状よりも高まるものと見込んでいる。

しかし、出生率の回復が見込めない場合には、平成十六年(二〇〇四年)の一億二千七百万人をピークに、平成六十二年(二〇五〇年)に九千二百万人にまで減少するものと推計される。また、この推計によれば、我が国の人口は、百年で五千万人と大正元年と同水準程度まで減少すると見込まれている。

仮に、将来合計特殊出生率が置き換え水準を上回ったとしても、人口が反転するには数十年を要するため、来世紀中には人口減少社会の到来が確実視されている。

(三) 急速に進む高齢化

持続的な出生数の減少は、人口構成に大きな変化をもたらしてきている。年少人口(十五歳未満の人口)の割合は、昭和三十年頃から減少しており、平成十一年には一四・九%となっている。逆に、老年人口(六十五歳以上の人口)割合は、昭和四十五年に七・一%であったが、平成七年には一四%を超え、我が国はわずか二十五年で「高齢社会」となった。なお、平成十一年には、一六・五%に達している。

人口研の中位推計によると、年少人口の割合は、平成四十二年(二〇三〇年)には二・七%、その後やや上昇し、平成六十二年(二〇五〇年)には一三・一%となる。老年人口の割合は増加し続け、第二次ベビーブーム時に生まれた世代が後期高齢期(七十五歳以上)に入る平成六十二年(二〇

五〇年)には三一・三%にまで達し、全国民の三人に一人が高齢者という状況になる。

(一) 少子化の要因と背景

我が国においては、法的に結婚していないカップルから生まれる子ども(非嫡出子)の数の全出生数に占める割合は、現在まで一%台で推移している。このため、我が国の出生力の動向には、婚姻率と結婚した女性が生む子どもの数の動向が、大きな影響を与えている。

結婚期間十五から十九年の夫婦元結出生児数(これ以上子どもを生む可能性がほとんどなくなった時点における夫婦の平均出生児数)は、平成九年で二・二一人となっていたが、この数値は、昭和四十五年頃からほとんど変化していない。このため、近年の出生率の減少傾向は、有配偶者出生率の変化によるものではなく、晩婚化や非婚化により引き起こされているものと考えられている。

ア 晩婚化、非婚化の進行

初婚年齢の上昇いわゆる晩婚化は、出産年齢層の未婚率の上昇をもたらし、生涯において出産する子どもの数を制約することとなる。

初婚の平均年齢は、夫は昭和五十年に二七・〇歳であったものが平成九年には二八・五歳となり、妻はそれぞれ二四・七歳、二六・六歳となっている。特に、女性の初婚年齢は上昇傾向が続いている。

女性の年齢別未婚率をみると、二十五から三十三歳までの未婚率は、昭和五十年には、二〇・九%であったが、平成七年には四八・〇%と大幅に上昇している。また、男性の三十から三十四歳の未婚率についても、昭和五十年の一四・三%から三七・三%に上昇している。

生涯未婚率(五十歳の未婚率)の推移をみると、女性の生涯未婚率は、昭和五十年は四・三%であったものが、平成七年には五・〇八%に上昇している。男性の未婚率は、二・一二%から八・九二%に大幅に上昇している。

イ 夫婦の理想子ども数と出生児数との乖離
平成九年の「出生動向基本調査」によると、最近の夫婦が理想的な条件の下で持ちたい子どもの数(平均理想子ども数)と、見込みとして持つ予定の子どもの数(平均予定子ども数)を比較すると、平均理想子ども数は二・五人であるのに対し平均予定子ども数は二・一人と、後者が下回っており、理想とする子どもと現実と持とうとする子どもの数に乖離が生じている。

また、これまで安定して推移していた平均理想子ども数に若干の減少傾向がみられ、結婚後十五年未満の夫婦における平均出生児数は減少傾向にある等、近年の夫婦の出生意欲の減退が危惧されている。

② 少子化の背景

ア 結婚・子育てをめぐる意識の変化(個人の結婚観の変化)

近年、我が国社会においては、成人すれば皆が結婚するとの皆婚規範や生涯のうちで一定の時期に結婚するのが当然との結婚適齢期規範が薄れてきているといわれる。平成九年の「出生動向基本調査」によれば、「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者は、男性で八六%、女性で九〇%と、多くの未婚者は結婚する意思を持っている。また、「一度は結婚するつもり」と考えている独身者において、理想的な相手が見つかるまでは、結婚しなくてもかまわないと考える者が増加しており、従来の意識にとらわれなくなっている。

男女の交際が自由になったといわれるが、異性と交際している未婚者の割合は男性が五割、女性が四割程度にとどまり、結婚相手と知り合う機会については、職場・学校・友人関係といった日常的な場において知り合った夫婦が七割を占め、未婚の理由に「適当な相手と巡り会わない」ことをあげる男女の割合が五割を超えているなど、結婚相手を得にくい状況となっている。

厚生省の委託研究である「女性の未婚率上昇に関する意識についての調査研究」によると、女性の結婚の条件として、相手の男性に「十分な収入があること」、「理解し合えること」、「家事に協力

的であること」を求めている。そして、女性は、結婚相手により自分の人生が大きく変わると考えているため、より結婚に慎重となっている傾向があるといわれている。

さらに、結婚相手に一定の理想のイメージを求めること、結婚生活に対して「夫は仕事、妻は家庭」といった、従来型の固定的なイメージを抱いている若者が多いことが、現実的に結婚に踏み切ることが躊躇させ、結婚する意欲はあるものの現実には結婚に踏み切らずに未婚のままにしている傾向を生んでいるともいわれている。

(若者の自立心)

就業しても親と同居する若者が、女性を中心に増えており、そのうちの多くは、親に生活を支えてもらっている「パラサイト・シングル」とも呼ばれている若者である。こうした若者の自立に対する意識が、非婚化や晩婚化を促す一つの要因ともなっているとの指摘がある。この点に關し、若者の意識が問題ではなく、社会的・経済的要因が自立を妨げているとの意見があった。

(子どもの持つ価値の変化)

かつて、子どもは、家業の補助労働力であり、将来の家計を支える柱であり、老後の保障であった。しかし、経済が豊かになり、社会保障制度が整備されるにつれ、子どもの持つ価値は、夫婦の中心が、育児の喜びといった心理的・情緒的なものが中心となりつつある。かつてのように子どもが労働力や老後の保障としての価値を持たなくなった時代においては、結婚や子どもを持つことが、「必要なこと」から「選択の対象」となり、結果として、結婚や出産へと若い世代を向かわせる社会的インセンティブは弱まったといえよう。

イ 子育ての経済的・心理的負担

理想の子ども数を持つとうとしない理由としては、「子育てにお金がかかる」、「高齢で産むのはいや」、「教育にお金がかかる」、「仕事との両立が困難だから」、「家が狭い」という理由をあげる人の割合が高い。

先に述べたような子ども親の変化は、子ども数減少と相まって、子育てや教育に手間とお金を

かけようとする傾向を強めることとなっている。こうしたことが、逆に、受験競争の低年齢化にみられるように、子育てにかかる心理的・経済的負担の増加をもたらす、出生児数を制限する要因となっている。

また、核家族化・都市化の進展により、育児に家族や近隣の支援を受けにくくなっていること、教育に対して不安があること、地域の人間関係が希薄になっていること等が、母親の孤立感や不安感の増大をもたらす、育児の心理的・肉体的な負担を過重なものにしているとの指摘もある。

ウ 職場・地域・家庭の状況

職場優先、男性中心といった雇用慣行、職住分離や遠距離通勤の増加等を背景に、男性雇用者の多くは、家族や地域のために活動する時間もエネルギーも持たなくなってきたとあり、その結果、子育ての負担が母親に集中している状況にあるといわれている。

エ 女性の社会進出と職場環境

女性の高学歴化、社会参加意識の高まり等を背景に、女性の社会進出が急速に進むこととなったが、長時間労働、単身赴任等に代表される家庭よりも職場を優先する企業風土や男性の意識は、働く女性に、就業と育児との二重負担をもたらす要因となっていると考えられる。

また、女性の高学歴化は、就学期間の長期化や職業意識の高まりによる勤続年数の長期化を通じて、初婚年齢の上昇をもたらす、高学歴に伴う高収入は、結婚や出産による退職により失う経済的な利益を大きなものとしている。

二 少子化が経済社会に与える影響

(一) 家庭や社会への影響

① 家庭への影響

少子化は、兄弟間や異年齢間の子どもの交流の減少により、社会性を形成しにくくなるなど、子どもの健全な成長に様々な影響を与えるものと考えられている。また、少子化は、核家族化と相まって、世帯主の年齢が高い層で、夫婦のみの世帯や単身世帯の数を増加させている。このため、

今後、家族だけで高齢者を介護することは困難となり、介護の社会化の必要性が一層強まることとなる。また、介護の社会化は、福祉等の分野への女性の就業を高めることを通じ、育児の在り方に影響を与え、男性の育児参加や育児の社会化を進めざるを得なくなると思われ、この指摘が果たしてきた教育機能、老親の扶養機能、育児機能を弱めるものと考えられる。

② 地域社会への影響

少子化による人口の減少は、過疎化が進んでいる特定の地域の問題ではなく全国的なものとなり、また、平成三十七年(二〇二五年)には、約六割の市町村で高齢化率三割を超えるといわれる。このため、現行の地方行政体制のままでは、福祉サービス、医療保険制度の運営といった基本的な社会サービスの提供すら困難になる地域が生じ、全国的に、地方自治体間におけるサービスの格差が拡大するおそれもある。また、地域の伝統的な文化の継承が困難になったり、地域の商店や地場産業の後継者がいなくなるなど地域社会の維持が困難となることも懸念される。

(二) 少子化のマクロ経済への影響

① 労働力への影響

少子化の進行は、労働力人口の減少、貯蓄率の低下、社会保障費等の負担の上昇等を招き、経済成長を阻害する大きな要因になると考えられている。

労働省の推計によれば、労働力は平成十七年(二〇〇五年)に六千八百七十万人でピークを迎えた後、平成三十七年(二〇二五年)に六千二百六十万人に減少するものと見込まれる。また、労働人口構成も高齢化し、労働力全体に占める六十歳以

上の労働者の割合が平成八年に一三・二%であったものが、平成三十七年(二〇二五年)には二一・二%を占めるに至るものと見込まれ、若年層を中心とした労働力の減少は、供給面から、日本経済の制約要因になると予想される。

こうした状況下においても、我が国が引き続き国民生活の豊かさを維持するためには、労働生産性の向上が不可欠である。一般的には、作業効率や新技術導入等に対する適応力が減少すること、生産性の低い産業から高い産業への労働の移動が困難になること等が生じた場合には、労働生産性にマイナスの影響を与えるものと予想される。

② 貯蓄、消費、投資への影響

現在の我が国の高齢者は、介護や病気の不安から消費を抑制すること、財産を子どもに残したいと考えていること等から、貯蓄を取り崩さない傾向にあり、当面貯蓄の大幅な減少はないとみられている。しかしながら、今後、年金のみを収入源とする高齢者が増加する場合には、社会全体の貯蓄率が減少すると考えられている。

また、高齢化や女性の社会進出は、シルバードビジネスを始めとする高齢者向け市場、家事・育児関連、女性向け商品等の市場を拡大する一方、若年層の減少が耐久消費財や住宅等の市場を縮小させるものと考えられる。いずれにせよ、総人口が長期にわたり減少する局面においては、市場規模の縮小が生じると考えられ、これに対応して投資の減退が生じて、マイナスの影響が生じるといわれている。

(三) 社会保障への影響

現行の年金制度は、年金の給付に必要な財源の調達を現役世代が主に負担するいわゆる賦課方式の要素が強いものとなっているため、少子・高齢化の進行は、現役世代の負担を高める。

厚生省の試算によると、現行の給付水準を維持した場合、将来の保険料は、厚生年金が月収の約三五%、国民年金が月額二万六千円程度となるとされている。現役世代の負担については、年金ばかりでなく、医療・介護等の社会保険料負担や税

負担についても考慮する必要がある。また、厚生省は、平成三十七年(二〇二五年)における社会保障給付に要する費用を、国民所得の三五・五%に達するものと推計している。租税負担率が現状程度で推移するとすれば、現在の租税負担率約二三%程度を加えた、約六〇%が国民の負担となるものと予想される。また、この負担にそれまでの財政赤字分の負担を加えると、政府の目標である国民の負担率五〇%を大幅に上回ると予想される。

一方、こうした試算に対し、女性の職場進出等で労働力人口が増えれば、負担は必ずしも増加するとはいえないとの指摘もあった。

三 少子化への対応と課題

(一) 少子化をめぐる施策の現状

① 「エンゼルプラン」の策定
出生率の低下に対する政府の取組は、平成元年のいわゆる「一・五七ショック」を契機として本格化された。平成三年に、政府関係省庁連絡会議の議論を受けて、育児休業法の成立や児童手当法の改正が行われ、平成六年には、厚生・文部・労働・建設の四大省合意として「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」が策定された。その主な内容は、以下の通りである。

(二) 子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事の両立を図る観点から、育児休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境づくりのための措置、育児を行う労働者が働き続けやすい環境づくりのための措置、育児のために退職した者に対する再就職支援のための措置等が実施されている。

(三) 多様な保育サービスの提供

エンゼルプランを具体化するものとして、大蔵・厚生・自治の三大省合意により、低年齢児の受け入れ枠の拡大、多機能保育所の整備、一時保育の促進等、平成七年度から平成十一年度までの目標を定めた「緊急保育対策等五カ年事業」が策定されている。

このほか、入所定員の弾力化、都市型小規模保育所の整備、型別保育試行事業の拡充等保育システムの多様化・弾力化、産休・育休明け入所予約モデル事業の展開等の低年齢児保育の拡充が図られてきている。また、幼稚園においては、預かり保育が実施されている。なお、いわゆる「三歳児神話」については、厚生省は、合理的根拠がないものとしている。

(四) 子育ての経済的負担の軽減

子育てに伴う経済的負担は、子どもの数を制限する大きな要因となっている。そうした経済的負担を軽減するため、第一・二子に月額五千元、第三子以降一人当たり一万元の児童手当が支給されている。

また、所得税については、十六歳未満の扶養親族一人当たり四十八万円、十六歳以上二十三歳未満の特定扶養親族一人当たり六十三万円が世帯主の所得から控除されている。

(五) 地域での子育て支援

保育所においては、育児不安等の相談指導、子育てサークルへの支援、ベビーシッター等に関する情報の提供等を行うことにより、家庭を支援する地域子育て支援センター事業が展開されている。また、幼稚園においては、子育て相談、子育て公開講座等を行うことにより、子育て支援事業を実施している。

(六) 住居及び生活環境の整備

良質なファミリー向け住宅の供給を図るため、特定優良住宅の供給、住宅金融公庫融資等によるファミリー向け民間賃貸住宅の供給、社会福祉施設等を合築・併設する市街地再開発事業の推進等が実施されている。

(七) 母子保健医療体制の整備

母子保健は、次世代を健やかに生み育てるための基礎であるとの観点から、総合周産期母子医療センターの設置等医療施設・設備を整備することによる周産期・新生児医療の充実、乳幼児等の健康診断、母子健康相談等が図られている。なお、乳幼児医療費については、市町村レベルで減免や無料化が図られているところであるが、

これを国の制度とするべきであるとの意見があった。

② 男女共同参画社会の形成

政府は、男女共同参画社会基本法を制定することにより、男女共同参画型社会を形成しようとしている。その際、社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするよう配慮されなければならないとしている。また、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護等の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たすことを旨とすることを求めている。

(一) 少子化に対応するための課題

大部分の人が結婚を望み、子どもを持つことを望んでいる現状の下において、多くの若者が結婚や出産しないことを選択していることは、社会システムの在り方に、個人の自由な選択を制約するものがあることを示している。既に述べてきたように、少子化の要因と背景の解明に努めてきたが、今後さらに検討を深め、個々人の望む生き方が可能となる社会の形成を目指すことが求められている。

また、今後の調査を進めるに当たっては、以下に掲げる課題を含め、さらに多角的な議論を行う必要がある。

① 少子化に関する国民的コンセンサス形成の必要性

今後、少子化対策について国民的議論を喚起し、コンセンサスの形成に努めることが必要である。その際は、結婚や出産に関する個人の権利に十分配慮し、結婚したくない人、子どもを生みたくない人、生みたくても生めない人を心理的に追いつめることのないようにしなければならない。少子化は、結婚、出産や家庭に関する国民の意識や価値観と深く関わって生じているため、国民のコンセンサスを欠いては、いかなる対策も有効なものとはなり得ない。この点において国民の代表

で構成される立法府には、極めて重要な役割が課せられている。

② 子育てに喜びを感じられる社会に向けて

次代を担う子どもを健やかに育てることは、現代を生きる者の責務であり、家庭にとって大きな労力と手間を必要とする営みであるが、それを補って余りあるすばらしい経験である。今日の社会の在り方には、子育てや家庭を営む喜びを経験しにくくする要因が多い。この背景には、男女の役割分担意識、仕事を家庭より重視する意識、物質的欲求の充足優先といった、我が国社会が豊かになる過程で定着した、個人や社会の意識が存在しているといえよう。

二十一世紀の我が国社会を、結婚や子育てに希望や喜びを感じ、家族が互いを支え合う社会とする上で、政府、企業、地域、家庭において、それぞれが主眼が既述の意識に基づいて構築された様々な社会システムを見直し、その是正に向けて行動することが求められる。

③ 不妊治療をめぐる課題
子どもを望みながら子どもを持てない世帯は、相当な数に上るといわれる。こうした子どもを望む人々が、医学技術の進歩の恩恵を受けられるよう援助していく必要がある。

現在、不妊治療を受けていると推計される人の数は、二十八万五千人といわれる。人工授精を含む不妊治療については、様々な倫理的・社会的・経済的問題や医学的問題を解決しなければならぬ。しかしながら、不妊に悩む夫婦が不妊治療を希望し、治療を受けている実態を見れば、医療技術の開発、施設のクオリティ・コントロール、患者へのカウンセリングの充実等の適正な治療環境の整備、費用の軽減策及び生まれる子どもの法的地位の確立等が急務である。

④ 子育てや教育をめぐる課題

(一) 子育てや教育に関する社会的な支援の在り方
平成十年度の「国民生活意識調査」によると約七割が教育費負担を「苦しい」と感じていることが示すように、現行の制度は、子育て・教育費用の軽減としては十分であるとはいえない。しかしな

がら、我が国社会が「子どもを育てること」に対して、どれだけ社会的に支援し、公的に関与していくべきかは、子育て親にも関わる重要な問題であり、今後国民的な議論をさらに深めていく必要がある。その際は、子どもは、次代の担い手という意味で社会的な存在であること、また、高齢者を公的年金制度、公的介護保険制度により社会的に扶養しようとしていることを考慮して、議論を深めるべきである。

(多様な保育施設の活用や公的支援の在り方)

低年齢児を中心とした四万人にも及ぶ待機児童が示すように、ニーズに対応した保育サービスが不足している。しかしながら、認可保育所の約五五%を占める公営保育所の取組は遅れており、一時保育、ゼロ歳児保育等多様な保育サービスを提供しているのは、主に、民営保育所や認可外保育施設である。

地域の実情にあった多様な保育サービスを提供するためには、公営保育所の取組を促進することにも、民間の保育資源の有効な活用を図る必要がある。このため、保育所に関する規制の緩和、認可外保育施設についての公的助成の在り方等現行の制度について、再検討する必要があるとの意見があった。また、保育所の最低基準の引き上げなどを求める意見もあった。

(地域の保育資源と教育資源の総合的活用)

少子化、核家族化の進展により、ほとんどの親が、自分の子以外に、子育て経験を持たないといわれる。また、親族や地域のつながりが希薄になるに伴い、子育ての経験が伝達されにくくなっている。このように子育てを取り巻く環境が変化していることが、育児不安や児童虐待を助長していると考えられる。

このために、地域の保育所、幼稚園、保育ママ、ベビーシッター、児童館、子育てサークル等地域の保育に係る官・民の保育資源の相互連携を図ることや、高齢者のデイサービス・センターとの併設、子育てボランティアの活用、育児相談事業など、地域の様々な主体が、ネットワークを形成

成するとともに、それぞれの手法で、子どもの育成に積極的に関わることでできるシステムをつくっていくことが必要である。

(子育てしやすい職場環境の形成)

就業している女性の合計特殊出生率が、専業主婦の出生率より低いとの調査結果も示すように、企業における職場環境の在り方が子育てに対して大きな影響を与える。また、仕事と出産・育児の両立が容易な環境を作ることにより、女性の就業率が上昇しても出生率を低下させずにすむとの経済企画庁の試算や労働力率の高い国はおしなべて出生率が高いとの統計がある。今後、一層進むと予想される女性の社会参加により出生率の低下が進まないようにするため、男女ともに長時間労働の見直し等により、就業と子育てが両立できる職場環境をつくることは重要である。この点で、企業の果たす役割は大きい。

特に、育児に対して夫婦が協力して参加できるような職場環境を形成することが必要である。このために、女性だけではなく男性の育児休業取得を促進することや、育児休業を柔軟に取得できる制度とすること等が求められている。スウェーデンにおいては、子どもが八歳になるまで両親併せて五百四十日の育児休業を取得でき、そのうち三十日を父親が取らなければならないとされている。ドイツにおいては、子どもが三歳になるまで、父親と母親とが交代で三十六月の育児休業を取得できる。こうした外国の例なども参考にしながら、我が国の育児休業制度を見直していく必要がある。

⑤ 活力ある経済社会を維持するための課題(経済社会システムの見直し)

今後、我が国は、資金・労働・技術の生産要素の制約が強まる中で、経済社会の活力を維持・向上させていかなければならない。このため、大量の若年労働者の存在を前提とした雇用慣行、高い貯蓄率を背景としたメイン・バンク・システムといった戦後の経済成長を支えてきたシステムの見直し等構造改革の必要性が指摘されている。

また、創造性・独創性を持った個人が、生涯にわたり、多様な教育や職業能力開発などを通じて、その潜在的な能力を最大限に高め、発揮できるように新しい社会システムを形成していく必要がある。

こうした経済社会システムの見直しに当たっては、少子化の動向を視野に入れた総合的な経済計画を策定し、二十一世紀の我が国社会のグランド・デザインを明らかにすることが求められよう。

(現役世代の負担の適正化)

租税及び社会保険料の国民負担を通正な範囲にとどめることは、活力ある安定した社会を維持するために重要である。このため、現役世代と年金受給世代との間の負担の適正化を図ることは、社会保障制度の安定性を確保することのみならず、経済の動向を左右する大きな課題である。

(外国人労働者受入れの検討)

人口減少社会において、若年労働者を中心とする労働力の量的不足を補うため、外国人労働者を受け入れることについては、少子化の影響を補完できるほど大規模な外国人受入れは現実的ではなく、また、長期的には、外国人労働者の定住が進んだ場合に社会的コストが発生する可能性もある。こうしたことがあるため、少子化対策の観点から外国人労働者を受け入れることについては、慎重に検討すべきである。

⑥ 総合的な取組の必要性

少子化は、経済社会のシステムの在り方、ライフスタイルや価値観等多くの要因が深く関連して引き起こされていると考えられている。このため、労働、福祉、保健、医療、社会保険、教育、住宅、税制等多岐にわたる政策を総合的に推進することが必要である。また、施策の策定や実施に当たっては、「子どもの利益が最大限配慮される」という理念が、基本に据えられなければならない。こうした観点から、少子化社会に関する基本法制の検討が求められる。

さらに、少子化問題に取り組むに当たっては、少子化対策が高齢化対策としての側面を有することから、高齢化対策と一体となった総合的かつ制度横断的な取組が必要とされている。このため、強力な推進母体の設置と十分な財源の確保が課題である。特に、財源の負担の在り方については、国民的な議論を深めることが不可欠である。

以上の通り、まず、少子化の要因と対応について検討してきたが、「少子化の現状と見通し」で明らかのように、四半世紀にわたる少子化現象の結果、来世紀中の人口減少社会の到来は必至である。このような少子化の結果が社会に及ぼす影響に対し、手をこまねいているわけにはいかない。これまでの我が国の経済社会システムは、人口が減少する事態に必ずしも対処できるものとはなっていないので、教育、雇用、社会保障等のシステム全般を早急に改める必要があるとの指摘もある。少子化そのもののへの対策と併せて、現実のものとなる人口減少社会への対策について検討することもまた重要な課題である。これらの観点からも、次世代を担う子どもたちの健全育成に対する地域・学校・家庭等が果たすべき役割並びに社会を構成する個々人が、生涯を通じて持てる能力を十分に発揮できる社会の在り方についても、検討する必要がある。

こうした視点についての初年度の検討は、必ずしも十分でないところから、今後さらに議論を深める必要がある。

Ⅲ 次世代の健全育成

一 子どもを取り巻く環境の変化と子どもの現状

(一) 我が国の経済社会の変化

我が国の現状を見ると、経済の成長と成熟化によって生活水準が向上するとともに、急速な少子・高齢化の進展、国民の価値観の多様化、地域における人間関係の希薄化など、経済社会が様々

な分野で急速に変化している。また、国際化、情報化、科学技術の高度化等の影響も大きいものがある。

こうした状況の中で、一般的風潮として、①社会全体や他人のことを考えず、専ら自分の利害得失を優先する、②他人への責任転嫁など責任感が欠如している、③モノ、カネ等の物質的な価値や利己的な快楽を優先する、④夢や目標の実現に向けた努力、特に社会をより良くしたい、こうとする真摯な努力を軽視する、⑤ゆとりの大切さを忘れ、専ら利便性や効率性を重視する、といった状況が見られると言われている。

② 家庭、学校及び地域の変化

家庭、学校及び地域も大きく変化している。家庭では、核家族化、少子・高齢化等を背景に、兄弟姉妹同士が切磋琢磨したり、祖父母の存在等を通して得ていた生活体験の機会が減少している。また、父親の仕事中心の生活や母親の社会進出に伴い、親子の接する時間が減少している。このような状況から、これまで日常の家庭生活の中で行われてきた、子どもへの基本的なしつけ、生活習慣に対する教育も不十分なものとなっている。

また、学校は、地域における知識、文化、情報等の面における中心的な役割を果たしていたが、最近では、いじめ、校内暴力、不登校、「学級崩壊」等のいわゆる「学校病理」が噴出し、深刻な状況を迎えている。

地域では、都市化の進展、職住分離の一般化等により、伝統行事の衰退等地域的な連帯が弱まって人間関係の希薄化が進み、地域の子どものに対する教育力も大幅に低下している。

③ 子ども・青少年をめぐる問題状況

① 子どもの問題行動
まず、いじめについては、平成九年度の文部省調査によれば、全国の公立小・中・高等学校等で起きた件数は、約四万二千八百件、起きた学校数が約一万千六百校に上っており、その発件数

半数以上を中学校が占めている。家庭、学校関係者等の解消に向けた真剣な取組もあって、最近、二年度連続で発生件数と校数が減少しているが、依然として憂慮すべき水準にある。

次に、義務教育段階における不登校児童生徒の問題である。文部省は、「学校ざらい」の理由により、三十日以上欠席している児童生徒数の調査をしている。それによると、平成九年度においては、小学校で約二万人、中学校で約八万五千人、全児童生徒数に占める割合は、それぞれ、〇・二六％と一・八九％に上っており、平成三年の調査開始以来、人数、割合とも最多を記録した。

また、ここ一、二年、社会的に関心を集めている「学級崩壊」についてであるが、現時点では、その定義も明確ではなく、当然、発生件数、崩壊態様等の実態把握がされていない。小学校低学年にも学級崩壊現象が見られるため、小学校入学以前の幼稚園や保育所、さらには家庭での子どもに対する基本的な教育やしつけの在り方まで問われる事態になっている。いずれにせよ、一日も早く「学級崩壊」の実態が把握され、その対策を講ずることが急務となっている。

校内暴力については、ここ数年急激な増加をみせている。文部省の調査によれば、公立の小・中・高等学校の平成九年度における発生件数と校数は、それぞれ、約二万三千六百件、約五千二百校に上っている。そのうち、件数の約七割、校数の約六割を中学校が占めており、全中学校の約三割に発生している。

② 青少年非行・犯罪の増加

平成九年の刑法犯少年の補導人員は、約十五万三千人に達し、そのうち凶悪犯殺人、強盗、強姦、放火は、約二千三百人と前年度に比べ五割以上の増加をみ、最近十年間では最悪の結果となっている。また、性非行も増加している。最近の特徴は、非行による補導歴のない子どもが凶悪・粗暴な非行等を起こすことが多くなってきたことである。このような子どもの特徴とし

て、①社会の基本的なルールを遵守しようとする意識がないこと、②自己中心的であり、自分の欲望や衝動を抑えることができないこと、③言葉によって問題を解決する能力が十分でないこと、④自分自身に価値を見いだす自尊心を持つことができないことが指摘されている。

二 子どもの心身の健全育成の在り方

(一) 家庭の現状と課題

① 子どもへの基本的なしつけや善悪の判断力を培うことにも、第一義的な責任を負っていることは言うまでもない。

しかし、家庭での子どもに対するしつけが十分に行われていないと指摘されている。特に、多くの父親は、仕事中心の生活をしているため、平日子どもと一緒に過ごす時間も短く、家庭での存在感も乏しい。したがって、子育てへの関与が十分でなく、子どもに対し、父親の影響力が低下することにより、人間性の形成に支障が生じているとの指摘もある。こうした現象が家庭の教育力の低下として指摘されており、父親の参加を得ながら、家庭の有するしつけ・道徳教育を行う機能を外部から支援することが課題となっている。

家庭教育に関する行政側の対応としては、相談体制の整備、テレビ番組の放送等による啓発活動、地域での家庭教育学級・講座の開催、ネットワークづくり等がある。

今後、行政側が行っている家庭教育に関する事業を、より国民のニーズに沿ったものとするべく、労働慣行の見直しや意識改革等により、男性が育児を含めた子どもの家庭教育や節分等の家庭内行事に参加するようにすること等が課題として挙げられる。なお、男性の育児参加は、女性に担ってきた育児負担を軽減し、我が国の少子化傾向を是正することにもつながることに留意すべきである。

(二) 幼稚園・保育所の在り方

幼稚園には、三歳児の約三割、四歳児の約六

割、五歳児の約六割、保育所には三・五歳児のそれぞれ約三割が在籍している(文部省教育指標の国際比較「平成十年」)。このような状況から、幼稚園・保育所は、乳幼児のしつけ・教育の場としても重要である。幼稚園・保育所は、家庭の教育力低下を念頭に置き、子どもの基本的なしつけに関しても教育ノウハウの開発、教員や保育士の資質向上に取り組むことが望まれる。

③ 子どもへの自由時間の確保
親が学歴偏重の価値観等に流され、子どもを低年齢のときから塾や習古に長い時間通わせたり、家庭内でも受験勉強に駆り立てたりする風潮がある。

しかし、過度の塾通い等によって、①塾等から夜遅くに帰宅するような生活は子どもの心身の健康を阻害しかねないこと、②子どもの自由時間が少なくなり、地域の友だちとの交流、自然との触れ合い等が不足すること等が懸念される。「児童の権利に関する条約」に基づく児童の権利に関する委員会も平成十年六月、我が国の子どもは、高度に競争的な教育制度のストレス及びその結果として、余暇、運動及び休息の時間が欠如していることにより、発達障害にさらされているとの懸念を表明している。子どもの年齢に合った良好な生活習慣を重視し、特に、低年齢の子どものとっては、遊びや自由な時間が豊かな人間性を育む上で、重要であることを理解した対応が望まれる。

④ 児童虐待への対応

児童相談所における児童虐待の処理件数は、平成二年には千一百一件であったものが、九年には五千三百五十二件と急増している。虐待の形態としては、身体的虐待が約五割で最も多く、保護の怠慢・拒否、心理的虐待等の順になっている。虐待を加えた者としては実母が約五五％、実父が約二七％を占める。虐待を加えた者のうち実母が実父の約二倍に上るのは、母親に子育て等の負担が偏重し、母親の不安や不満が大きいためであると指摘されている。

児童虐待への対応としては、虐待された児童が負う心の傷を考えると、何よりもまず予防策が必要である。夫婦間で子育て責任を適切に分担することや多様な子育て支援の充実などによって、母親の子育て負担の軽減や不安の解消を図ることが必要である。

また、家庭における児童虐待は、しつけ行為などとの線引きが難しい面がある。しかし、子どもは社会的存在でもあることから、地域住民には、児童虐待を発見した場合、積極的に通告する態度が求められる。

さらに、発見後の対応に当たっては、必要と判断された場合には早急に親子の分離を図るなど、子どもにとって最善の措置を採り、健全な家庭の再建に向けて、医療機関、児童相談所その他の関係機関の緊密な連携による総合的な対応が図られることが課題である。

(一) 学校をめぐる現状と課題

① 「生きる力」の涵養と心の教育

中央教育審議会は平成十年六月の答申で、社会全体で子どもが「生きる力」を身に付けるための取組を進めていくことの必要性を強調した。「生きる力」とは、自分で課題を見付け、自ら学び、自ら考える力、正義感や倫理観等の豊かな人間性、健康や体力であるとしている。文部省は、この答申を受け、小学校から高等学校に至るまでの学習指導要領を大幅に改訂した。その主な内容は、平成十四年からの学校完全週五日制をにらんだ学習の単位時間と内容の削減、各地域や学校の創意工夫で、横断的・総合的な学習をする「総合的な学習の時間」の設置等である。

我が国社会は、経済が成熟化し、国民生活が豊かになった反面、その社会で育まれた子どもには、「生きる力」が十分身に付いていないとされている。

したがって、未来を生き抜く子どもには、その人格を尊重し、子どもの視点を大切にす立場に立って、自ら考え、問題を解決する能力と美し

さに感動する心、他人を思いやる心、責任感などの豊かな人間性を育む教育が求められている。教科内容を基礎的なものに厳選することで、子どもの家庭や学校生活にゆとりを作り出し、生活・社会・自然体験を豊富にさせること等により、「生きる力」を育むことが課題となっている。

「総合的な学習の時間」については、教育現場に大幅な裁量権を認めている。しかし、過度の受験競争が是正されないまま実施に移された場合、一部の学校では、受験用の学習時間に使用される等目的に即した活用が図られないのではないかと懸念も示されている。

② 道徳教育、心の教育、学校カウンセリングの在り方

未来を担う次世代を育成する上で、主要な役割を果たさなければならない学校では、いじめ、校内暴力、不登校、「学級崩壊」等のいわゆる「学校病理」が顕在化している。これらの現象は、大人社会のモラルの低下、物質的豊かさのみの追求等が影響しているとの指摘もあり、大人社会のモラルの確立とともに、学校での道徳教育や心の教育が重要性を増している。

家事手伝い等の生活体験や動植物に自然の中で接する等の自然体験が豊富な子どもほど、道徳観や正義感を身に付けている傾向のあることが明らかとなっている(文部省「子どもの体験活動等に関するアンケート調査」平成十年度)。今後は、これまでの副読本等による徳目教育だけではなく、実際に悩んだ体験に即した授業、ボランティア活動を通じた授業等、道徳教育や心の教育に關しても体験重視の教育をいかに行うかが課題である。

一方、いじめや不登校の問題に対しては、要因・背景の複雑性を認識し、地域・家庭・学校が連携を密にして対処することが大切である。

子どもが教員に悩みを相談する割合は小学校の段階から小さく、子どもの悩みに十分対応しきれない実態が指摘されている。今後は、児童相談所等の外部の関係機関や専門家との連携、養護教諭の複数配置による保健室機能の活用やスクールカ

ウンセラー等の増員、教員の研修等による学校全体のカウンセリング能力の向上等を図り、悩みを抱えた子どもが気軽に教員等に相談でき、その解決が図られる体制整備が課題となっている。また、子どもだけでなく、その親に対してカウンセリングを行うことにより、親の変化を促し子どもを良い方向に変えることができるとの指摘もあり、親への学校カウンセリングの在り方を検討することが課題として挙げられる。

③ 個性、創造性尊重の教育

中学生と高校生の約六割が「自分の個性、特性を見出し、伸ばす」ことを、八割を超える保護者も「子どもの個性、特性を見出し、伸ばす」ことを学校に対して求めていることが明らかとなっている(文部省「学校教育に関する意識調査」平成十年二月)。

これからの教育には、全体的に子どもの能力の底上げを図るとともに、教育内容や教員配置にゆとりを持たせ、子ども一人一人の個性を尊重し創造性等を伸ばすことが課題である。特に、科学技術の高度化がますます進む世界の中で、引き続き我が国が重要な地位を占めていくには、独自の科学技術、特に基礎的・創造的な分野の科学技術の開発が求められている。高度の科学技術開発能力を持つ人材の育成には、早い段階から、学年に応じて、個性と創造性を尊重した教育を行うことが課題として挙げられる。

④ ゆとりある学習

経済が成長し、生活水準が向上する中で、人々の心から「ゆとり」が失われ、社会全体が慌ただしくなってきたと指摘されている。

学校も例外ではなく、学習内容が増加・高度化し、子どもに多くの知識や技能を一時的に教え込む教育に陥り、子どもの学校生活にゆとりがなくなる一因となってきた。しかも、学校での授業を半分程度もしくはそれ以下しか理解できない児童生徒の割合は、小学校全体で約三二%、中学校二年生では約五六%、高等学校二年生では約六三%に上るとの調査もある(文部省「学校教育に関する意識調査」平成十年二月)。

子どもにとって、学校での学習内容が理解できないことは、自己に対する自信を失わせ、さらには、授業や学校に対する嫌悪感を抱かせかねず、子どもの人格形成にも大きな影響を与える。

文部省は、平成十四年度から実施される学校の完全週五日制を機に、年間授業時間数を小・中・高等学校全体について、現行より七十単位時間(週当たり二単位時間)削減する予定である。また、授業時間数の削減以上に学習内容を厳選することとしている。

これらは、子どもの負担を減らし、学校生活にゆとりを持たせることにつながるが、学校週五日制を導入する趣旨を踏まえ、地域・家庭生活も含めた子どもの生活全体にさらなるゆとりを作り出していくことが望まれる。なお、学校にゆとりを持たせるには、教員の業務や心のゆとりも重要である。そのためには、教員の配置数増加や学級定員の削減を図り、教員が一人一人の子どもに余裕を持って対応できるようにすることが課題である。

⑤ 開かれた学校の形成

社会の高度化、価値観の多様化、教員の職住分離等により、学校が自らに対する社会や地域のニーズを把握しきれない状況が生じている。また、いじめや不登校等学校をめぐる病理的現象も顕在化している。

こうした事態を解決するため、「学校を開く」とことが求められている。「学校を開く」とは、①自らの情報(教育の目標・方針・計画・活動等)を公開すること、②学校教育に対する地域のニーズ、アイデアを取り入れ、教育活動に活かすこと、③地域に存在する人材、施設等の教育資源を活用し、充実した教育を実施すること等を意味する。学校が様々な問題に直面している今こそ、子どもの教育は、学校のみで行うものではないことを自覚し、その実現を図らなければならない。

⑥ 子どもの居場所づくり

最近では、地域の人間関係が希薄になるとともに、地域の遊び場や自然環境も少なくなっている

る。このため、学校の完全週五日制が平成十四年度から実施される予定であることにも対応して、子どもが地域で安心して過ごせる「場」を確保していく必要性が指摘されている。

遊びは、子どもが同年齢や異年齢の友だちを通じて、社会性、他人を思いやる心など豊かな人間性を身に付ける機会であるとともに、自然と触れ合う機会でもある。このように、遊びは調和のとれた人間性を形成する上で欠かせない役割を果たしているため、遊びの有する優れた教育的意義を再認識することが求められる。

遊びの場を整備するに当たっては、都市公園、児童館等の拡充のほか、遊具を設置せず、子どもが自由な発想で遊べる広場、自然環境を多く取り入れた広場等の整備を図ることも課題である。

また、最近の子どもは、家庭、地域、学校等において、学業優先の価値観の下で生活しており、息抜きをする「場」がなくなっているとの指摘もある。これらの点からも子どもの「心の居場所」づくりが重要である。子どもの能力は多面的であり、評価も多面的に行わなければならない。しかし、学業優先の価値観の下では、学業の面が振るわない子どもは、遊びや運動能力等が優れていてもその評価が低く、どこでも自己の存在が周囲に認められないため、自己の存在を自ら肯定し、尊重する感情が持たず、自己の確立も困難になる。周りの大人が価値観を変え、多面的に子どもの優れている面を認めれば、それぞれの子どもが心の居場所を得、自尊感情と自己肯定感を持つことができ、健全な成長が図られるものと思われる。

(三) 地域・社会をめぐる現状と課題

① 地域の活性化

地域は、家庭や学校等とともに、子どもの主要な生活圏の一つであり、遊びや地域住民との交流によって、基本的な社会ルールや他人との付き合い方を学ぶ重要な場である。しかし、都市化や職住分離の一般化、夏祭り等地域行事の衰退化等により、人間関係が希薄になるとともに、テレビゲームの普及、過度の塾通い等によって、子ども

が地域住民に接する時間も少なくなっている。さらに、これまで地域社会で、ボーイ・ガールスカウト等の社会教育事業を担ってきた指導者が高齢化し、後継者の確保が困難になるなど社会の教育力低下が指摘されている。

こうした状況の下で、文部省は、「全国子どもプラン(緊急三カ年戦略計画)」の策定等、子どもたちが地域で活発に活動するための事業を種々行っている。また、一部の地方公共団体では、地域の年齢の異なる子どもが公民館等で合宿し、協力して食事、洗濯、掃除、ボランティア活動等を体験しながら、通学する「生活体験合宿」、子どもが地域内の商店で仕事を体験する「職業体験」等に取り組んでいる。

今後、地域が子どもの健全育成上果たすべき役割の重要性を認識し、子どもが主体的に参加できる伝統行事の復活・活性化等を図って、希薄化した人間関係を密にし、子どもが安心して生活できる地域をつくるのが課題である。その一環として、子どもが地域内の他の家庭に一定期間、滞在しながら、通学する「地域内ホームステイ」の実施等生活・社会・自然体験の機会を確保することが求められる。

② 企業等の自覚ある行動

企業は、地域の主要な構成主体の一つであり、地域の教育力を担う存在として、子どもの健全育成のために協力することが求められる。

一部の企業では、スポーツ、文化等に関して特長を有する社員の登録リストを作成し、地域の学校、公民館等に配付するとともに、要請に応じて、講師として派遣している。子どもの職場見学・体験の受け入れや運動施設の開放に取り組んでいる企業もある。企業は、また、父親が地域行事に一住民として参加ができるよう、休暇を取りやすい職場環境を整える等の努力をすることが求められる。

③ 関係諸機関の連携強化

地域には、子どもが利用できる施設として、児童館や図書館、公民館、博物館等の社会教育施設がある。

子どもの健全育成のため、これらの施設と学校が日頃から意見や情報を交換することが必要である。特に、各施設が開催する特別行事等は、学校の関連教科の進捗状況に合った時期及び内容にし、その行事を学校の授業に取り入れやすくする等、各施設が子どもの教育に協力することが求められる。

さらに、各施設では、親子が一緒に参加できる行事、触ったり、体験したりできる行事など、子どもが各種行事に参加したくなるような創意工夫が求められる。

一方、子どもの問題行動については、学校による対応だけでは十分な効果があがらないことが少なくない。このため、学校は児童相談所等と日頃から、学校内外の問題行動に関して連絡を密にし、問題行動の拡散、深刻化を未然に防止する努力が課題として挙げられる。

三 二十一世紀に対応できる学校教育の在り方

(一) 社会の変化に対応した学校教育の在り方

① 国際化への対応

我が国では経済、社会、文化などあらゆる分野での国際交流が進展し、グローバル化している。そこで、他国の歴史や文化、価値観を尊重するとともに、英語を始め、外国語でコミュニケーションできる実用的な語学力の涵養とともに、グローバルな視野から我が国や外国の歴史・文化について理解を深める学習を推進することが課題となっている。

文部省は、中学校、高等学校においても、選択教科であった外国語を必修教科にするほか、全国で五千余校にネイティブスピーカーを招聘して、各学校で外国語の指導に当たらせるJETプログラム等を実施している。

今後の課題としては、日本人の外国語担当教員の資質を向上させるため、教員養成課程において国際理解についてのカリキュラムを重視するとともに、海外研修を充実するなどして教員の外国語運用の総合的な能力を高めていくことが必要である。

国際理解教育においては、これまで欧米先進諸国に向きがちであった視点を、これからますます関係の深まってくる近隣アジア諸国等に移していくことも求められており、アジア諸国の歴史や文化を学習する機会を増やすなど、そうした観点からの教育を推進していくことも重要である。

② 情報化への対応

情報化の急速な進展に伴い、情報を主体的に選択・処理・分析し、発信できる能力(情報リテラシー)を身に付けることが求められている。また、情報化の進展が人間や社会にもたらすプラス面の他に、人間関係の希薄化や現実感覚の欠如、有害情報への容易な接触などといったマイナス面もあることを理解した上で、情報社会に参画する態度(情報モラル)を身に付けることが重要な課題となっている。

文部省は、新しい学習指導要領において、小・中・高等学校の各段階を通じて、児童や生徒がコンピュータや情報通信ネットワークを活用できるような学習活動の充実等に努めることとしている。

今後、各学校においても情報機器やネットワーク環境の整備を始め、施設・設備全体の高機能化・高度化を図り、学校自体を高度情報通信社会に対応する「新しい学校」にしていくことが求められる。これら情報ネットワークの整備・活用により、家庭・学校・地域社会が情報を共有し、連携を深めることでより効果的な教育活動を展開することが期待できる。

③ 科学技術高度化への対応

国土が狭く、資源に乏しい我が国は、これまでも科学技術創造立国を目指してきた。二十一世紀を迎えるに当たって、その重要性はますます高まっており、科学技術に関する技術者・研究者の質・量の両面にわたる充実が重要な課題となっている。その一方で、近年、児童・生徒の科学技術を理解することに必要となる教科への興味・関心の低下が指摘されている。

今後、子どもたちが興味を持って学ぶことができるよう、地域の実情に即した教材を用い、日常の社会生活に根ざした理科教育を行っていくことが、科学を身近なものとする上での課題となっている。

④ 環境問題への対応

環境問題の深刻化に伴い、我が国の社会経済システムや生活様式を、省資源、省エネルギー、リサイクルなどを行って、環境に対する負荷が小さいものにしていくことが重要な課題となっている。こうした意識を子どもたちに身に付けさせるため、より良い環境を創造するための意欲、態度を培う実践的な環境教育の必要性が高まっている。

環境教育は独立した教科ではないため、教科横断的に環境教育の視点を盛り込んでいくとともに、家庭・学校・地域が連携し、身近な自然に親しむこと等を通じて日常的に環境教育を行っていくことが必要である。

⑤ 少子・高齢化への対応

少子・高齢化の進展とともに、都市化、核家族化、社会の急激な変化に伴い、異世代間の意識のギャップが生じている。一方で、将来的には、年金、介護、医療などの社会保障において、世代間の依存関係はますます高まっていくものと予想される。こうした中で、世代間の価値観や意識のギャップを解消し、相互理解を深めなければ、これからの我が国の社会制度の円滑な運営が極めて困難になると考えられる。

そこで、早い段階から、学校において、児童・生徒の福祉施設ボランティアなどを通じた体験学習や、専門知識を有する高齢者を外部講師として招くなどの試みにより、日常的に世代間の交流を図ることが重要となっている。今後は、こうした視点を取り入れた教育を、学校や地域社会において、積極的に展開していくことが課題である。

(二) 中等教育における新たな取組
平成十年六月に学校教育法等の一部を改正する

平成十一年八月六日 参議院会議録第四十二号(その二) 調査報告書

法律が公布され、中高一貫教育を行う新たな「中等教育学校」が創設された。この中高一貫教育の利点としては、高校入試の影響を受けずに、子どもがゆとりある安定的な学校生活を送ることができ、子どもたちが試行錯誤を繰り返したり、様々な体験を積み重ねることを通じて、個性や創造性を伸ばす機会が与えられる等が挙げられている。しかし、問題点として、受験競争の低年齢化につながるおそれがある等の懸念が指摘されている。現在、設置あるいは設置が予定されている公立の中高一貫校は全国で四校にとどまっております。希望する生徒が自由に選択できるようにするためには、十分な数を確保することが課題となっているとの意見があった。

なお、高等学校における総合学科の設置、単位制高等学校の設置も行われている。

IV 生涯能力発揮社会の形成

一 多様なライフスタイルを可能とする学習・能力開発の在り方

経済社会の変化に伴い、年功序列・長期雇用を前提とした従来の雇用慣行の変化、能力主義の浸透や雇用形態の多様化がみられるようになっていく。こうした社会の変化に対応して、長寿化した人生を、国民一人一人が自立して豊かに尊厳を持ってゆとりある生活をおくるためには、いつでも・どこでも・だれでも、新しい知識や技術を身に付けることが求められている。社会の側もこうした必要性に応え、知識や技術を習得できるシステムと習得した知識や技術を正しく評価し、それらを活用できる場を整備していかなければならぬ。

(一) 生涯学習社会の現状と課題

① 生涯学習社会構築の必要性

国際化、情報化、科学技術の高度化、経済構造の変化などに伴い、国民は学業を修了した後も絶えず新しい知識を身に付ける必要に迫られている。社会の変化に対応した教育は学校でも行われているが、知識は時間の経過とともに陳腐化し、学校で習得できる知識は量的にも限界があるため、学校以外でも学習していくことが必要になっている。一方、所得水準の向上、自由時間の増大、高齢化などに伴い、心の豊かさや生きがいを得るための学習需要も増大している。こうした状況から、生涯学習社会の構築が重要となっている。

② 多様な学習機会の提供
こうしたニーズに応え、多様で幅の広い生涯学習を進めるため、生涯学習振興の拠点として、学習情報の提供や学習相談、学習需要の把握、学習プログラムの開発などを行う「生涯学習推進センター」の整備が、都道府県レベルで進められており、平成十年四月現在で三十三都道府県に設置され活動を行っている。

また、自己研鑽の需要に応えるための学習機会の提供については、社会教育施設、小・中・高等学校、社会通信教育、大学等高等教育機関、放送大学、カルチャーセンターなどで行われ、多様なものとなっている。

③ 今後の課題—学習成果の評価と活用
以上のように、多様な学習機会の提供が図られているが、今後、さらに多くの人が各自のニーズにあわせて学習を行えるよう整備を図っていく必要がある。同時に、学習の開始や継続を促す動機付けのためにも、学習の成果をどのように評価し、活用していくかが課題となる。

評価については、学校外で学んだことを学校の単位認定に使用すること、学位の授与、称号の付与、技能審査、修了証の授与などがなされている。今後、こうした評価システムを職業能力開発をも包含する総合的な体系にして、学習の成果を職業生活に生かせる等、社会的にも十分評価することが求められる。

成果の活用については、①学習の成果を生かそうとしても、成果を生かせる魅力的な活動の場が少ない、②成果を生かせる活動を行いたい人と、それを受け入れる側とを調整する仕組みが不十分

である、といった問題点の指摘がなされている。これらの問題を解消するために、①学習成果の発表の場や成果を生かせる活動の場の開発、②学習成果を生かしたい人とそれを受け入れる側双方に関する、情報提供システム及びコーディネートシステムの整備、などの支援策を講じる必要がある。

(二) 職業能力開発の現状と課題

① 能力開発の必要性
我が国の産業構造の変化、経済のグローバル化の中で、今後とも、個人の職業生活を豊かにしていくとともに、我が国の経済社会が安定的に成長を持続し発展していくためには、製品やサービスの高付加価値化、新規産業分野の展開が必要である。こうしたことを可能にするには、労働者の職業能力の開発・向上が不可欠である。

また、実力重視の傾向が強まる等、従来の雇用慣行が変化していくと考えられる。この変化に対応し、個々の労働者にとって自己の職業生活を安定させるためには、継続的な職業能力の開発・向上が課題となっている。

このようなことから、職業能力開発は、労働者の全職業生活期間を通してなされる必要がある。

② 企業における能力開発

職業能力開発は、企業内における教育訓練が最も重要な位置を占める。企業における教育訓練を推進するため、①訓練費用等を助成する能力開発給付金による補助、②高度な能力を持つ人材の育成費用を助成する人材高度化助成金による補助、③ホワイトカラーの段階的・体系的な専門知識・能力の習得を支援するビジネス・キャリア制度の実施、などの施策が行われている。

③ 個人の自発的な能力開発

次に、求められる能力が高度化、専門化、多様化していくに従い、能力開発は個別化していく方向にあると考えられる。個別化の方向が進行すれば、企業内の教育訓練ばかりでなく、労働者の自発的な努力による能力開発が課題になってくる。

労働者の自発的な能力開発推進のため、①労働者が自主的に能力開発を行える環境整備を行った事業主を助成する自主的な能力開発環境整備助成金による補助、②自ら費用を負担して教育訓練を受ける労働者本人を補助する教育訓練給付金による援助、③個々の労働者に公共職業訓練等の紹介・推薦等を行う自己啓発等支援プログラムによる援助、などの施策が講じられている。

④ 公共職業訓練

新規卒業者、離職者、中小企業の在職労働者等を対象に、国、都道府県等が設置する公共職業能力開発施設において、公共職業訓練が実施されている。

また、民間の教育訓練機関、認定訓練施設、事業主団体が設ける施設等を活用して、国、都道府県が委託する形で公共職業訓練が行われている。

⑤ 職業能力の評価・技能振興

職業能力評価制度の整備は、職業能力開発の目標や労働移動の際の職業能力の客観的な証明になること等から、重要である。現在、評価制度として、技能検定制度(百二十三職種)、技能審査認定制度(二十七職種、二十三団体等)、社内検定認定制度(百三十九職種、三十一事業主等)がある。

また、ホワイトカラーに対する評価制度として、ビジネス・キャリア制度が実施されている。その他、卓越技能者の表彰、技能五輪競技大会・技能グランプリ、アビリンピック等の技能振興策も実施されている。

⑥ 今後に向けての課題

我が国の産業分野における技術革新の速度は速いので、このスピードに対応していける人材が求められる。キャリアアップが図れ、採用される企業において即戦力となり得るよう、教育訓練の内容を常に改善していくことが必要である。特に、ホワイトカラー向けや中高年の年齢に見合った形の教育訓練の充実が望まれる。

また、公共職業訓練の方法については、現在は指定されていないコースでも、受講者が自己の希望によってコースを選択できるように、弾力化・

多様化していくことが望まれる。期間についても、現在三ヶ月のコースがほとんどであり、もっと長期のコースも組み込むようにすることが望まれる。

さらに、支援方法についても、現在は事業主に對する助成といった間接的な方法のものが多く、労働者本人が自発的に受ける訓練を選択できるように、直接本人を支援する方法のもののウェイトを高めるなどの改善をしていくことが望まれる。

以上に加え、生涯学習のための諸施策との連携を図り、相互乗入等総合的運用を検討する必要がある。

二 多様な能力を発揮できる社会システムの在り方

① 個人のライフスタイルに応じた雇用形態の多様化
我が国の産業では、サービス経済化の進展や、企業の経営効率化の要請、個人の就業意欲の多様化などから、雇用形態の多様化が進展している。労働者の「就業形態の多様化に関する総合実態調査」によれば、昭和六十二年から平成六年の間に、正社員のウェイトが下がり、非正社員のウェイトが上がっている。これは男女ともに共通した現象であるが、女子の方により顕著に現れている。非正社員となった理由(複数回答)としては、「正社員として働ける会社がない」「責任も少ないから」「一四・三％と、消極的な理由がある反面、「自分の都合のよい時間に働けるから」が三七・九％、「勤務時間や日数を短くしたから」が一六・三％と、自発的な理由も多い。消極的な理由は男性の方にやや強く、自発的な理由は女性の方に強く現れている。

しかし、当該調査では既述のような自発的な理由で非正社員を選択したと解釈されるとしても、深い真意について吟味が必要であるとの指摘がある。

また、右の調査にみられるように雇用形態の多様化が進んでいるが、正社員と非正社員の格差をなくしていくことが課題であるとの指摘があった。

② 新しい雇用環境に対応した労働システム
雇用の安定を図りながら、活力ある経済社会を実現していくには、労働力のミスマッチを解消して、一人でも多くの求職者が速やかに適職に就けるように、公共職業安定所の機能向上等、労働力の需給調整機能の強化が必要である。

賃金や退職金については、従来のシステムは、長く勤めれば勤めるほど有利になり、転職に不利に働くといわれるシステムであった。このシステムの見直しは労使の自主的な話し合いによるべきものであるが、見直しを行うにしても時間をかけて軟着陸を図るべきだとの指摘があった。また、賃金・退職金制度を変更した場合、所得税の面で、労働者にとって不利益とならないように、税制を検討する必要がある。一方、企業年金についてはポータブル化を図る必要がある。

③ 高齢者・障害者の雇用・能力活用
高齢化が急速に進むなかで、高齢者が長年にわたって培ってきた知識や経験を活かして雇用等で社会に参加し、その能力を発揮して社会に貢献していくことは望ましいことである。また、高齢者の多くはそのことを希望している。

平成十年四月に六十歳定年制が義務化され、六十五歳までの継続雇用が努力義務とされている。六十五歳までの継続雇用を促進するため、事業主に対して継続雇用に関する計画作成指示や適正実施勧告、高齢雇用継続給付による雇用継続の促進等の施策が実施されている。

また、シルバー人材センター事業、明るい長寿社会づくり推進事業等、多様な形態による就業・社会参加のための施策が進められている。

年齢を理由にその能力を発揮する機会を奪うことは、不合理であるばかりでなく、社会的な損失でもある。特に、少子化が進展し若年層が減少していくなかでは、高齢者が社会に支えられる存在

ではなく、支える側に回ることが重要である。同じく、障害者についても、その能力と適性に応じて、雇用等の活躍の機会が確保されなければならない。職業に就くことは、社会参加や自己実現という意味を持ち、生きがいを得ることにつながる。社会は健康者のみで構成されているわけではなく、障害者も社会の構成員であることを認識する必要がある。

④ 女性が働きやすい職場環境の整備
年を追うごとに、働く女性は増加している。女性の労働力人口は昭和五十年度は千九百九十四万人であったが平成十年度には二千七百六十二万人に増加し、労働力人口に占める女性の割合は、この間に三二・一％から三九・五％に上昇している。また、女性の労働力率をみると昭和五十年度は四五・八％であったが平成十年度には五〇・〇％に上昇している。

女性の労働力率をグラフに描いてみると、二十・二十四歳層と四十五・四十九歳層を左右のピークとし、三十三・三十五歳層をボトムとする、いわゆるM字カーブとなっている。このM字カーブは上方にシフトしつつあり、カーブのボトムも浅くなりつつあるが、まだまだ女性が子育てをしながらか働き続けることは困難であることを示している。

こうした状況を踏まえ、今後、仕事と家庭生活の両立が図られ、安心して出産・子育てができる雇用環境の整備が課題となっている。

⑤ ベンチャー・ビジネス等新たな活躍の場の形成

現下の厳しい経済・雇用情勢からの脱却に加え、中長期的にも、我が国経済社会の活力維持や新規産業分野の創出を図るため、ベンチャー・ビジネスに代表される新しい活躍の場、新しい雇用の場の創出が急務となっている。

しかし、我が国には、①国民に同質性指向が強く、突出することや冒険を避けたがる傾向が強い、②労働力の流動性が低く、新たに起業しようとする人材が、既存企業に固定され、顕在化しに

くい、③ベンチャー企業を支援する専門スタッフの層が薄い、といったベンチャー企業が生まれにくい社会的風土があるとされている。

こうした状況を打開し、起業を支援するため、新規事業実施円滑化臨時措置法、中小企業創造活動促進法、中小企業労働力確保法などにより、資金面、人材面、技術面で、公的のみならず民間団体によっても、様々な措置が採られている。しかし、これらの支援策は複数の省庁にまたがって実施されているとともに、類似する内容の支援策が複数の省庁にまたがって、利用者側からみると、わかりにくく利用しにくいものになっている。また、支援制度自体は、一応、計画段階から創業を経て、株式公開に至る企業の成長ステージ全体をカバーしている。しかし、様々な支援策を実際に利用できるのは、ある程度成長を遂げてきた企業に限定されるのが現実である。

したがって、創業当初の資金手当の多様化(新たに起業しようとする人に投資の形で資金を提供するファンドであるベンチャーキャピタルの育成、同様の個人投資家であるエンジェルの出現を促すことなど)を図る等、計画段階、創業段階における支援をもっと手厚くすることが課題である。特に、来るべき高齢社会の下で、高齢者が経験を活かして生き生きと活躍できる社会を作るには、高齢者の起業意欲を高めるための環境整備を図るべきとの指摘があった。

⑥ ボランティア活動の場の形成
平成七年一月に起こった阪神・淡路大震災を契機として、ボランティア活動の意義が急速に社会に認識されるようになった。ボランティア活動は、雇用の場以外における、自己実現・社会参加・能力発揮の場として、我が国社会で大きなウェイトを占めるようになってきている。

ボランティア活動を活発にしていくためには、リーダーを生み出すこと、活動に参加する人の裾野を広げることが必要である。そのために、①地域の課題を解決するための裁量権を市民・住民に委譲し、責任を分担する体制をつくりあげる、

②活動内容に関する情報の提供や活動の魅力を伝える広報体制を整備し、活動に参加するきっかけづくりを積極的に行う、などのことが求められる。

ボランティア活動を活発にしていくことに資するため、特定非営利活動促進法が制定され、平成十年十二月から施行されている。この法律により、一定の要件を満たす非営利の団体は簡易・迅速な方法で法人格が付与されるようになった。平成十一年五月三十一日現在、同法による設立認定申請受理件数は累計で五百九十一件であり、このうち二百五件が認証されている。

この法律では施行後三年以内に検討を加えることになっているが、その検討に当たっては、制定の際の望みの強かった税の優遇措置について結論を得ることが望まれる。また、現在十二に限定されている法人格を与える活動分野を拡充することも検討する必要がある。

また、今後はNPO(民間非営利団体)が、新しいサービスの提供体としてその役割を高めるとともに、福祉や教育といった分野で新たな雇用を創出することが期待されている。

⑦ 自立した消費者

価値観が多様化しているなかで、個々の取引は市場原理に任せるといふ改革が進められている。市場原理を尊重するということは、政府の関与をなくして、事業者と消費者が対等の立場に立って自主的に取引を行うことである。その際、消費者の自己責任という問題が重要になってくる。

消費者が自己責任を負えるようにするには、消費者が自主的・合理的に判断し、行動できる環境を整備することが必要になる。この環境の整備のために、①消費者が自発的に意思決定できるように、事業者から消費者に情報を提供させ、事業者と消費者の間の情報の非対称性を解消すること、②消費者の判断能力を超える範囲については、消費者が安心して取引ができるよう、事業者が商品の安全性や取引の適正な内容の確保を図るようにすること、③公正な取引を実現させるためのルールを明確にして、事業者・消費者双方の自己責任の範囲を明らかにすることが課題となる。

以上のことを進めるため、製造物責任法が制定され被害者の立証責任の軽減が図られている。また、現在、政府において消費者契約法(仮称)の検討が行われている。早急に結論を得て、消費者が安心して、公正な取引を実現するためのルールの明確化が課題となっている。

V 今後の調査課題

今日の我が国は、急速な少子・高齢化が進行しており、その克服が大きな課題となっている。

高齢化については、本調査会の前身である国民生活・経済調査特別委員会時代から、「高齢化社会」をテーマとする等調査を行ってきた。特に、平成五年設置の調査会では、「本格的な高齢化社会への対応」のテーマの下で精力的に調査・検討を行い、それまでの集大成として高齢社会対策基本法を取りまとめ、平成七年に調査会提出の法律案として、成立している。

他方、少子化については、深刻な問題として広く耳目を集める契機となった平成元年のいわゆる「一・五七ショック」以前の昭和六十一年において、すでに「出生率の動向と対応」をテーマとして調査を行っていた。また、昨年度においても、子育て支援についても調査し、提言が行われたところである。

昨年八月からの本調査会においては、少子化についても重要な調査事項として取り上げてきた。これまでの調査で明らかになったように、少子化は家庭、地域社会、職場の在り方といった経済社会の様々な面に影響を与えている。

したがって、今後の本調査会の課題としては、少子化社会に関する基本法制の検討を含め少子化そのものへの対策の検討を深める必要がある。同時に、過去二十数年に及ぶ少子化の結果が社会に及ぼす影響を放置するわけにはいかず、教育、雇用、社会保障等の社会システムの在り方を検討することも必要である。

少子化に関連する様々な問題は、省庁の枠を超えた総合的な取組を必要としており、中長期的に大局的な見地から、国政の基本的在り方を検討し、その解決方策を見いだしていく必要がある。こうしたことは、まさに本調査会に課せられた責務であるといえよう。

参 考

一 図表

第一図 出生数及び合計特殊出生率…一九四七～一九七七年

第二図 我が国の総人口の見通し

第三図 年齢三区分別人口割合の推移(中位推計の結果)

第四図 年齢別未婚率の推移

第五図 結婚持続期間別にみた、平均理想子ども数と平均予定子ども数

第六図 設置主体別多様な保育の実施状況

第七図 国際的にみても低い日本の夫の家事負担

第八図 産育に關わる休暇

第九図 年間三〇日以上学校を欠席した不登校児童生徒数の推移

第十図 校内暴力の発生件数及び発生学校数の推移

第十一図 主要刑法犯少年の補導人員及び人口比の推移

第十二図 児童相談所における虐待相談処理件数の推移

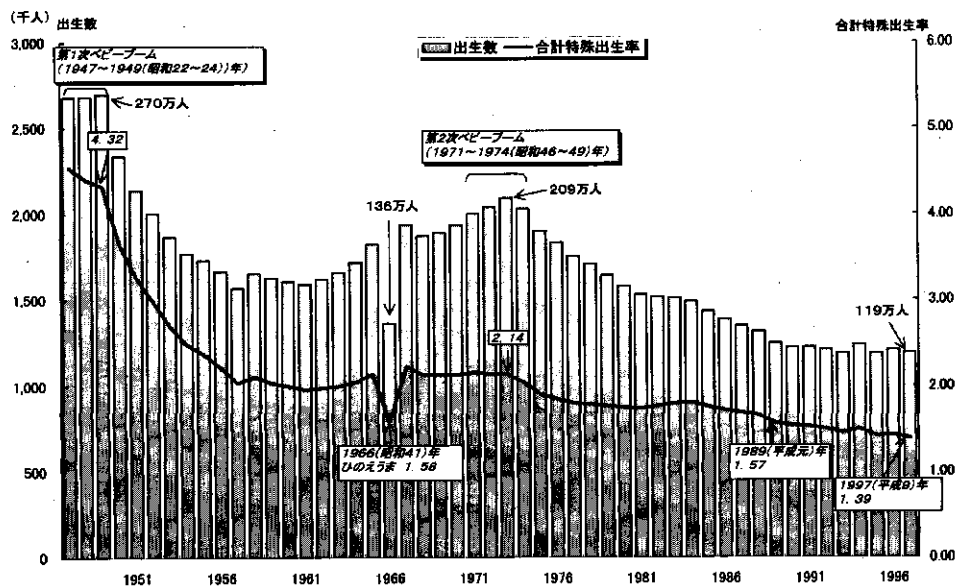
第十三図 子どもの悩みの相談相手

第十四図 児童生徒等の求める学校像

第十五図 生涯学習社会の構築

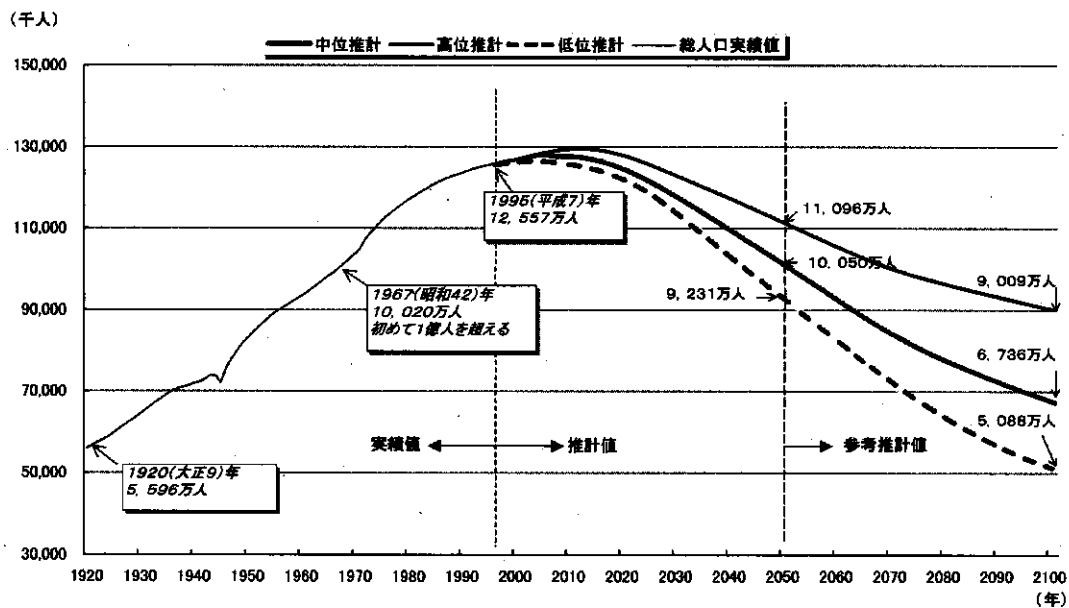
第十六図 職業能力開発施策の概要

第1図 出生数及び合計特殊出生率：1947～97年



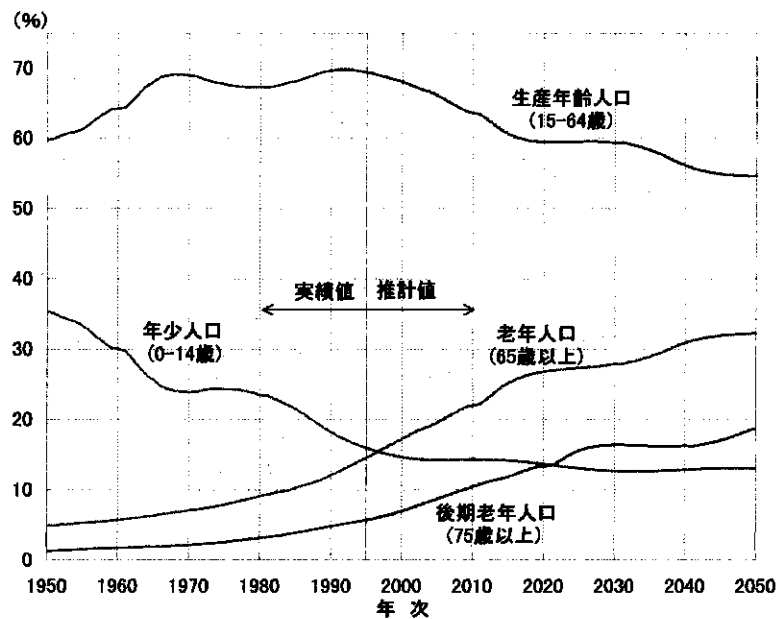
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」(平成10年7月)

第2図 我が国の総人口の見通し



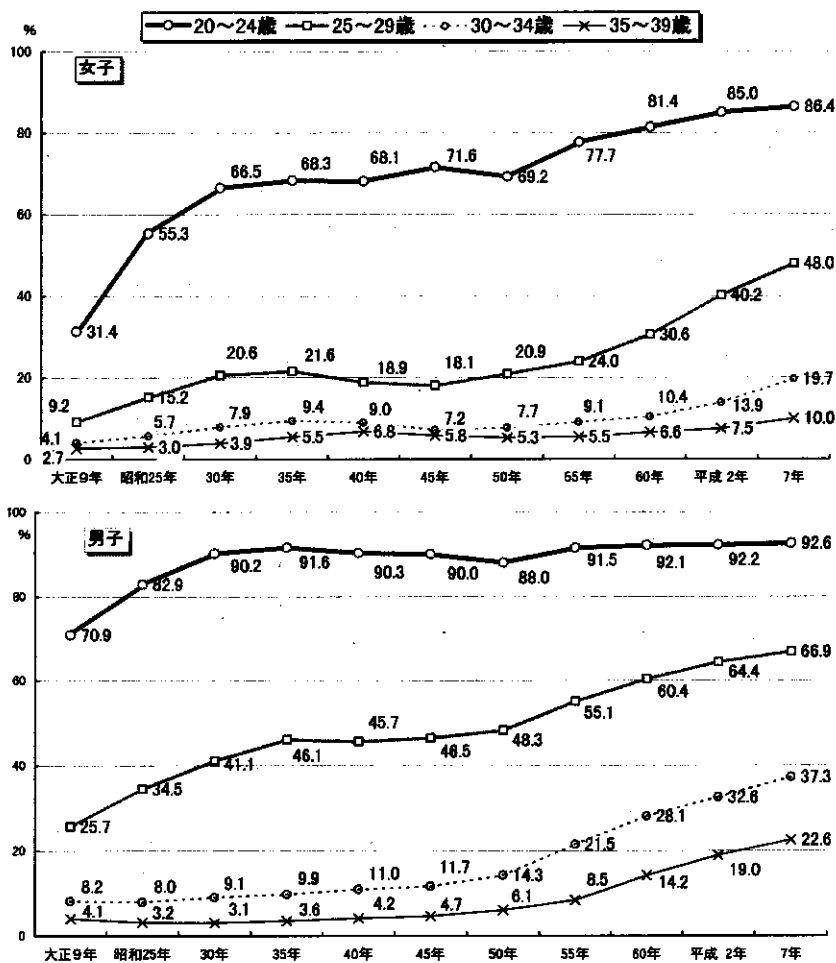
(出所) 厚生省官房政策課「少子化と人口減少社会を考える」(平成10年2月)

第3図 年齢3区分別人口割合の推移(中位推計の結果)



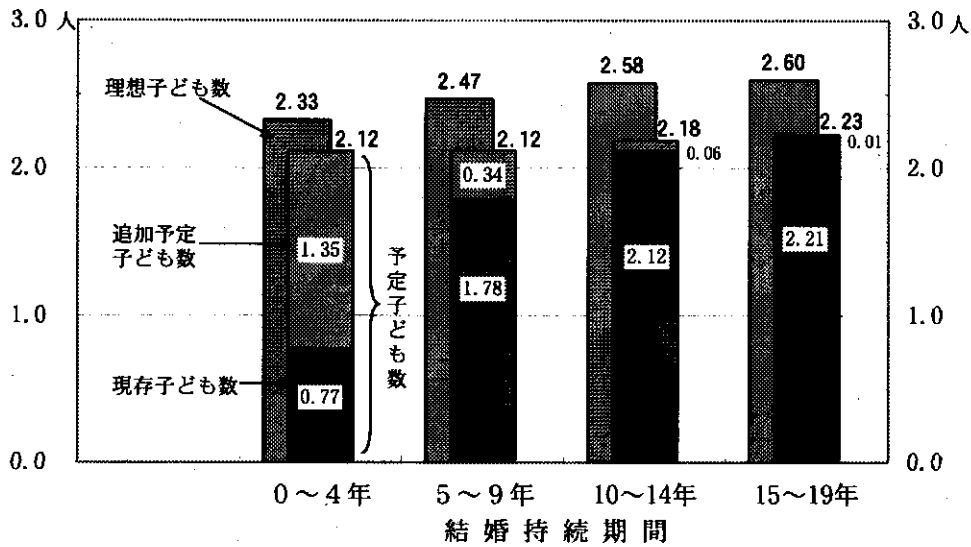
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成9年1月推計)について」

第4図 年齢別未婚率の推移



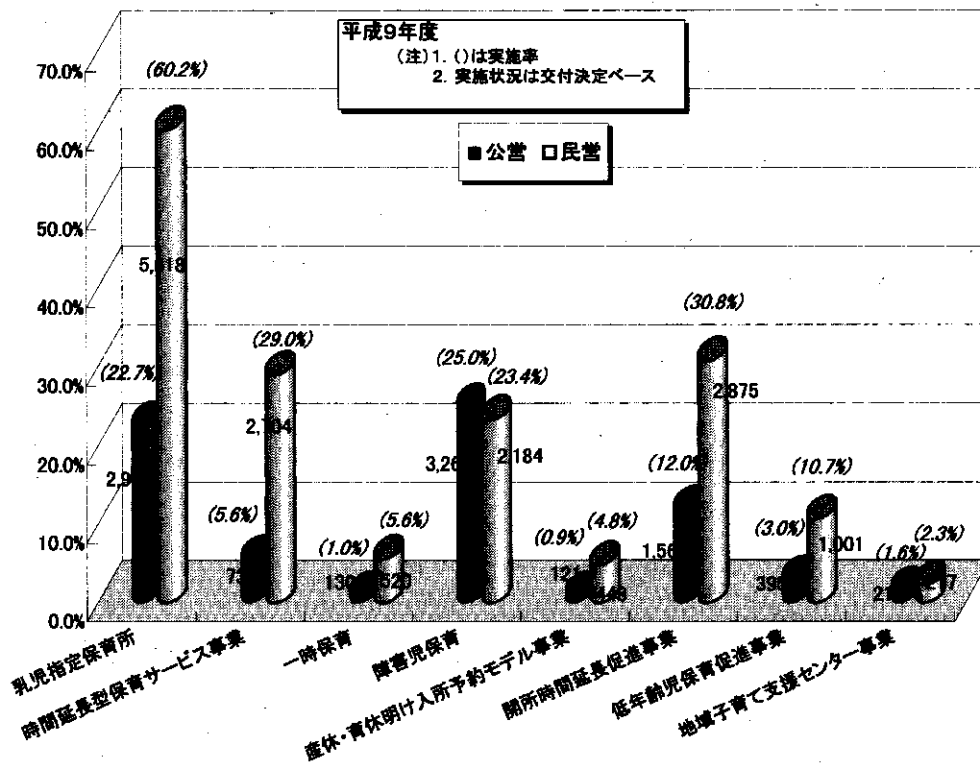
(出所) 厚生省官房政策課「少子化と人口減少社会を考える」(平成10年2月)

第 5 図 結婚持続期間別にみた、平均理想子ども数と平均予定子ども数



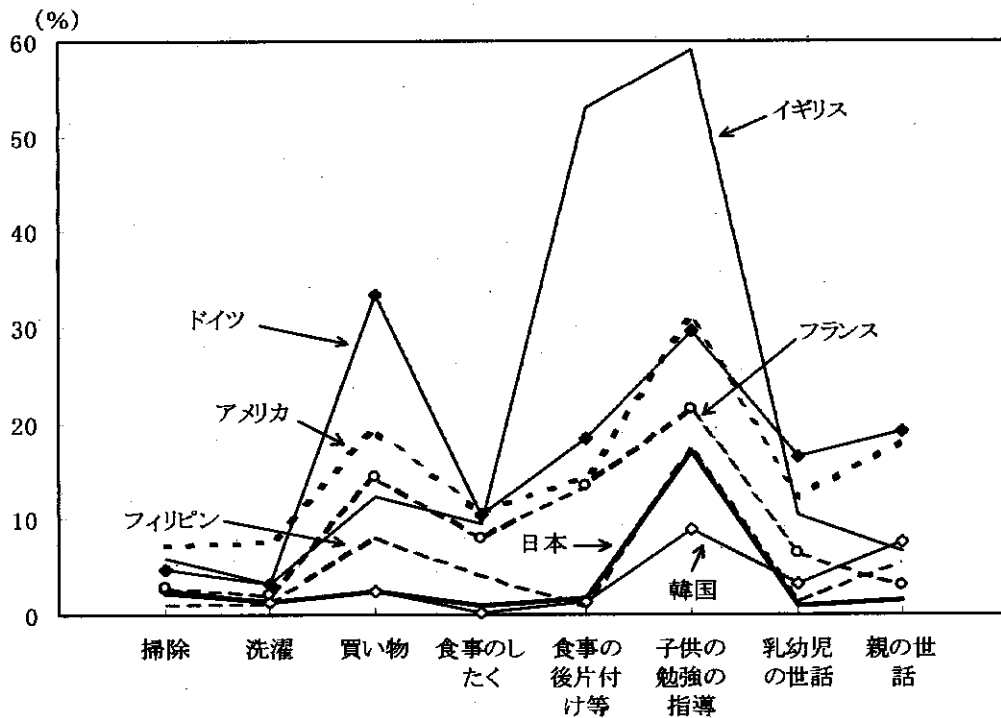
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「平成9年 第11回出生動向基本調査」(平成9年9月)

第 6 図 設置主体別多様な保育の実施状況 (平成9年度)



(出所) 厚生省「平成10年度版 厚生白書」(平成9年11月)

第7図 国際的にみても低い日本の夫の家事負担



- (備考) 1. 東京都「女性問題に関する国際比較調査」(1993年)により作成。
 2. 妻の割合に対する夫の割合の比率を示したものである。
 3. 上記調査の回答者は、日本は20歳以上の男女、日本以外の7カ国については、20歳以上の女性。回答者数は、日本3,524(うち女性1,971)人、韓国1,000人、アメリカ1,016人、イギリス1,064人、フランス1,041人、ドイツ1,041人、スウェーデン1,013人。

(出所) 経済企画庁「平成9年度 国民生活白書」(平成10年6月)

第1表 産育に関わる休暇 1995年

	出産休暇 maternity leave	父親休暇 paternity leave	育児休業 parental leave	病児看護・家族的理由休暇 leave to care for sick children and other family reasons
スウェーデン	妊娠中、重労働 からめられない 場合 60日 有給	10日 給80%	540日/家族 内30日ずつ父親と母親に割当 給90% 300日 給80%、90日定額、90日無給 子が8歳になるまでに柔軟に取得可能 (定額: 1日60クローネ)	1)12歳以下の子の看護のため 年120日/家族 給80-90% 内60日は養育者の病でも可 2)4-12歳子の行事参加のため 年2日/家族 給80%
ノルウェー	育児休業に含ま れる	2週 無給	52週・給80% or 42週・給100%/家族 内9週は母親が出産前後に取得割当 4週は父親が取得割当 養子では46週・給80% or 37週・給100% 柔軟に取得可能 1年/個人の育児休業延長可能	1)12歳以下の子の看護のため 年10日/家族 給100% 2子以上では年に15日 ひとり親では倍の日数 16歳以下の障害児: 年20日 2)重度障害児: 有給休暇3年 内1年給100% 2年給65%
デンマーク	18週 定額 (4週は産前)	10日 定額	10週/家族 定額 (失業給付と同額) 26週/個人 定額 (失業給付の80%) 労使協議で26週追加/個人 定額 子が9歳になるまでに一括取得	無 有給サバティカル制度
フィンランド	17.5週 給66% (5週は産前)	1週 給66%	6ヶ月/家族 内20週 給66% 残りは低い定額 労働時間短縮の形で柔軟に取得可能	1)子の急病のため 年4日/家族・無給 2)重度障害児の親に特別休暇 年60日・給66%
フランス	16-26週 給84% (出生順位と数 により期間変化) 授乳時間あり	3日 有給	36ヶ月/家族 第1子は無給 第2子から定額 (最低賃金の半分以上) 子が3歳になるまでに柔軟に取得可能 ただし小企業は休暇を拒否できる	無
ベルギー	15週 1週は給82% 2週以降給75%	3日 給100%	無 代わりにキャリアブレイク制度/個人 労使協議で6-12ヶ月 定額 (1万BF/月) 柔軟な取得可能	私企業では無給で年10日 公的セクターでは有給で4日
スペイン	16週 給75% さらに9ヶ月 1h短縮可能	2日 給100% 妻の産休の後半 4週を譲受可能	36ヶ月/家族・無給 6歳まで労働時間短縮が可能 ただし無給	子どもの病気の初め2日は 有給で休める/個人

	出産休暇	父親休暇	育児休業	病児看護・家族的理由休暇
ドイツ	14週 給100% (6週は産前)	無	36ヶ月/家族 収入比例給付 子が3歳になるまでに柔軟に取得可能	12歳以下の子の病気のため 年10-25日/家族 給100% (ひとり親では倍の期間)
オーストリア	16週 給100% (8週は産前) 授乳時間あり	無	24ヶ月/家族 定額 子が4歳になるまでに柔軟に取得可能	不 明
ギリシャ	14週 給100% (3週は産前)	無	子が2歳半になるまでに全日型で 3ヶ月/個人・無給 (ひとり親では倍の期間)	16歳以下の子の病気のため 年6-10日/家族 無給
ポルトガル	90日 給100% (60日は産後) 授乳時間あり	無	6-24ヶ月/家族 無給	10歳以下の子の病気のため 年に30日/家族 無給 but 公務員や単親に給付あり
イタリア	5ヶ月 給80% (2ヶ月は産前) 授乳時間あり	無	6ヶ月/家族 給30% 重度障害児では3歳まで延長	3歳以下の子の病気のため 無給の休暇が取れる
オランダ	16週 給100% (6週は産前)	無	子が4歳になるまでに労働時間短縮の形で 6ヶ月/個人 無給 低所得の単親の場合給付あり	無
ルクセンブルグ	16週 給100% (8週は産前)	無	無	無
アイルランド	14週 給70% (4週は産後) 無給4週追加可	無	無	無
イギリス	40週 (11週は産前) 6週は給90% 12週は定額 22週は無給	無	無	無

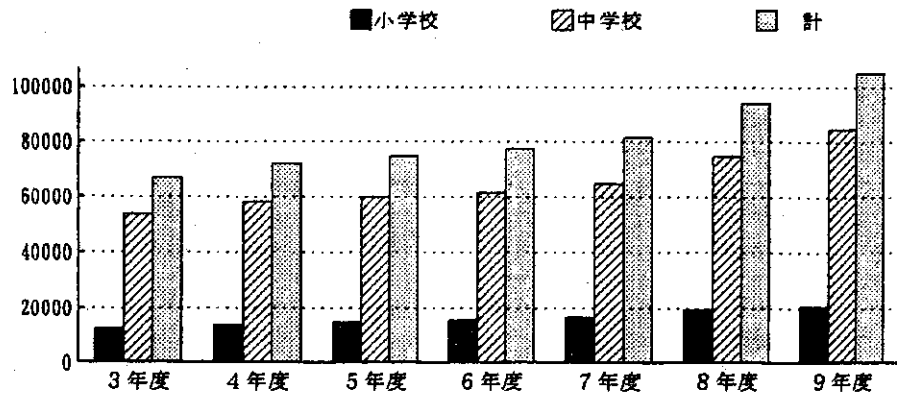
資料出所

- 1) European Commission Network on Childcare and other Measures to Reconcile Employment and Family Responsibilities, 1994, *Leave Arrangements for Workers with Children*, European Commission Directorate-General V Equal Opportunities Unit.
- 2) *Equal Opportunities for Women and Men in the European Union Annual Report 1996, 1997*, European Commission Directorate-General V Equal Opportunities Unit.
- 3) *Le Statut et le rôle du Père - Aspects de la Politique Familiale - : Conférence des Ministères Européens Responsables des Affaires Familiales*, 1995, Conseil de l'Europe に収録された各国リポート.

(出所) 船橋恵子参考人提出資料

第8図 年間30日以上学校を欠席した不登校児童生徒数の推移

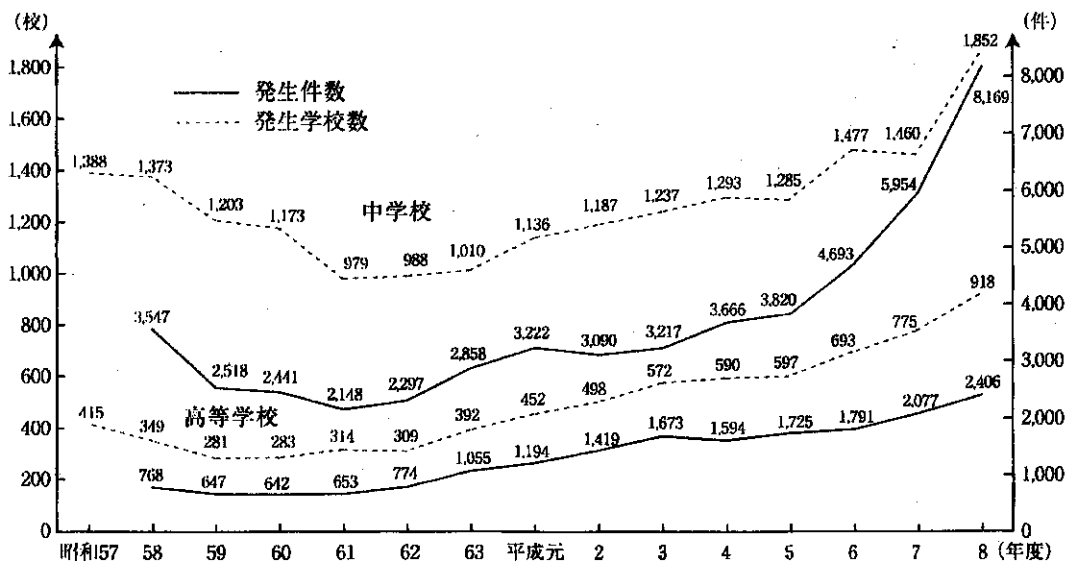
(人)



	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
■小学校	12645	13710	14769	15786	16569	19498	20765
▨中学校	54172	58421	60039	61663	65022	74853	84701
■計	66817	72131	74808	77449	81591	94351	105466

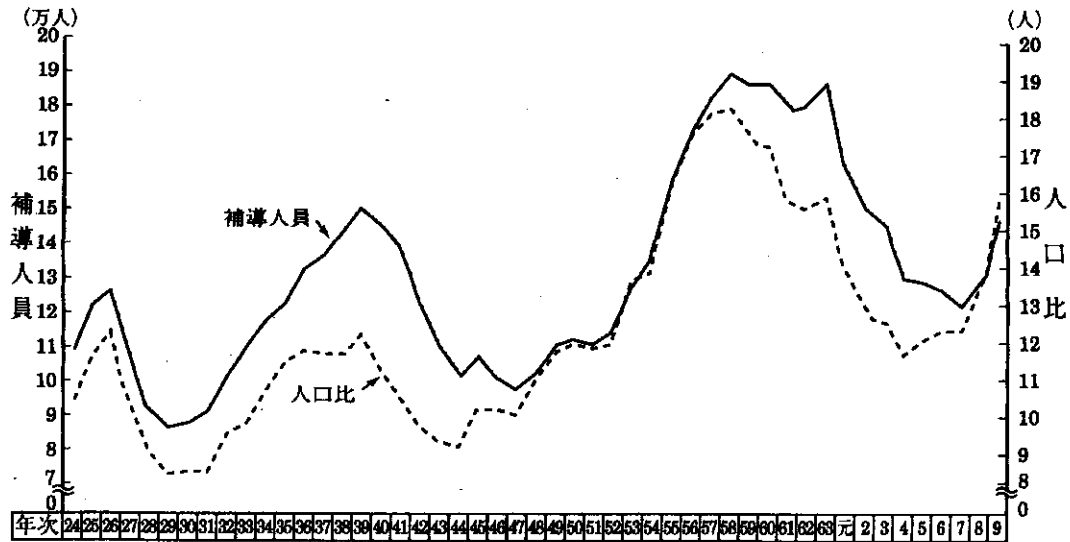
(出所) 文部省「平成9年度における公立の小学校及び中学校における不登校の状況等調査」(平成10年12月)

第9図 校内暴力の発生件数及び発生学校数の推移



(出所) 文部省「平成10年度 我が国の文教施策」

第10図 主要刑法犯少年の補導人員及び人口比の推移



(出所) 総務庁青少年対策本部「青少年問題の現状と対策」(平成11年1月)

第2表 児童相談所における虐待相談処理件数の推移

年 度	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年
件 数	(100) 1,101	(106) 1,171	(125) 1,372	(146) 1,611	(178) 1,961	(247) 2,722	(373) 4,102	(486) 5,352

(注) 上段()内は、平成2年度を100とした指数(伸び率)である。

(出所) 厚生省児童家庭局「厚生省報告例」

第3表 子どもの悩みの相談相手

(単位: %)

順 位	1	2	3	4	5	6	7	8
小学4～6年生	お母さん 74.1	学校の友達 51.0	お父さん 38.1	学校の先生 18.6	兄 弟 12.9	近所の友達 10.5	姉妹さん、お兄さん、親類 8.5	師、グループなどの仲間 3.0
中 学 生	学校の友達 64.3	お母さん 53.4	お父さん 24.1	学校の先生 13.4	兄 弟 13.1	仲のよい異性 7.8	近所の友達 6.0	誰とも相談しない 5.2
15歳～17歳	学校の友達 73.3	お母さん 42.9	お父さん 19.3	兄 弟 14.5	仲のよい異性 12.0	学校時代の友達 8.7	学校の先輩 8.5	学校の先生 7.9

(注) 全国の小学生・中学生各約1,000人、15～17歳約600人を対象に調査

(出所) 総務庁「青少年の生活と意識に関する基本調査」(平成7年)

第4表 児童生徒等の求める学校像

(複数回答)

種 別	回 答 の 多 か っ た 項 目 (上 位 3 項 目)
小学校3年生 (n=2,311)	① 楽しく、のびのびと過ごせる 70.3% ② 図書室やコンピュータ教室などが、いつでも自由に使える 70.1% ③ 友だちや先生と何でも話せる 65.4%
小学校5年生 (n=2,281)	① 楽しく、のびのびと過ごせる 76.2% ② 図書室やコンピュータ教室などが、いつでも自由に使える 63.5% ③ 友だちや先生と何でも話せる 58.0%
中学校2年生 (n=1,986)	① 楽しく、のびのびと過ごせる 80.9% ② 自分の個性、特性を見出し伸ばしてくれる 62.5% ③ 友だちや先生と何でも話せる 54.2%
高校2年生 (n=1,550)	① 楽しく、のびのびと過ごせる 77.0% ② 自分の個性、特性を見出し伸ばしてくれる 60.1% ③ 友だちや先生と何でも話せる 48.6%
保 護 者 (n=7,853)	① 子どもの個性、特性を見出し伸ばしてくれる 80.5% ② 子どもが楽しく、のびのびと過ごせる 74.2% ③ 子どもが友だちや先生と何でも話せる 71.1%
教 員 (n=4,032)	① 子どもの個性、特性を見出し伸ばす 69.9% ② 子どもが楽しく、のびのびと過ごせるようにする 63.7% ③ 子どもが友だちや教師と何でも話せるようにする 55.1%

(出所) 文部省「学校教育に関する意識調査」(平成10年2月)

第11図 生涯学習社会の構築

◆生涯学習社会とは、

『人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される』ような社会(平成4年生涯学習審議会答申)

背景と必要性

①学歴社会の弊害の
是正

偏差値教育の問題など学歴社会の是正は、現在すすめられている教育改革の最重要課題。学歴だけでなく、様々な「学習の成果」(実力)がきちんと評価される社会を築いていくことが必要。

②社会・経済の変化に
対応するための学
習の必要性

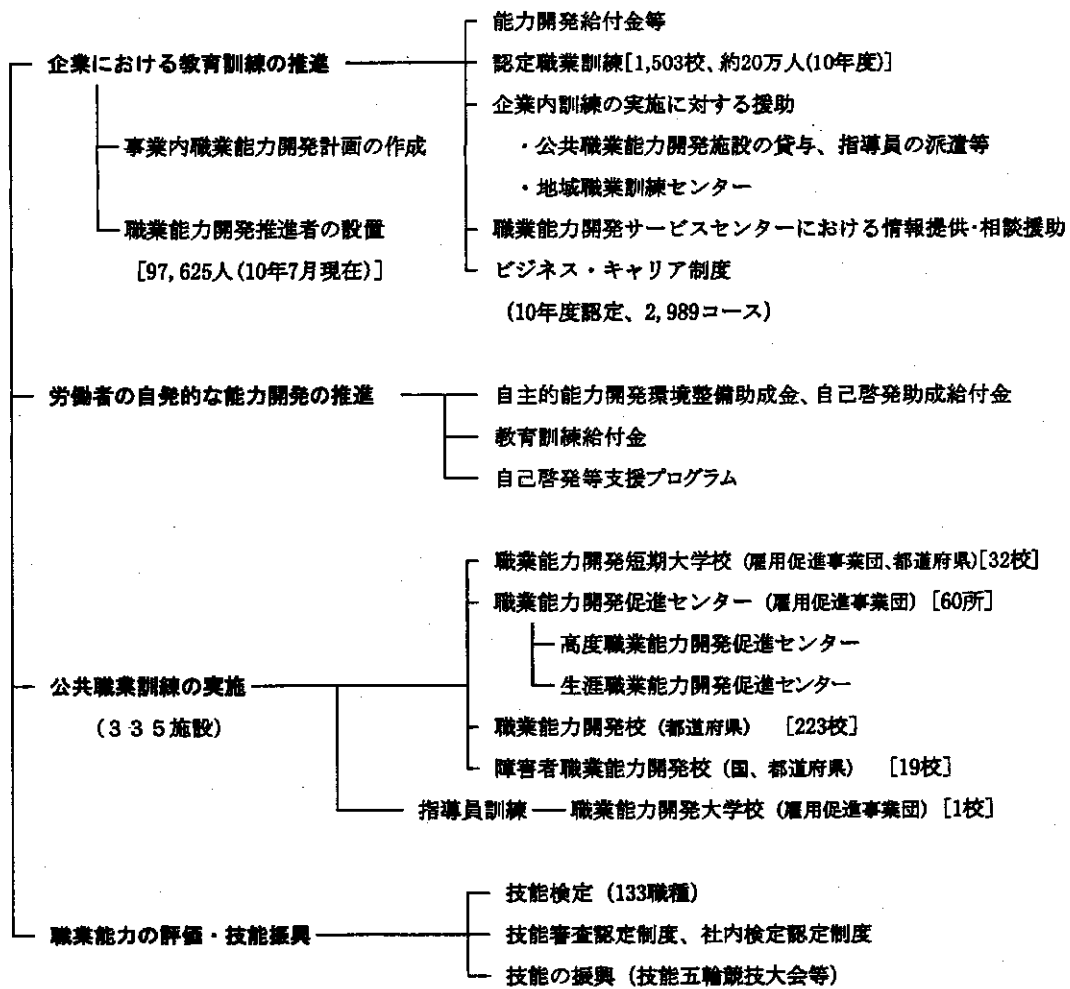
情報化、国際化、産業構造の変化等に伴い、社会人は絶えず新しい知識や技術の習得を迫られている。これらの学習基盤を整備することは、学習者自身のキャリアの向上のみならず、社会システムの基盤である人材の育成政策として、社会・経済の発展に寄与。

③社会の成熟化に伴
う学習需要

自由時間の増大、高齢化等社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習需要が増大。これに応じて、学習基盤を整備することは、学習者の自己実現のみならず、地域社会の活性化、高齢者の社会参加など、社会全体にとって有意義。

(出所) 文部省

第12図 職業能力開発施策の概要



(出所)労働省

第5表 就業形態別労働者の割合

(単位：%)

	計	正社員	非正社員	非正社員					その他
				出向社員	派遣労働者	パートタイマー	臨時日雇	契約・登録社員	
昭和62年計	100.0	84.0	16.0	1.2	0.6	9.9	2.6	0.9	0.9
	男 100.0	92.3	7.7	1.7	0.4	2.3	1.9	0.6	0.7
女 100.0	70.1	29.9	0.4	1.0	22.6	3.6	1.2	1.1	
平成6年計	100.0	81.7	18.3	1.4	1.0	11.4	2.3	1.3	0.9
	男 100.0	90.8	9.2	2.0	0.5	3.2	1.7	1.0	0.8
	女 100.0	66.1	33.9	0.5	1.8	25.3	3.4	1.8	1.0

(出所) 労働省「昭和62年就業形態の多様化に関する実態調査結果報告」
同 「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

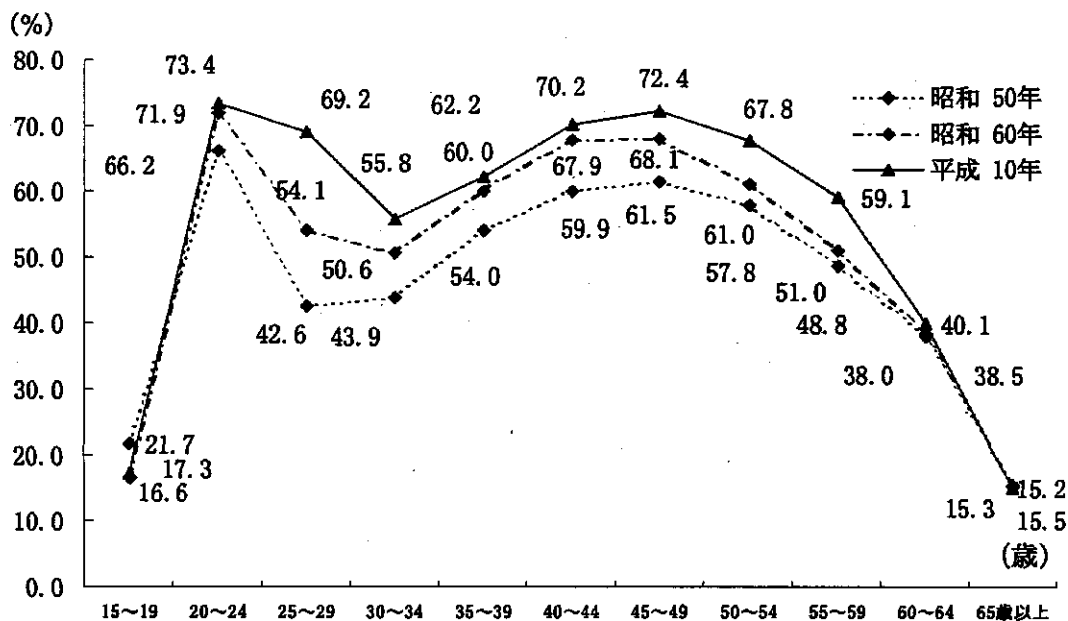
第6表 性、就業形態、現在の就業形態に就いた理由別労働者割合（正社員を除く）

（複数回答、単位：％）

性・就業形態	理 由	自分の都合 のよい時間 に働ける から	学生生活と 両立させる ため	勤務時間や 日数を短く したかった から	すぐ辞めら れるから	専門的な資 格・技能が 活かせるか ら	より収入の 多い仕事に 従事したか ら	家計の補助 ・学費等を 得るため	社会活動に 参加する ため	正社員とし て働ける 会社がない から	簡単に仕事 ができ、 責任も少な いから	健康を考え て	そ の 他	計
男 計 派遣労働者 パートタイマー 臨時・日雇 契約・登録社員 そ の 他		37.9 24.6 47.1 21.0 21.0 11.6	3.2 1.1 3.5 3.9 1.3 2.0	16.3 13.6 20.9 6.9 6.8 3.6	6.5 6.1 6.3 10.2 2.8 3.0	8.2 18.1 4.5 9.3 26.0 15.8	6.5 11.5 3.7 12.7 12.9 8.6	38.4 20.3 46.7 27.4 16.3 19.3	9.2 8.1 10.3 6.4 7.3 7.7	15.0 19.2 11.9 24.9 16.9 16.3	14.3 10.1 14.3 20.3 5.3 14.0	15.8 7.0 17.0 13.6 15.4 18.2	22.6 34.3 18.4 24.8 32.5 42.8	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0
男 計 派遣労働者 パートタイマー 臨時・日雇 契約・登録社員 そ の 他		22.2 9.8 34.5 17.0 13.3 10.1	7.1 1.0 13.8 3.9 1.6 1.5	8.5 2.9 14.7 5.4 4.6 2.5	7.3 3.8 7.3 12.1 2.2 2.9	15.7 24.2 9.9 13.6 29.4 20.8	10.4 12.9 6.0 15.6 10.6 10.5	14.4 7.2 19.5 13.0 6.6 13.8	6.5 1.0 8.9 4.7 4.3 8.3	16.8 12.2 11.9 26.9 14.7 13.4	14.7 8.8 11.6 24.1 4.9 17.2	18.4 9.2 22.0 14.5 18.2 21.0	31.2 44.3 27.7 26.9 36.3 41.0	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0
女 計 派遣労働者 パートタイマー 臨時・日雇 契約・登録社員 そ の 他		44.1 31.6 49.8 25.2 29.0 14.1	1.6 1.2 1.3 3.9 1.0 2.8	19.4 18.7 22.2 8.4 9.1 5.4	6.1 7.2 6.1 8.1 3.4 3.1	5.2 15.2 3.4 4.7 22.5 7.1	5.0 10.8 3.2 9.7 15.3 5.2	48.0 26.6 52.4 42.7 26.4 28.6	10.3 11.5 10.6 8.2 10.4 6.7	14.3 22.5 11.9 22.8 19.1 21.3	14.2 10.8 14.9 16.4 5.8 8.5	14.8 6.0 16.0 12.6 12.5 13.3	19.2 29.5 16.4 22.6 28.5 45.8	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0

（出所）労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

第13図 年齢階級別女性の労働力率



(出所) 総務庁統計局「労働力調査」

二 調査会委員名簿

(一) 報告書提出日(平一一・八・四)における委員

会長 久保 亘	理事 長峯 基	理事 成瀬 守重
理事 前川 忠夫	理事 山本 保	理事 畑野 君枝
理事 日下部禮代子	理事 阿曾田 清	理事 松岡満壽男
委員 金田 勝年	委員 岸 宏一	委員 齊藤 滋宣
委員 田中 直紀	委員 中原 爽	委員 日出 英輔
委員 松村 龍二	委員 三浦 一水	委員 平田 健二
委員 堀 利和	委員 円 より子	委員 葦科 満治
委員 沢 たまき	委員 但馬 久美	委員 西山登紀子
委員 清水 澄子		

(二) 平一〇・八・三一(一・八・四)までに当調査会に所属したことがある委員(一)の委員を除く

理事 興石 東	理事 平田 健二	委員 石川 弘
委員 国井 正幸	委員 小川 敏夫	委員 興石 東
委員 齋藤 勤	委員 竹村 泰子	委員 前川 忠夫
委員 松 あきら	委員 山下 栄一	

三 調査会の活動状況(平一〇・八・三一(一・八・四))

調査項目・少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成

① 調査会

第百四十四回国会

○ 平一〇・一二・七

経済企画庁・厚生省から説明聴取・質疑

(政府委員)

経済企画庁国民生活局長 金子 孝文君
 経済企画庁総合計画局長 中名生 隆君
 厚生大臣官房総務審議官 真野 章君
 厚生省児童家庭局長 横田 吉男君

第百四十五回国会

○ 平一一・二・三

総務庁・文部省・厚生省から説明聴取・質疑

(政府委員)

総務庁長官官房審議官 大坪 正彦君
 文部省生涯学習局長 富岡 賢治君
 文部省初等中等教育局長 辻村 哲夫君
 文部省体育局長 遠藤 昭雄君
 厚生省児童家庭局長 横田 吉男君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可